

会 議 録 目 次

平成 3 1 年第 1 回海田町議会定例会（第 3 日目）

平成 3 1 年 3 月 7 日（木）午前 9 時 0 0 分 開議

日程第 1	一般質問	
	○住吉秀公議員	4
	○大高下光信議員	15
	○富永やよい議員	18
	○大江康子議員	28
	○岡田良訓議員	41
	○小田久美子議員	57
	○宗像啓之議員	68
	○前田勝男議員	86
日程第 2	第12号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	101
日程第 3	第13号議案 平成31年度海田町一般会計予算	102
日程第 4	第14号議案 平成31年度海田町公共下水道事業特別会計予算	102
日程第 5	第15号議案 平成31年度海田町国民健康保険特別会計予算	102
日程第 6	第16号議案 平成31年度海田町介護保険特別会計予算	102
日程第 7	第17号議案 平成31年度海田町後期高齢者医療保険特別会計予算	102
日程第 8	第18号議案 平成31年度海田町水道事業会計予算	102
	（延 会）	109

平成31年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 平成31年3月7日 (木)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 3月7日 (木) 9時00分宣告 (第3日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |         |     |                  |
|-----|---------|-----|------------------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 欠              員 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信          |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大          |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公          |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生          |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一          |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男          |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治          |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |                  |
|-----|---------|-----|------------------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 欠              員 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信          |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大          |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公          |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生          |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一          |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男          |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治          |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

|                 |   |         |
|-----------------|---|---------|
| 町               | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町             | 長 | 胡 家 亮 一 |
| 企 画 部           | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部           | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部       | 長 | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部           | 長 | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次 長       |   | 門 前 誠 司 |
| 建 設 部 次 長       |   | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課           | 長 | 山 崎 純   |
| 魅力づくり推進課        | 長 | 宮 垣 将 司 |
| 財 政 課           | 長 | 吉 本 真 人 |
| 税 務 課           | 長 | 近 森 茂   |
| 生 活 安 全 課       | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 住 民 課           | 長 | 水 川 綾 子 |
| こ ど も 課         | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 長 寿 保 険 課       | 長 | 新 藤 正 敏 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |   | 森 原 知 美 |
| 建 設 課           | 長 | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課       | 長 | 早稲田 誠   |
| 会 計 管 理 者       |   | 中 下 義 博 |
| 教 育             | 長 | 佐々木 智 彦 |
| 教 育 次 長         |   | 伊 藤 仁 士 |
| 学 校 教 育 課       | 長 | 小 林 伸 二 |
| 生 涯 学 習 課       | 長 | 森 原 宏 生 |
| 環 境 セ ン タ ー 所 長 |   | 岡 田 隆 弘 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

|                          |         |
|--------------------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長              | 中 川 修 治 |
| 主                      任 | 水 野 啓 太 |
| 主                      事 | 木 村 俊 英 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第 1    一般質問

日程第 2    第12号議案    海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3    第13号議案    平成31年度海田町一般会計予算

日程第 4    第14号議案    平成31年度海田町公共下水道事業特別会計予算

日程第 5    第15号議案    平成31年度海田町国民健康保険特別会計予算

日程第 6    第16号議案    平成31年度海田町介護保険特別会計予算

日程第 7    第17号議案    平成31年度海田町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8    第18号議案    平成31年度海田町水道事業会計予算

日程第 9    委員会提出議案第 1 号    町立中学校の完全給食実施に向けての要望決議案につ  
いて

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分    開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦労様です。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより、  
本日の会議を開きます。

なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受け  
た者の出席を求めています。

また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影を許可しておりますので、御了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第 1 から日程第 9 に  
至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。8番、住吉議員。

○8番（住吉） 8番、住吉です。3項目についてお尋ねします。

まず初めに、ヤングケアラー実態調査についてお尋ねいたします。家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子どものことをヤングケアラーと言われております。そのケアの内容は、高齢者の介護に限らず、病気や障がいのある家族の介助、精神的な問題を抱えた家族の世話、日本語が第一言語ではない親の通訳など、多様なケースがあります。後ほど述べる過去に行われた実態調査では、子どもたちは高齢者介護ではなくて、病気や障がいのある母親や兄弟姉妹のケアをしているケースが多くなっております。

ヤングケアラーが生まれる背景は、1980年に65歳以上のいる世帯の50パーセントであった3世帯同居率は2016年には12パーセントにまで減少したこと、同じく約1,100万世帯であった専業主婦世帯が約660万世帯にまで減少したこと、ひとり親家庭は25年前の1.5倍近くになる約142万世帯に増えていること。このように家族の形態が多様化し、規模が縮小して、ケアを担える大人が家庭内に減ったことが原因であります。

しかしながら、ヤングケアラーという言葉が生まれた歴史は浅く、世界に先駆けて、こうした子どもたちに目を向け、支援に取り組んでいるイギリスでも、実態調査が行われたのは1980年代末から、日本においては2015年の南魚沼市の調査が初めてであり、その支援策は国内では皆無に等しいのみならず、ヤングケアラーという言葉すら知られていないのが現状であります。

先に挙げた南魚沼市と翌年調査を実施した藤沢市では、教育委員会の協力で公立小中学校の全教職員を対象にアンケート調査を行いました。その結果を見ますと、これまで教員として関わった児童生徒の中で、家族のケアをしているのではないかと感じた子どもがいる、又、はいと回答した教員は、南魚沼市で25.1パーセント、藤沢市では48.6パーセントにもなります。そのうち、両市とも9割前後の教員が、対象の子どもに、遅刻、欠席、早退や学力が振るわない、部活など課外活動ができないなど、学校生活に影響が出ていると回答しております。

また、詳細な実態調査をされていないものの、過去にヤングケアラーであった方の中には、高校中退された方もおります。本来ならば、10代のうちに経験すべきことを、家族のケアに時間を割かれ、経験することができず、その思いを友達や先生に打ち明ける

こともできず、1人で悩む子どもたちを放置することは、住民福祉の向上を本文とする地方自治体にとって許されることではありません。

以上のことを踏まえ、2点お尋ねいたします。

南魚沼市と藤沢市の例に倣い、町内小中学校の全教職員を対象としたヤングケアラー調査を早急に行ってはいかがでしょうか。2点目、高齢者介護のみならず、病気や障がいなどで何らかの行政支援を行っている家庭内において、18歳未満の子どもが過度にケアに関わっていないか、早急に調査をしていかがでしょうか。

続きまして、不登校対策についてお尋ねいたします。広島県教育委員会は、県内公立小中学校において不登校や不登校気味の児童生徒のために余裕教室等を転用して専用教室とし、担当教員を配置する不登校対策のモデル事業を計画しております。これは県教育長の平川氏が公立中学校のときに取り組んだ手法であり、当初、30名程度いた完全不登校生徒が、わずか1年間でゼロになった実績があります。

海田町では、今年度大幅に改善されてきておりますが、小中学校における不登校率は全国平均を大幅に上回っており、不登校対策は喫緊の課題であります。

以上のことを踏まえ、2点お尋ねいたします。

県教育委員会のモデル事業の指定を受けてはいかがでしょうか。2点目、指定を受けられなかった場合は、独自に担当教員を置いた専用教室を確保してはいかがでしょうか。

最後に、待機児童対策についてお尋ねいたします。昨年12月時点における待機児童数は、入所保留児童15人に合わせ、24人となっております。また、定員超過で受け入れている児童数は31人、その他相談受付件数36件を合わせますと、保育所の定員は91人分不足していることになります。来年度初めには、定員30名の、こちら20名で出しましたが、間違いです、30名に訂正してください。定員30名の3歳未満児専用保育所が開設され、再来年度には定員120名の保育所新設に向けて準備が進められております。

しかしながら、来年度においては70人分の不足が解消されず、再来年度以降においても、今後のマンション、住宅着工件数などを鑑みますと、待機児童が増加するおそれがあります。昨年1月に文部科学省が発行した余裕教室、文部科学省の定義では余裕教室は今後5年以内に普通教室として使用されることがないと考える教室の活用事例集を見ますと、保育所への転用事例も挙げられており、平成29年度の余裕教室活用実態調査の結果でも、全国で81室の余裕教室が保育施設として活用されております。

海田町においても、待機児童対策として、公営民営問わず、余裕教室を活用した保育

所を開設してはいかがでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）住吉議員の質問の１点目の１番目と２点目については教育委員会から、その他の部分については私から答弁いたします。

ヤングケアラー実態調査についての御質問ですが、小中学校生については学校で家庭環境など状況を把握しております。また、障がい者や要介護者のいる世帯につきましては、主に対象者へ福祉サービスを提供するという形で行政が支援を行っておりますが、その家庭の子どものケアの関わりについて確認することで、サービスプランの見直しも検討できることから、障害福祉サービスであれば相談支援事業所に、介護サービスであれば居宅介護支援事業所に対し、調査を実施したいと考えております。

調査の結果、18歳未満の子どもが過度にケアに関わっている実態があれば、関係機関と連携し、適切に支援を行ってまいります。

余裕教室を活用した児童対策についての質問でございますが、余裕教室での保育の実施については県内では例はありませんが、他県では待機児童対策として保育所の分園方式など、地域の実情に応じた保育を行っている例がございます。

保育所として活用する場合は、現状の余裕教室内で児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められた面積や機能の確保、管理運営上の配慮を要する事項への対応が必要となることから、早急に調査を行い、本町の待機児童対策として活用できないか検討してまいります。

それでは、引き続き、教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）住吉議員の質問に答弁いたします。ヤングケアラー調査の実施についての質問でございますが、本調査は、学校教職員にアンケートを実施することで家族の介護等を行っている児童生徒の実態を把握する、これを目的としております。本町の各小中学校における児童生徒のこのような実態については、日常の児童生徒観察や保護者連携によって把握しております。したがって、本町の小中学校教職員に対してのヤングケアラー調査の実施につきましては、教育委員会としては必要ないと考えております。

現時点におきまして、介護等が原因で学校生活に影響が出ているケースはありません

が、今後、そうしたケースが確認できた場合、保護者や関係課等との連携を行い、児童生徒の教育活動に支障が出ることがないように対応してまいります。

続きまして、広島県教育委員会の新規モデル事業についてでございますが、本町も県教育委員会に対して指定を要望しているところでございます。指定が受けられなかった場合、独自に担当教員を置いて専用教室を確保してはどうかという点につきましては、既に海田中学校におきまして、余裕教室を不登校生徒対応の専用教室として教職員と相談員により、生徒一人ひとりに対してきめ細かい指導を行っております。

当該指定事業の指定が受けられなかった場合におきましても、こうした海田中学校の取組を基にして専用教室による不登校児童生徒対応の取組の充実を図ってまいりたいと思います。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）今日はいいい答弁が多いんであれですが、まず待機児童対策についてお伺いします。こちら、早急に調査を行い、検討してまいります、これ、再来年度定員120名の保育所が開設されますが、31年度、こちらは待機児童が出ないという見込みで考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（森川）平成31年度につきましては、まずはつくも保育所の受入枠を拡大して、入所を促進していきたいというふうに思っております。また、私立保育所さんの方でも現状でも面積に応じた受け入れで、定員を少しオーバーして受け入れていただいております。その部分もお願いをすることとして対応していきたいと思っております。

しかしながら、待機児童が発生しないのかというところにつきましては、状況を見ながらということにはなると思いますが、しっかりと受け入れられるような対応をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）そもそも定員オーバーというのは、本来待機児童と考えてもいいぐらいですよね。現在の子ども・子育て支援計画の中では、つくも保育所、あくまでも調整弁、いずれは縮小していつて廃止するという計画だったものが、今やいっぱいになっているし、そこを拡大するというのは、かなり無理が来ていると思うんですが、これ、早急に調査するということはいいんですけども、町長、これ、いつ頃を目途に考えていらっしゃるんですか。現場の方でかなり苦勞しておりますが、絶対足りないですよね、31年度、

どう考えたって。現に、5月の末か6月末、うちの近所のマンションも入居が始まりますし、その辺、執行部どなたでもいいんですが、定員拡大であるとかで補えると思っていらっしゃるんでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）議員さん、おっしゃるように、本町の待機児童対策、31年度、かなり厳しい状況にあると思っております。御提案の余裕教室を活用した保育につきましては、答弁しましたように、早急に調査をいたしまして、本町で活用できるかどうかという点については、早い時期に調査をして検討していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）それでしたら、この調査結果をお待ちします。

次は、不登校対策について、確かに海田中学校でもそれに近いことをやっておりますが、まずこちらの担当教員ですよね、これは専属の方なのか、それとも教員が空いている時間に入れ替わりになっているのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）現在、海田中学校におきましては、生徒指導主事を中心に、あとは適応指導教室の相談員を1名常駐しております、その連携によって対応しております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）教員が交代するということはないんですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）担任等がその子ども等に会いに来ることはありますが、常駐しておりますのは、適応指導教室の相談員が常駐しておりますので、ずっと常時、同じ者が対応しておる実態に加えて、担任が時々連携をするという状況でございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）西中の方の対応はどうなっておりますでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）海田西中学校に関しましては、今、適応指導教室のもう1人の相談員を巡回指導で、週に2回巡回しております。その際には、校長室の隣の会議室で、教室に上がれない生徒の対応、又は学校に来れない子どもへの家庭訪問等を担任や生徒

指導と連携し、適応指導教室の相談員が巡回で行っているところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）この海田町には中学校が2校しかないんですから、やはり、海田中学校でもやっているんでしたら、西中も同様にすべきだと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）この度、海田中学校にこのような専用教室を先んじて設定したのは、ほかの学校に比べて、海田中学校の不登校生徒数がかかなり多かったというところがございます。今回、このような県の新規モデル事業が上がりましたので、海田西中学校区の方でも同様の対応ができたらと思い、今、申請をしているところでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）その申請が通らなかった場合は、独自で西中でも同様のことをされますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）また、新年度、今、中3が卒業し、小6が入ってきますので、不登校生徒数がまた大幅に変わってくることも予想されます。その際、また西中学校が比較的また不登校生徒の対応が必要となった場合には、海田中学校と同様な対応も考えられますが、現在のところでは、今のような巡回指導の方で専用教室を用いて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）西中の不登校生徒が少ないといってもゼロじゃないですよ。あるいは、不登校気味の子どももいる訳ですし。実際、文化祭のときでも、多分、あれはおばあちゃんだったと思う、おばあちゃんに連れられて、生徒が遅れてやってきて、保健室に来ました。文化祭の日に。そう考えたら、たとえ1人であっても、やっぱり海田中学校と同じように、巡回じゃなくて専用教室を設けてやるのが筋じゃないでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）どの学校でもそのように専用教室を用い、専用の指導員若しくは教員を配置したいという思いはもちろんです。限られた人員の中での対応でございますので、優先的にやはり早急な対応が必要なところ、人的な対応が必要なところに関しましては、まず対応し、海田西中学校に関しましては、もし現行のまま新規事業が受けられないとしたならば、巡回指導、その巡回の回数はまた不登校の生徒によって、

そのときの状況によって多少増減しますが、対応していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）平川さんが県の教育長になられて1か月、5月ぐらいかな、挨拶に伺ったんですが、その際に聞いたのは、専任教員を別に増員しなくても十分できると言われたんですよ。よく現場じゃ、人手が足らん、人手が足らんと言うけど、そんなことはない、できる。実際、平川さんが校長をしているときはそれでやったんですよ。現場の負担が増えたかというのと、そうでもない。できる、やるかやらんかだけの話だと言っていたんですね。

その担当教員に指名した教員は最初嫌がったらしいんですけども、平川さんが、じゃ、あなたの子どもが家に一日中いてゲームしたらどう思うの、嫌でしょう。じゃ、やりなさい。で、実際、できたんですよ、増員しなくても。だから、巡回というの、いくら狭い町じゃいうても、それじゃ、完璧とは言えんし、やっぱり不登校はゼロにすべきだと思うんですよ。できれば、不登校気味の子も極力学校に来てもらう。1時間でも多く学校に来てもらう。そういう環境を作ってやるのが大事じゃないんですかね。確かに皆さん現場出身の方ですから厳しいと思われるんでしょう。私ら、そんな現場の細かいこと分かりません。でも、実際にやられた方が、今、県の教育長にいらっしゃるんですよ。そう考えたら、西中でもできるんじゃないんですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）議員、おっしゃるとおりでございまして、私も校長をしていましたからよく分かります。校長室や保健室へ来ていた子どもたちがいます。一番大事なことは社会と常に結びついておること、人と結びついていることだと思います。そういった意味で、余裕教室、これは万能ではないんでしょうけど、とても大事な居場所だと思います。

今、やっているのは、西中の校区では巡回を相談員がしてと、これも大事です。家にひきこもることがないように、どういう状況であるか、他の人と接するというのは最も大事なことで、これもやりながら、余裕教室もやりながら、西中についてもシフトを考えてやるように努めたいと思います。海田中学校はそのまま、また続けて努力したいと思います。

とにかく社会と離れないように、毎日、教室に通ってくれば越したことはないんで

すけど、それが目標ではありますけども、そうもいかないような状況もあります。とにかく、学校と離れない、教員と離れない、社会の人と離れないような取組を進めてまいりたいと思いますので、どうぞ御理解をお願いします。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）平川教育長もやはり同じようなことをおっしゃっていました。不登校気味でも学校に来ているんならいいじゃないか、社会との接点ができるんだから。そういうことで、今、教育長の答弁も同じような考えであったので、こちら、期待して、またしばらく様子を見させていただきます。

次、ヤングケアラーの話ですが、福祉保健部の答弁はこちらでよろしいんですが、教育委員会の答弁、把握しております、現在はそのようなケースはございませんがと言いますが、それは具体的に詳細に調査をした上でのこれは答弁なんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）まず、学校が把握しておる方法として2種類あります。1点目は保護者との連携によるものでございます。それにつきましては、各学校、年度初めに家庭環境調査票というものを保護者に記入してもらいます。その中には連絡先等だけでなく、家族構成であったり、担任教員に配慮してほしい点等を書き、担任、学校に提出するものでございます。それに加えて、家庭訪問そして定期的な個人懇談等で何らかの情報は手に入れております。

あと、もう1点が、児童生徒観察でございます。やはり、担任ですので、この最近、提出物の状況が悪いとか、朝いつも表情が暗いとか、そういった子どもの些細な変化等も見逃さない、もし大きな変化があれば、そのことに対して子どもに話を聞く、保護者に話を聞くということをしておりますので、そういった保護者との連携、児童生徒の観察、この2点での把握ということでございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）把握してとおっしゃいますが、これ、調査して、藤沢市や南魚沼市でも当然そういったことはやっていましたよね。どこの学校でもやっていると思います、家庭環境調査。にもかかわらず、教職員アンケートを取ったらこれだけの数字が出てくるんですよ。

なぜ学校が把握しにくいのかといたら、学校の先生は別に福祉の専門家じゃないですね、教育であって。そういうことで、子どもが相談してもあまりいい回答が出ないんだ

そうですよ。何で親がしないの、高齢者介護に関して、何で施設に預けないの、友達に相談したって、そんな環境の友達なんて少ないですから話せないし。そういう部分で今おっしゃった家庭環境の調査、家庭訪問、保護者の話とか、いろいろございましたが、目に見えないんですよ、分からないんですよ、誰も。教育委員会の答弁を信じない訳ではないですし、うちの海田町にはそういった子がいないのかもしれませんが、やはり念のために詳細な調査をした方がよろしいんじゃないでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）この度の南魚沼市の調査のアンケート用紙を拝見しました。その中では、それぞれの教員に対して今自分が関わっている児童生徒で介護をしているものはいるかとか、これまでのあなたの教員生活の中でそういった者がいたというところで、教員に対して更に精査して調べる訳でなく、自分の今までの経験、自分の目の前の児童でそういった介護でいろいろ苦労している子はいないかという調査でございました。このアンケートで分かるような内容でしたらば、今の保護者連携、そして児童生徒観察という点で十分把握できているものという認識で、今回こういった調査は特には必要ないのではないかということでございます。

あともう1点、南魚沼市でもそういったことをやっていたのではないかということですが、おそらく当然やっていたと思われます。今回のこの南魚沼市の報告書の一番最後の方に、ヤングケアラーが学校に望むことというところで、自分たちはこういうケアをしているんだ、親を介護しているんだ、だから、例えば遅刻したときにも機械的に罰しないほしいとか、いろいろ柔軟に対応してほしいという要望を学校にしておりました。教員として目の前にいる子どもが遅刻した、宿題忘れた、だから機械的に罰するのではなくて、その子の背景をしっかりと見るという点では、こういった調査の有効な必要性があると思います。

今、海田町においても、目の前にいる子どもたちに対して、その背景をしっかりと見、子に応じた対応を指導しているところがございますので、南魚沼市のようなこういった調査は今現状海田町では必要ないというふうに考えている次第でございます。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）そう言われると、ちょっと難しいですが、たまたま富永議員が一昨日録画しておいた国会中継を見たらしいんです。そこで、無所属の国会議員の方がヤングケアラーのことにに関して質問されたと。厚生労働省は、ある程度進んでますけども、文科省

はまだまだという感じ。ですから、今、課長がおっしゃったように、現状ではないと判断できるかもしれません。アンケートの内容も南魚沼市の後に実施した藤沢市でまた中身が変わってきているんですね。特に藤沢市の場合、アンケートを実施する前にヤングケアラーとはどういったものかという全教職員にまず周知させたんですね。その結果、48.6パーセントという高い数字が出てきた。

今課長がおっしゃったように、学校の先生方、子どもたちの状況を把握しているかもしれませんが、学校の先生方、校長先生も含めて、ヤングケアラーというものを理解されているのでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（小林） このヤングケアラーという言葉は、今回、住吉議員の方から一般質問をいただくまでは、正直、私の方も初めて聞いた言葉でございました。学校がこのヤングケアラーという言葉を知っているか、こういう認識があるかという点に関しましては、おそらく認知度は低いものと思われそうですが、このヤングケアラーの精神というのは全ての教員が今根底となって教育活動を行っているものでございますので、このヤングケアラーの精神を更に具現化して子どもたちに接するように、教育委員会としても各学校に指導助言していきたいと思っております。

○議長（桑原） 住吉議員。

○8番（住吉） 結局、分かりにくいのは、そこなんですよ。傍から見れば親のお手伝いであるとか、弟妹の面倒を見ているにしか見えないんですけども、よくよく調べたら、手伝いとか面倒の域を超えてやっている。実際、私が中学生のとき、同級生で弟が風邪引いたら学校を休んで病院に連れていきよったのもおるんですね。親に言われて、あんたが連れていけ。見えないですよ。家に帰って、お母さんが病気だから、家のことを手伝っている。でも、実際に調べたら、手伝っているんじゃない。メインでやっている。区別は難しいと思います。今おっしゃったように、学校の先生方から見れば、こういった子どもはいないと見えても、まず学校の先生がヤングケアラーとお手伝いの区別がついてない訳でしょう、知らないんですから。そう考えた場合、本当に教育委員会の考えていらっしゃるような現在の手法で十分把握できると言い切れるのでしょうか。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） 私もヤングケアラーという言葉は初めて知りましたが、中身的に見ると、子どもたちの生活実態を把握していくというのは、学校、教師として当たり前の

話であったんですが、おそらく、人間関係が希薄化する中で、そこまで踏み込めないという問題もあるのかもしれませんが、いくら希薄さの中で実態がつかみにくくなっているということではないかと思います。それで、いろんな手法で、いろんなチャンネルを使って、子どもたちの実態を調査しようという試みじゃないかと思うんですが、現時点において、家庭訪問をしたり、家庭調査票を当然記入したりということを通して、まだ児童生徒の実態というのを把握できる域にあります。そういった点で、改めて、ここでアンケートをしてということはないと思います。

ちょっとこのアンケートが教職員に児童生徒にありますかと聞いておりますので、本当に教職員が児童生徒を把握しているかどうかというのもちょっと疑問がありまして、それ以前に児童生徒を、いい視点を本日いただきましたので、改めて児童生徒の観察をしっかりとその生活に支障があるので、学業の支障になったり、生活実態がそこへ影響を及ぼしてないか、もう一度、校長会等でいい御提案いただきましたので、話をして、もう1回子どもたちの児童生徒の観察を良くするように努めさせたいと思いますし、またそういった必要性が出てきたら、アンケートをするのもやぶさかではありませんので、そのときは努めたいと思います。

以上です。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）私も偉そうに言っていますが、ヤングケアラーという言葉を知ったのは数か月前なんですね。たまたまテレビで見て。今、おっしゃったように、人間関係の希薄さ、子ども会でも入っていない家庭、今頃増えていますよね。以前は西小は100パーセント入っていたんですが、調べたらそうでもなかったんですよ。逆に子ども会も解散するということも話が出ているところもありますし、保護者同士の連携も弱くなっているんですよ。地域はどうなんかな。自治会で把握できるかいうたら、うちみたいに世帯数が多かったら、ちょっと厳しいんですね。子ども会がしっかりしとけば大丈夫なんですよ。オートロックのマンションなんて、なかなか入れませんし、民生委員さんがいない地区もありますし。となりますと、福祉の専門家ではないんですが、まず頼りになるのは学校。そういうことで再度念を押してお伺いします、教育長。まずは、学校の教職員全員の方に、お忙しいでしょうが、ヤングケアラーというものを理解していただく、これはお願いできますでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）承知いたしました。

○議長（桑原）住吉議員。

○8番（住吉）終わります。

○議長（桑原）4番、大高下議員。

○4番（大高下）4番、大高下です。中学校にセンター方式の給食提供を導入してはどうか。総務文教委員会で佐伯区石内にある広島アグリフードサービスの給食センターを視察研修し、すばらしい最新設備、最高レベルの衛生管理に大変感動しました。現在、広島アグリフードサービスは広島市の小中学校に1日9,000食の温かい給食を提供しています。広島市は、行政改革の一環としてセンター方式の給食提供を導入しています。センター方式とは、地域の学校給食センターで数校まとめて調理し、各学校に配送、1学級分ごとに食缶で提供し、教室でつぎ分ける方式のことです。その説明を受け、自校方式とセンター方式に差がないことを感じました。

中学校にセンター方式の給食提供を導入する考えはないでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大高下議員の質問につきましては、教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）大高下議員の質問に答弁いたします。広島市佐伯区にある民設民営の給食センターについては、教育委員会としても承知しております。こうした民設民営の給食センターも含め、様々な方式について引き続き、情報収集に努め、本町の中学校において最も適切な昼食のあり方について調査研究してまいります。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）それでは、再質問をさせていただきます。そもそも中学校への給食を導入することについて、教育委員会ではどういう考えでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）これまでの答弁、そして、今の第1答弁の繰り返しになるかもしれませんが、今の海田町の中学校の給食、最も何が適しているかというところを考え、食育の面からも全ての面からも考えて、総合的に判断し、調査研究を進めていきたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○４番（大高下）学校給食について、何度も多くの情報収集をされていると思いますが、学校で調理する自校方式、業者が盛りつけ配送するデリバリー方式、広島アグリフードサービスのようなセンター方式、そのほかにはどのような方式がありますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）県内外の事例では親子給食、小学校の給食調理場を使って、中学校のも賄うという制度もございます。

○議長（桑原）大高下議員。

○４番（大高下）今言われたんですが、それぞれのメリット、デメリットをお願いします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）全ての方式についてのメリット、デメリットをここで端的に申し上げることは難しいんですが、準備に掛かる時間であったり、準備に掛かるコスト、又は子どもの手元に温かいものが届くかどうか、味つけ、あとはアレルギー対応等、細かいところもございますので、それぞれ言葉は適切とはいえないかもしれませんが、一長一短とまでは言えませんが、課題もございます。

○議長（桑原）大高下議員。

○４番（大高下）教育委員会は佐伯区の広島アグリフードのことについても承知しているということなんですが、導入に際して試算をしたことはありますか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）この民設民営の調理場につきましては、まだ試算までは行っておりません。

○議長（桑原）大高下議員。

○４番（大高下）調査研究してまいる中で、是非とも、一度試算を、どれぐらい本当に掛かるんだろうかという一考も調査研究に入れていただきたいと思うんですが、それはどうですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）もちろん、その費用の面も一つの大きな項目だと思います。現時点では先ほど申し上げたとおり、きっちりとした金額は出しておりませんが、今後、他の方法も交えて、調査研究していく中で、必要に応じてその金額の面でも調査をしてまいります。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）先日、訪問調査したんですけど、質問の中で、実際海田町が受ける場合、30分以内には温かいまま届けるといようなことも現実的には言われておりました。そういう意味で、私としては、強く強く、そろそろ決断をしたらいいんじゃないかと思えます。

それで一つは、結局は自分の学校で給食を作るんと本当に変わらん方式ということで、すごくメリットがあるんじゃないかということも感じました。

是非とも、給食を考える会の人全員が一度、実際どうなんかというのを見ていただきたいと思うんですが、それはどうですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）この民設民営の給食センターにつきましても、他の方法と同様に調査研究の対象として今後考えていきたいと思っております。また、教育委員会としても、昨年この施設には視察を行いました。実際にいろいろ話も聞いたり、自分たちで体感してきたものもございますので、自分たちが見聞したことも含めて、調査研究の材料にして総合的に判断していきたいと思っております。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）いろんな議員からも、たびたび給食問題を取り上げられるんですが、やっぱり結論と言うか、ある程度、目途を立てて調査研究の結果を示すことが必要じゃないかと思いますが、その時期としては来年度中ぐらいはどうでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）それぞれの方式について、メリットの部分もありますし、課題を克服しなければならないものもある訳です。本町にとって、中学生にとって一番いい方法を考えていきたいと思えますし、今、いつまでにという約束はできませんけども、給食のことは鋭意考えていきたいと思っておりますし、考えております。今は当面の間、弁当で続けたいと思っております。

以上です。

○議長（桑原）大高下議員。

○4番（大高下）いずれにしても早い時期に結論を出していただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（桑原）3番、富永議員。

○3番（富永）3番、富永です。協働のまちづくりの推進について、3点お伺いいたしま

す。

少子高齢化や厳しい財政状況など、行政を取り巻く環境は課題がたくさんあり、これまでの行政主体のまちづくりだけでなく、市民と行政の協力が不可欠となっています。全国的にも様々な地域課題や多様化する市民ニーズに対応し、市民の豊かな想像力、迅速力、柔軟性、専門性などの特性を活かしながら、新たな活力あるまちづくりとして協働のまちづくりが進められています。海田町においても、第4次海田町総合計画後期基本計画の中で、協働のまちづくりの推進と基盤づくりが掲げられています。

そこで質問、一つ目です。他市町においては、補助金制度を設けることで協働のまちづくりを進めているところも多々あります。例えば、福岡県志免町では、申請団体が課題を設定し、その解決方法を自由に企画提案する団体提案型協働事業と、あらかじめ行政が設定した課題に対し、その解決方法を企画提案する行政提案型協働事業を募集し、交付金を出しています。

また、青森県野辺地町では、地域の課題解決又はコミュニティの活性化を目的とした地域づくり部門、住民が提案したアイデアの実践や洗い出した地域の課題に取り組むアイデア実践部門、23歳未満の方がまちづくり活動に取り組む次世代応援部門の事業に対し、補助金を出しています。

海田町でも海田町独自の協働のまちづくり活動を応援する協働のまちづくり推進事業補助金制度を設けてはいかがでしょうか。

二つ目、住民活動センターに登録する団体に対しての支援策のうち、集会スペースの無料貸し出しがありますが、センター内の集会スペースはとても狭く、登録団体の会議や様々な作業をするのには十分とは言えません。新庁舎においても住民活動センター部分は同じくらいのスペースとの説明もあり、今後、協働のまちづくりを進めるに当たり、登録団体が増えればもっとスペースが必要になると思われます。そこで、登録団体に対し、町内の公共施設使用料減免制度を設けてはいかがでしょうか。

三つ目、全国で協働のまちづくりが進められる上で、各市町村において協働のまちづくり条例指針が策定されています。海田町にもすばらしいまちづくりの担い手が多く存在し、協働の取組もいろいろな分野で実施されています。今後、協働のまちづくりをより一層進めていくために、その基本的な考え方や必要性などを、職員はもちろん、まちづくりに関わる全ての人が共通の認識を持って取り組んでいくことが重要です。そのためにも協働の必要性や基本的な考え方など、今後の町の方向性をまとめた指針を策定し

てはいかがでしょうか。

以上、3点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）富永議員の質問に答弁いたします。

協働のまちづくり推進についての質問でございますが、1点目については、様々な地域課題を解決する上で住民と行政の協力は必要不可欠であり、また住民の方々の持ち寄ったアイデアなどが具現化できるシステムの構築も必要な魅力づくりであると考えております。現時点において、住民活動団体向けの助成制度はございますが、制度の拡充については今後検討してまいります。

2点目の住民活動センターの登録団体を減免団体にしてはとの御質問ですが、現在、センターに登録する団体の連絡調整機関として住民活動ネットワークがございます。こちらに入会し、かいじゅうネットの活動として御利用いただく場合や、町が後援する事業については減免申請が可能でございます。

3点目については、条例制定について、まずは住民意識の高揚のほか、職員の協働に対する意識を醸成し、住民団体への支援を積極的に行うことで、更なる協働のまちづくりに取り組んでいき、その中で条例が必要であるかを見極めてまいります。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）再質問に移ります。まずは、1点目の補助金の制度ですけれども、現時点において、住民活動団体向けの助成制度はございますとありますが、具体的にどのようなものがあるのかお願いいたします。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）現時点におきまして、広報などでも募集をしておりますが、宝くじの助成金制度がございます。こちらでは自治会とかボランティアの方に対しても広く募集をかけているところです。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）一つのみですか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）現在で、ボランティアの方が率先して活用できるというような補助金の方はこちらの方になっております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）私が調べた中では、一応、海田町には、海田町の魅力づくり推進補助金というものと、海田町まちづくり推進団体補助金というものと、あと、海田町コミュニティ助成金、今おっしゃられた宝くじのものと、あと、認知症カフェの補助金といったものがあると思うんですけども、その中で今おっしゃられた海田町のコミュニティ助成事業、宝くじの、こちらはボランティア団体といいますけれども、協議会とか自治会とかに特化したもので、あまり小さい個人の団体が申請するということ、全国的にもこれはされているんですけども、全国の事例を見ましても、金額も100万、200万と大きいものがほとんどですし、小さい団体に対しての自由な、備品の整備とかそういったものに主に使われていて、あまり小さい団体に対して使われているものではないんですけども、こういう特化したもの、あと、今魅力づくり推進課の方の補助金も、これも創業のみということで、これから個人の起業主に対して立ち上げる方に対してということなので、もう少し小さなボランティア団体が何かを始めるきっかけとして補助金を設けるというお考えはないでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）議員、御指摘のとおり、現時点におきましては、様々な用途、目的に応じて補助金の方を出しております。宝くじの方につきましても、先般では、今回申請しておりますけれども、鼓童子様なんかは実際にはその補助金の方を受けて太鼓を購入されたりしてるところもございます。今、御指摘のあった様々な用途に使用できるような、その目的に応じた補助金というのもございますが、その状況を見ながら、今後、補助金が適切に、そのまちづくりにとって必要かどうか見極めながら作っていきたいと、現時点で考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）必要かどうか検討されるということですが、まだまだ少ないボランティア団体の、海田町にあるボランティア団体の中で、これからどんどん協働のまちづくりを進めるためには増やしていく必要があると思うんですけども、いろんな町の、大きい市とかはたくさん補助金も出されていていろいろされているんですけども、海田町と同じぐらいの規模の町のところで、どういう活動をされているのかなということで、いろいろ調べさせていただきますと、和歌山県のかつらぎ町の方でもこういった地域活動支援という補助金を設けられていまして、その中で本当に小さいボランティア団体もありますけれども、町が持ついろんな地域課題に対しての団体もちょっとずつ立ち上がっ

ていまして、その中で、補助金が決定されて出されたものの中に、ひきこもり、不登校者に対する自立支援事業というのが4年間、こちら補助金を出されました。

この団体が初めは本当にどういうふうに進めるかといった講演会を始めたり、サポーター登録したりというところから、小さいところが立ち上がった自立支援団体というのが最終的には民生委員と地域との協力も大きくなっていて、最終的に4年後にはNPO化されています。

こういったふうに、小さいきっかけのものが補助金をきっかけに、いろんな活動を増やして行って、最終的に町の、官民が一緒になって進めていける事業というものに発展しております。

あとは、福岡県の志免町の方でも、先ほど、通告書の方で紹介させていただいた、町も、これまでに認知症カフェもそういった補助金制度の中から自由な発想で運営されております。その中で地域提案型と団体が提案するものと行政が提案するものと二つに分かれておりまして、その中で今年度31年度は、志免町の方は団体というか、町の方に小学校放課後など居場所事業というのを提案されております。これもやはり地域が抱える課題で、放課後や長期休暇中の小学生児童が多様な体験活動を選択できる居場所づくりについて、自由な発想による企画提案を実施により、学童保育などの公的サービスだけではなく、地域の見守りや居場所づくりの推進につながることを期待できるというふうに提案されております。こちらまた、31年度の補助金ですので、今後こういった経過になるかは見守っていきたいと思うんですけども。あと、奈良県の吉野町の方でも、立ち上げ期支援部門というのと、昨年度からは学生に対して頑張ってみよう学生部門というものも立ち上がって、地域の方、そして若い学生さんに対してもまちづくりに一緒にやっという提案をされております。その中で、立ち上げ期支援部門の中では、幼稚園のママ友がきっかけで、文庫本のサロンみたいなのを立ち上げた方が運営費を何とかしたいという思いから、その補助金を使ってカフェをされました。奥様方なので、毎日ではないんですけども、週に1回とかいうのを繰り返しやっていくことで、3年間補助金を受けられて、最終的には自分たちで運営費をちゃんと賄えるようにまで成長されて、今ではこの奈良県の方で地域のお母さんたちが集まるようなすてきなスペースとなっております。

そういった自由な発想で使えるような、補助金を頼るだけの団体ではいけないと思うんですけども、そういった補助金があることで、これから何かをしてみたいという

人たちが増えていくきっかけになると思うんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）議員、御指摘の志免町、私の方も、どういう補助要綱なのか確認させていただきました。大変立派で、あのような形のものが機能すれば確かにいまちづくりができるのではないかと考えております。

まず、そもそも協働のまちづくりといいましても、確かに議員の御指摘のとおり、行政課題を地域の方々と手を取りながらその課題を解決に向けていくというのが大前提になっております。そういった意味では、どのようなやり方でその地域課題に向けて、住民と行政が手を取り合って、その課題に向けて、解決に向けていくかというのがとても大事になってくると思います。その中で、その条例が必要で、またその補助が必要でということになれば、当然ながらそういった方向も見い出しながらその問題解決に向けていくべきだと思っております。

まずは、町長答弁でもございましたように、その住民意識の高揚のほか、職員の協働に対するそういった意識の醸成、含めまして、それにまちづくりに取り組んでいく、そういった皆様の姿勢、そういったものが条例の必要というふうな形で見極めて行けたらと思っております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）補助金の話から条例の話に変わっていったので、ちょっと条例の方に先に入らせていただきます。

そういうことで、補助金は始めるきっかけとなると思いますので、是非とも検討していただいて、町からこういった補助金があるのでどうですかというふうに働き掛けることで、もっといろんな人たちが始めてみたいというきっかけになればと思います。

それで3番目の、私、条例制定とは書いていませんで、指針を策定してはとあるんですけども、というのが、ちょうど1年前、昨年3月定例会の方では、条例制定をしてはどうかというふうにお話をさせていただいて、全く同じ答弁をいただいているんですね。1年間、住民意識の高揚のほか、職員の協働に対する意識を醸成し、住民団体の支援を積極的に行うことで更なる協働のまちづくりに取り組んでいきというふうに、全く同じ答弁なんですけれども、この1年間の中で、どれぐらい変わっていったのか、この職員の意識、住民意識がどれぐらい変わって行ったのかお答えください。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）先ほども申しましたが、職員の意識でございますが、微力ながらいろいろ活動する上で、職員の意識の方も、お祭りだとか、事業だとか、そういうふうな形で職員の方も少しずつ参加の方をしていただくような、また参加ができるような体制を整えてまいりました。また、近隣の市町と連携を取りながら、図りながら、いろいろなそういったような事業も進めてまいっているところでございます。一朝一夕のようにできるようなものではございませんので、少しずつ積み上げて現時点で進めているところでございます。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）指針を策定してほしいと話しているのは、平成30年の定例会の方では、平成20年海田町まちづくり町民参画条例の制定の議案が出されて、こちら否決されているという過去もありますので、なかなか条例制定は実際難しいんじゃないかなとは思いますが、指針となると、町の方向性というのが皆さんに示せる形にはなると思うんですね。

同じような町で、条例は制定されていないんですけれども、町としての指針を策定されているところも数多くあります。その中で一番近いところで世羅町さん、平成20年に指針のみを策定されておりまして、その中でも、住民協働のまちづくりを進めるために町民と行政で協働についての意識の共有を図り、協力して活動をしていくためのガイドラインとして策定したとあります。だから、団体が出てきたから、意識が高揚したからではなくて、まず、その前提にこういったガイドラインを作ることで、みんなが同じ思いを共有していく、作っていくという指針の下にこれを策定されております。

先ほど紹介した野辺地町さんの方でも、指針を設けることでまちづくりについて考えてみる、そして参加してみるきっかけになればと考えますというふうにおっしゃられて、平成22年に指針のみを策定されております。

兵庫県の新温泉町さんでも、平成21年に指針のみを策定されて、住民と行政が共に担う新しい公の実現を目指し、住民と行政が共通の目標を持つことができるよう、協働のための基本的な指針を策定しましたとあります。こういうふうに条例を作らなくても、指針を作ることでみんなが同じような思いを共有できると思うんですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）協働のまちづくりでございますけれども、海田町におきましては、古くといえますか、長年活動されている団体もございます。今、町として考えておりますのは、もっと多くの方にまちづくりに興味を持っていただいて、興味のあるところから活動をしていただきたいというのが今の考えでございます。そういった方を増やしていくために、どのような方法を取るかというので御提案の補助制度を設けるとかといったこともございますけれども、今、町として取り組んでいるのは、やってみようと思っっている方のところに町の職員も参加させていただいて、アドバイスをするとか、一緒に活動してみるとか、そういう、始めることの手助けをさせていただいて、まずは始めてみよう、始めるというところにつなげていきたいというのが今の考えでございます。

そういう新たな活動団体が増えまして、何か一定のルール作りといえますか、その方針があった方が活動しやすいということになれば、御提案のような指針というのを定めて、特定のルールを設けるということも必要かと思えますけれども、現時点では、特にそういうルールとかを設けずに、興味のあること、そういったことをできる範囲内で、何でもいいのでまちづくりに参加してみてくださいというのが現状の取組でございますので、まずは今のやり方をして、その先に御提案のような補助制度でありますとか、指針といったようなことも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）これから団体が増えてからそのルール作りとありますけれども、鶏が先か卵が先かという話にもなると思うんですけれども、町が、やはりもっと、町として協働のまちづくりを進めたいという意思表示をしていかないと、向こうから来るのを待っている、やりたいからというのを待っているだけじゃ、協働のまちづくりは進まないと思うんです。そのためにも補助金とか、町からのアプローチ、町からもこういった協働というものがあるよということをお知らせしていくべきだと思うんですけれども。その町民の方がこれからやってみたいと思うこととおっしゃられますけれども、どれだけの団体が今のままで増えていくのか、そこは、今のままだったらなかなか進んでいかないと思うんですけれども、ほかに、何か手段とか方法といったものがあるんでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）現在、協働のまちづくりにつきまして、先般、海田中学校に出向きまして、出前講座の方をしてまいりました。やはり、手を取り合いながら、コミュニティ作りをするというのも、先ほど来から言っておりますが、すぐにできること

ではございません。ですから、幼少期からその大切さ、自助、共助、公助、その順番に説明をさせていただいたところですが、まず、協働のまちづくりでは共助のところでございますが、そういった順番で分かりやすく、幼少期の方からそういうふうな動機付けをさせていただいているところでございます。また、そういう機運が高まれば、どんどん大人になっても、率先してできるものだと考えております。そういう取組を含めまして、サポートをしていきたいなと思っております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 学生さん以外のもっと大人の方に対してのアプローチといいますか、協働のまちづくりに入りませんかというアプローチというのはあるのでしょうか。

○議長（桑原） 企画部長。

○企画部長（鶴岡） そういうまちづくりに興味を持っていただいて、こういったことができるんじゃないかというような活動になったときに、そういう団体を立ち上げるとか、活動していくという上で、まず最初には、どういうふうにすればいいんだろうかというやり方というのは、おそらく悩まれるところではないかと思います。そういうグループといいますか、そういう方々が集まって、グループができたときに、そこに町の職員の方が一緒に加えていただいてというか、そこに行きまして、そういうグループの困りごとといいますか、その次にどういうふうにすればいいかというようなことをアドバイスしながら、実際の活動につなげていく、こういった形が、現在海田町ではふさわしいというふうに考えております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 私が思っているのは、団体ができてからそこからという話ではなくて、ちょっと何かまちづくりをやってみたいけれども、まだ何も分からないしというような方たちが取り組む、じゃ、団体を立ち上げてみようというきっかけを作るための何かが、起爆剤みたいなものが必要だと思うんですね。その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（桑原） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣） とても大事なプロセスと思っております。現在のところ、そういう協働のまちづくりにおきましても、各種講座とかそういったようなものを行っております。先般であれば、マップ作りというのをやりました。これも町内外の方にまずまちづくりとか、そういったものに興味を持っていただきまして、そして、皆の力でそういう町を作っていくという動機付けのような講座の方も開催しております。そうい

った方につきましても、フォローができるような形にしたい、また少しでも興味のある方につきましては、住民活動センターの方に寄っていただいて、相談の方を受けるような、そういった取組もしてまいりたいと思っております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） マップ作りとかああいいうワークショップというのは、やはり先に何かをやっている方が割と参加されている印象だと思うので、本当にやってみたいけど何もしてないなというような人たちが、もっと、こんながあるんだ、行ってみようみたいな、もっともっとアピールというのをしていく、その起爆剤みたいなものをもっと作ってほしいと思うので、これから検討をしていただければと思います。

使用料減免なんですけれども、確か、かいじゅうネットさんに登録しても、町の全ての施設をその目的で減免制度が受けれるという訳ではなかったと思うんですけれども、その辺確認をお願いします。

○議長（桑原） 魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣） そのとおりでございます。住民活動センター、あと、真田会館、このあたりが減免になっております。

○議長（桑原） 富永議員。

○3番（富永） 最近、全国的に公共施設の使用料の見直しが進められていまして、その中で減免制度もかなりの市町で見直されております。秋田県のかほ市では、平成30年に見直しがされまして、公益地域振興、社会教育、生涯学習、スポーツ振興、まちづくりなどに関わる活動を行う団体を基準とし、台帳に登録された団体を対象として全施設を50パーセント、半分、そして100パーセントというふうに分けて、減免制度を見直されております。

神奈川県中井町さんでも、平成27年、こちらはかなり細かく設定されていまして、100パーセント、国とか公共団体、公共的に使用する場合、75パーセント、町内の自治会が主催事業に、50パーセントが町内の公共的団体が公共目的に使用する、25パーセントが町が後援又は共催する事業で町長が必要と認める場合というふうに、細かく設定されております。

その他、同じような町でも、30年、28年などにそういった100パーセントと50パーセントというふうに、全部の施設に対して減免制度というのを設けられております。

かいじゅうネットに登録して、集会スペースを無料で使えるとか、そういったことも

もちろんすばらしいことと思うんですけども、団体が増えたときに、時間が重なっていくとか、もっと広いところが要とか、いろんな場合があると思うので、是非この減免制度の見直しそのものを考えていただければと思うんですけども、例えば、海田町の各施設の管理運営規則や条例を見させていただきましたが、減免制度がきちんと書かれているのが、福祉センターの設置及び管理条例第19条にはきちんと書かれています。それ以外は、特別な理由があると認めるときとか相当の理由があるときとか、アバウトに書かれています。こういったきちんと、施設全体としての減免制度を考えるというお考えはありませんでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（宮垣）減免についてのことでございますが、現在、減免の基準というふうなもの、ある程度のところで設けております。町から補助金の団体、補助を出している団体、あとは活動内容、その実績に伴いまして、減免の範囲をしているところでございます。活動内容のスペースというところもそうなんですけども、そういった空きスペースを活用していただきながらなんですけど、まずはその部分からスタートしていただいて、どうしても減免の申請というふうなものがあれば、また住民活動センター等に御相談していただければと思っております。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）減免についての定義でございますけれども、各施設の設置管理条例におきましては、特に必要と認める場合に減免を認めるという規定となっております。特に必要と認める場合の事例というものを内規で定めまして、公の施設の使用料等の減免及び使用申請書の提出時期の特例に関する基準というのを定めて、これは内規で運用しております。その基準の中に、先ほどの住民活動ネットワーク所属団体さんについては、保健センター及び真田会館の使用料の免除をするというふうに定めるというふうなものを設けてございます。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）印象としては、かなり各施設でばらばらという印象が否めないんですね。全国的にそうやって減免制度をきちんと設けて町民の方にはっきりと、この団体になればいくら、50パーセントとか、この事業であれば100パーセントとか、明らかに見えるように、きれいに設定され始めております。その中で台帳に登録された団体を対象とかいうのもありますので、かいじゅうネットに登録もいいんですけども、簡単に住民活

動センターに登録、ボランティア団体を増やしたいのであれば、この活動センターに登録した団体に対してのメリットとして、この減免制度を受けれる全体の施設の減免制度を受けれるというふうな減免制度を作ってもいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺は、いかがお考えでしょうか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（山崎）現在のところ、先ほど部長が申しました基準に基づいての運用を考えております。

○議長（桑原）富永議員。

○3番（富永）分かりました。いろんな施設でばらばらな感じがありますので、是非登録団体増加の目的にもなると思いますので、この減免制度についても是非御検討をいただければと思います。終わります。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）5番、大江です。今日は大きく3点について質問をさせていただきます。

1点目、中学校給食に実現可能なセンター方式を取り入れては。数年前より中学校給食について、するなら自校方式でと随分質問をしてきました。しかし、教育委員会は予算の関係からか、デリバリー給食実施への方向性を示しました。そして、この4月から実施の予定でしたが、現在のデリバリー給食を実施している市町等の実態や、実施しても以前のように利用率の低下が予想されることから、昨年、教育委員会はデリバリー給食実施を見送りました。教育委員会は、今の社会状況や子どもたちの食育教育から給食の重要性は十分理解しています、今後も、調査研究をしてみたいと常々言われていますが、この度、民営民設の広島市委託の給食センター広島アグリフードサービス株式会社の見学、調査をされ、どのように感じましたか。この方法なら、我が町へ導入ができるのではと考えられませんでしたか。

総務文教委員会でも、この施設の見学に行き、設備や経費の説明を受け、試食もしました。主な経費の委託費は広島市との交渉次第ですが、備品としては最小限で済み、温かい給食の提供、食缶での配送なので、食事量の調整可能、アレルギー対応設備も充実、異物対応の金属探知機設備など、最先端の設備で運営されていました。

自校給食に見劣りしない環境や運営と同時に、海田町の抱えている経費などの問題もこの方法なら実現可能ではないかと、海田町として教育委員会としてこのセンター方式を取り入れる考えはないでしょうか。

大きく2点目、ふれあいバスについて、非カバー地域解消に向けて。地域公共交通会議が今までに何度か行われ、少しずつ非カバー地域の解消はされてきていますが、まだ今のふれあいバスが通れない、非カバー地域の解消はできていません。国信地域も右回りができない、バスが通れないなど、理由は何年経っても変わらないのに、その解決方法を模索しようとの町の動きは全く見られません。この2月のアンケート調査結果を踏まえ、地域公共交通会議が行われると聞いていますが、非カバー地域解決に向けてのアンケートであり、会議でしょうか。

今のふれあいバスが通れないのですから、以前から、ほかの議員も言われているように、バスの小型便を用意すれば解決できることではないでしょうか。お金は出さない、バス1台で全地域をカバーするのは到底無理です。坂町では、早くから小型便を準備して、非カバー地域を回っています。海田町も非カバー地域の解消のための、1、小型便の車を用意してはどうでしょうか。2、町として何か本当に解決策を考えているのでしょうか。

大きく3点目、7月豪雨の災害写真集を作成しては。7月の豪雨は海田町に大変な災害を及ぼしました。土砂崩れ、浸水、道路の陥没など、あらゆるところで被害がありました。新聞、テレビで放映され、災害の現状を知った町民もおられたと思います。

しかし、話を聞いただけでは、現状の被害は想像が付きません。そこで提案ですが、この度の災害の写真を写真集として出してはいかがでしょうか。中国新聞が出した写真集を購入しましたが、海田町は1ページも掲載されていませんでした。海田町住民が後世のために写真を手元に残すことで、よい教訓となり得るのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大江議員の質問の1点目については教育委員会から、その他の部分については私から答弁いたします。

ふれあいバス、非カバー地域解消に向けての御質問でございますが、まず、今回行っている公共交通実態調査の目的は、海田町の公共交通の利用実態や、町民利用者の意向等を把握し、将来にわたり、持続可能な地域公共交通を検討するための基礎資料を得るために行っているもので、同時に循環バスのルート見直し案の基礎資料にもなるものでございます。

次に、1点目、2点目については、今後、アンケート結果の取りまとめ、分析を行い、

来年度海田町の公共交通のマスタープランとなる海田町地域公共交通網形成計画を策定し、併せて循環バスの見直し案を作成することとしております。その中で、例えば２ルート案、小型車両の導入といった具体的な方策、路線バスとの役割分担、掛かる費用なども含めて検討をまいります。

次に、７月豪雨の災害写真集を作成してはどうかの質問でございますが、議員の御提案のとおり、豪雨災害の被害を記憶から風化させない取組は非常に重要であると考えております。そのため、来年度は豪雨災害の写真展示を公共施設等を行うとともに、防災ハンドブックを作成し、全世帯へ配布する予定です。このハンドブックの中には海田町の災害の歴史といった項目も予定しております。

また、御提案の写真集については、町のホームページに電子媒体を活用したコーナーを設けるなど、住民に広く公開できるような取組を検討をまいります。

それでは、１点目については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）大江議員の質問に答弁いたします。広島市佐伯区にある民設民営の給食センターについては、教育委員会としても承知しております。昨年11月には施設見学に行き、説明を受け、試食してきたところです。こうした民設民営の給食センターも含め、様々な方式について、引き続き、情報収集に努め、本町の中学校において最も適切な昼食のあり方について調査研究をまいります。

○議長（桑原）大江議員。

○５番（大江）昨日からの下岡議員、先ほどの大高下議員と、答えはほとんど同じでありますけども、一つ、お聞きしたいんですけども、昨日の下岡議員のときに答弁された弁当で当分は行きます、大高下議員にも当分弁当で本町は行きますということでした。そのときに、今までのプロセスに間違いがありませんと言われましたけども、プロセスとは順序、通過、過程とありますが、どのような、今までプロセス、過程であったのかお聞きします。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）これまでの中学校給食に対する過程についての御質問でございますが、平成16年途中から始めた選択制デリバリーが、平成19年度に終了し、その後、中学校は弁当でした。議員さんから、またＰＴＡから、様々な要望もあり、中学校給食を検討するに当たっては、全ての方法について精査しました。費用面であるとか、準備期

間であるとか、メリット、デメリット、そうした上で本町の状況、また教育委員会の中での優先順位等も考慮し、選択制デリバリーの導入を中心として検討した訳でございます。

ただ、保護者アンケート、児童生徒アンケートにより、当初、こちらが想定していた貧困対策等に十分結びつかない、こちらが想定していたほどの申し込み数に達しないことが見込まれたことより、いったん選択制デリバリー給食を撤回し、また更に、今回議員がおっしゃった民設民営のセンターも含め、あらゆる方式を総合的に判断するための調査研究を、今しているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）教育委員会は今調査研究っておっしゃいました。昨日の町長の政策の分で、調査研究、教育委員会に任していることをおっしゃいました。しかし、ここ文部科学省の学校給食法において、まず第4条に、義務教育諸学校の設置者は当該義務教育諸学校において、学校給食が実施されるように努めなければならない。国及び地方公共団体の任務として、第5条、国及び地方公共団体は学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならないとされています。

それと今度、学校給食実施基準の中にも、第2条に学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は学校給食実施基準に照らし、適切な学校給食の実施に努めるものとなっております。

それと、これは平成21年4月に、同じく文部科学省が告示した学校給食実施基準の第1条では、学校給食はこれを実施する学校においては、当該学校に在籍する全ての児童又は生徒に対し実施されるものとするとなっています。以上のことから、教育委員会が一生懸命今研究しておりますと言われていますが、この文部科学省の文書を見ますと、学校給食法、まずその設置者である町長がどうするのかという意思をはっきりしないことには、教育委員会も動きようが、いくら計画を立てても難しいのではないかなと思うんですが、そこで町長にお尋ねします。この文部科学省の学校給食法にいろいろ設置者の問題が書かれておりますが、町長としてどう思われますか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）今、議員がお示しいただいた中身は良く存じ上げております。今、調査研究をしておると。当面、給食は弁当ということでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）私は教育長に尋ねておりません。町長に尋ねております。町長、お答えください。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）設置者におきましては、今、教育委員会の方から答弁した内容でございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）でしたら、町長と教育委員会、付度でありませんが、教育委員会が調査研究を出した結果において、その結果においては、町長は教育委員会の意見を尊重して給食を始めるということでしょうか。そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）総合的に判断して、今後の昼食のあり方について調査研究するということでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）教育長に聞いておりません。町長に聞いているんです。だから、教育委員会がそういう調査研究をしっかりとした上で、町長にそれを申し上げたときに、町長はそれを許可するのかもしれないのか、そのことをお尋ねしています。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）設置者がその検討なされた内容に基づいて、それを実際に実施する。失礼いたしました、教育委員会がその案を提案してこない限り、私の方の検討は進まないというふうに理解しております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）教育長、今お聞きしましたか。教育委員会の方から調査研究が上がらないことには町長は動かないということです。当たり前のことですけども、じゃ、これをちよっと。

○議長（桑原）少し騒がしいようなので、静粛にしてください。

○5番（大江）今までに、私、中学校給食について5年前から随分質問してまいりました。それから、3人の教育長さんが代わられています。まず最初のときの答えは、PTAの要望や学校長からの聴き取りなどを通して総合的に検討してまいります。これは平成28年3月ですね。

28年9月は、今度は、弁当を作ってやりたいという親の思いを勘案しないで、完全給

食にすることに対しての抵抗感や完全給食を実施したときの財政問題と教育効果の検討について、書いています。それと、保護者の愛情を感じて弁当を持ってきていることは意義深い、中学校に完全給食を導入するメリットや実施上の課題について整理してまいります。

29年3月、海田小学校及び海田西中学校のPTAから中学校の給食導入に関する要望がございました。また、中学校長からは学校給食の導入を望む保護者と弁当を作り続けたいという保護者の両方がいるとの話を聞いているところでございます、ということで、財政面を言っています。海田中学校、これは自校方式です。海田中学校の希望で3億、西中学校の希望で1億5,000万、経常経費として2校合わせて年間5,000万円。デリバリー給食のときには、先ほど言われた、16年ですね、導入経費が300万円、経常経費年間1,000万円とされています。

そして、このときに、教育的効果についていろいろ挙げられていますが、最終的に調査研究とずっと言われていますけども、他の市町への調査につきましては、現段階のところ、実施しておりませんという答えが書いてます。ですから、教育委員会は調査研究をしています、調査研究をしていますと言いますが、実際に本当に動かれているのか。

広島はこのアグリに行って、もう何か月か経ちますよね。それが文字として、例えば議員は視察に行ったら報告書を出します。教育委員会はそのアグリに行ったときの報告書なんかで、そこでデメリット、メリット、経費の問題、そういうものが既に計上されているのではないかなと思うんですが、どうですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）11月に民設民営の給食センターには視察にまいりましたが、あくまでも視察でございます。1回目でございます。どういった施設なのか、実際にどういったものを食べているのかというところの視察でございますので、その場で具体的に海田町で導入するにはどれぐらい経費が必要かなどという話は行っておりません。あくまでもこういった施設が、今までなかった施設が実際に広島にある、こういった選択肢も増えたというところで、新しいものができましたので、調査研究に動いた次第でございます。この方式も含めて、総合的に判断するために今後検討を進めていきたいと思っています。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）今、課長の発言の中で選択肢とありますが、選択肢ではありません。

調査対象の選択肢が増えたということでございます。訂正させてください。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）視察でありますからおっしゃいましたけども、では、その視察に行ったときに皆さん報告書的なものは出さないんですか、それぞれ感じたことなんか。どうなんでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）報告書というものは作成はしておりませんが、記録はきちっと残しております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）報告書と、それからまとめた分というのは別々だと思いますね。議員も視察に行った場合は視察の報告書を提出します、視察の。そして、それを総まとめします。ですから、教育委員会も視察に行った場合は、やはりそれぞれの思いの報告書を提出し、それを総まとめにして残すという形をとるのが、本当に調査研究になっていくんではないですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）この度の11月の民設民営のこのセンターも含め、昨年度行った各市町への視察も含め、全て報告書という形では作っておりませんが、今、議員がおっしゃった内容につきましては、きちっとした記録で整理して保存しておりますので、内容には相違はないかと思います。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）ここに福山の方の給食をするまでの行程がずっと文章として表しています。インターネットで教育委員会、見ましたけども、それぞれのこの学校の教育法、給食について、いろんな議員からの質問がありましたけども、そういうものが一切載っておりません。よその市町とかはきちっとそういう計画を立てたこと、出たことというのが、かなりインターネットの中にその一つの報告として載っております。

福山の方も、先ほど大高下議員が言いましたように、メリット、デメリットをしっかりと載せております。その結果、このような方向性でというようなものを打ち出しています。でも、海田町の教育委員会のインターネットには、そういうものが一切載っておりません。教育長の挨拶は載っています。

そういうところにおいても、実際にほかの保護者なんかが目を通すにしても、どのよ

うになっているかの情報もつかめません。この福山の分は、やはり実施方式の種類と特徴というふうにして、自校調理方式、親子方式、センター方式、デリバリー方式の内容と主な長所、それから主な短所、それらを全部文章として書き出しております。調査研究というのはそういうものじゃないんですか。そして、これに更に経費の問題とかそういうものがもう具体案として出てくると思うんです。

例えば、アグリであれば、今、82億を5年間で広島市が委託で、5億5,000万、年間払っています。9,000食で5億5,000万です。海田町がもしそれを委託すれば約1,000食、割り当てすれば6,000万ですかね。ただ、準備には何もほとんど要りません。子どもの生徒の食器と運ぶワゴンぐらいです。ですから、そういうものもあらかじめもう経費として一応書き出しができるんじゃないですか。デリバリーも今まで失敗しているんですから、かといって、それも一応デリバリーだったらどのくらいでどうなる、だんだん減っていく訳ですから、やめた訳ですよ。

だから、それらを文章化して、調査研究というのであれば分かりますが、何もそれが文章として表れておりません。今までこれだけ議員が質問して、何もそれが載っていないというのはどういうことですか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）これまでの教育委員会での調査研究がホームページ上での発信が十分でなかったという点は、確かにホームページでは今発信はしていません。が、調査研究の過程において総合的に判断し、昨年度行ったアンケートにおいては、選択制デリバリーに検討しているという方針を定めたという経緯につきましては、保護者アンケートの当初に記しております。全く保護者に対しての説明がなかったということはございませんが、教育委員会としては、しかるべき手法で情報発信し、アンケートをして調査研究を行ったというふうに認識しております。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）当面の間、弁当ということでやっている訳ですから、ホームページに給食のことを載せる必要は今ありません。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）当面の間と言われましても、調査研究している訳ですから、やはり議員からこのような意見が出ました、今調査研究しておりますとか、一言あってもいいんじゃないですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）議員さんの御意見については議事録で分かると思います。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）それは、わざわざ議事録を見に来る方がそうでしょうけども、普通一般の方には分かりませんよ。ネットを見る人はまあ、だから、ネットのない人は分からないかも知れませんが、やはりそれぐらい公表するのが本当ではないですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）ホームページのあり方というものを考えなければいけません。ホームページに何を載せるかというのは、適切、不適切ありまして、先ほど、福山市の件がありましたけど、私もちょっと拝見してみたいと思います。ただ、ホームページへの掲載は良く注意して発信しないと、何でもかんでも、何でもかんでもといったら失礼ですけど、本当、あるものを全てやっていくというのは適切なやり方ではないと思います。きちっと吟味した上での情報提供じゃないでしょうか。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）最後に申し上げますけども、町長、教育委員会が調査研究結果を出した場合には、それを尊重しまして、財源の確保をして、給食をそのときの状況でやるという考えでよろしいでしょうか。確認です。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）今後とも、町長、町長部局と、このことはいつも情報共有をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）すみません、教育長。町長に聞いております。町長、教えてください。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）教育部局の方から判断が出た場合には、町といたしましては総合的に判断をさせていただきます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）次に行きます。ふれあいバスの非カバー地域解消に向けてですが、この度のアンケートは無作為でどのくらいされたんでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）まず、郵送での住民アンケート調査というところで2,500票、アンケ

ートの方をさせていただいております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）アンケート調査をする場合は、住民の密度によって、その配送というんか、配る、郵送するところが決まってくるということで、以前、いろんなアンケートの場合には、幸い、あちらの方に住民密度が高いということでかなり集中した経緯がありますけども、それはどのような、無作為といってもやはりどのような割合での無作為をされたんでしょう。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）各行政区の人口の割合に応じて、配布数を割り振っています。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）では、人口の割合にしましたら、非カバー地域はそんな人口は多くないですよ。大体、今、交通便のいいところが人口密度高いですよ。このアンケートから何をしようとしているんでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）これから、町長答弁にもありましたように、循環バスを含む輸送サービスのあり方を協議するための基礎資料として実態調査を行わせていただくものとして、昨年の6月の補正予算で議決をいただいたものでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）実際、私のところにもアンケートが届きましたので、コピーをさせていただきました。これを見ました。JR、タクシー、ふれあいバス、芸陽バス、私は車を持っていますので、うちの方はほとんど車ですから、JR、バス、ふれあい、使わないとなっている。ですから、これは本当に、さっき言われたように地域公共交通ですね、だから、坂のように地域公共交通をした場合に、これはということで、坂町は町独自でバスを購入して、町独自で運営をしていますね。

この公共交通をした場合に、非カバー地域に関しては出てこないでしょう、このアンケートを見てましたら。どうなんでしょう。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）これまでも何回か一般質問の方で答弁させていただいておりますけども、町の公共交通体系、そのものをしっかり見直させていただきたいというところでございます。その中で私どもといたしましては、当然、非カバー地区だけに特化した

アンケートではなくて、海田町全体が抱える地域公共交通の問題点を整理する必要があるというところで設問を設定したものでございます。当然、非カバー地区の問題というのは、町が抱える公共交通の問題の一つであると十分認識しておりますので、特化したものではなくて、包括して問題点を洗い出す、その中には当然交通不便地区といいますか、そういったものの解消も入っていると、そういうふうな認識でございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）言っていることは分かります。でも、実際に、今、非カバー地域のアンケートを取ったらいかがですか。どういう状態であるか。今、これは全体的ですよ。この駅まで何分かかりますよとか、バス停まで何分ですよ、何が希望ですか、バスに乗らない理由は何ですか、遅延ですから乗らないとか、いろいろありますよね。全体的なものはするけども、今、海田町が抱えている問題は非カバー地域をどこまで延伸していくかという問題ですよ。その問題は分かり切っている訳ですよ。でも、お金が1,400万の1台で回れって無理ですよ。だから、そこは財源の問題も絡んできます。

よそは、よそはというのはおかしいんですが、坂町はバス3台ですよ。それから、府中町も3台ですよ。3台体制で動いています、みんな。小型化して。海田町は1台ですよ。カバーできる訳ないでしょう。そこ、根本的におかしい問題でしょう。そこを考えないで1台で、この交通形態を見直しますというのは、そもそもがそこ自体もおかしくないですか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）そのために地域公共交通網形成計画を作らせていただきたいというふうな答弁になっております。まずは、海田町循環バスが走っておりますけども、乗降者数については全体的には下落傾向にあります。これまで交通不便地区の解消のために一部ルートの延長は行ってきましたはおりますけども、それでも利用者数の下落は続いております。役場の循環バスだけでは、そういった問題や課題が賄い切れないものと考えております。そのために、路線バスも含めた海田町の地域交通体系というのを最適化する必要があると考えておまして、いろんな役割分担を行って、その中で循環バスの役割いうものを明らかにした上で、町長答弁にもありましたが、例えば2ルート案、例えば小型車両の導入といった手法を用いて循環バスを運行させていただきたいというところでございます。

今、坂町とか府中町さんの町名出ましたけども、やはり、そこら辺の町におきまして

も、地域公共交通網形成計画と、いわゆる公共交通のマスタープランを作った上で、町が持つバス、路線バスの役割を、方向性といいますか、定めてバスを増やしていったりとしている状況でございますので、それと一緒に海田町もしたいという訳ではございませんが、そういったステップを踏むのが最適であるという考えで、今回、御答弁の方をさせていただいているというところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）分かりました。ただ、取り掛かりが随分遅いですね。坂町循環バスが平成14年で、海田町は17年です。府中町ももう少し早いですね。そして、坂町なんかはぱっと切り替えましたね。切り替えの早さが不便と思ったらさっと切り替えています。でも、海田町の場合は平成17年からもう何年経つんですか。試行からずっとして、もう不便であるというのは分かりきってても、全然解決策はしないまま、ずるずる、もう12年、13年ですよ。やっぱり、政策をするには切り替えの早さも必要と思うんですよね。ですから、今度のこの公共交通のアンケートによって、ここ、答え書いてますけども、2ルート案、小型車両の導入といった具体的な方策、路線バスとの役割分担、掛かる費用なども含めて検討してまいりますということです、これは期待して、これで終わります。

それから、豪雨災害の写真のことなんですけども、町も後世に残すためにパネルを展示というふうにありますけども、先ほど、ホームページにとありました。この写真集についてホームページというんですけども、お年寄りでインターネットされていない方は、これはちょっと見えないのではないかなと思うんですけども、この写真集について、例えば自分でこれから取り出して、自分で写真集を作りたいというときはこれはできるんでしょうか。使えますか、一般住民に。質問です。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）町のホームページに掲載されたものを町民の方が印刷されて、自己で見るのではなくて、それを写真集にして出されたいというような御質問でございましたでしょうか。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）町が写真集で出さないのなら、例えば個人で、ホームページから出して、自分で保管というのはおかしいんですけども、自分の子孫とかに残すためにそういうものはオーケーなんですか、ということです。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）あくまでも個人でそれを持つということに関しては問題ないという事です。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）町としては写真集を出そうという考えはないでしょうか。というのが、豪雨災害のときに、実際、私もある程度バイクで回ったんですけども、写真を撮ったつもりなんですけども、後からここも浸水してたのよという話なんかを結構かなりあちこちで聞いてまして、そのときはもう写真がないんですけども、そういうことがあるので、やはり、町民の皆様はあそこがどうだった、ここがどうであったというのは、正直言うと後の祭りというところもありますので、それで、町に、中国新聞のようにこういう災害があつてという写真集を出したらどうかということを提案したんですけども、もう一度聞きます。どうでしょうか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）町長答弁の繰り返しになりますが、そういった災害の記録を残して伝えるというのは非常に重要なことであると考えております。ただ、その写真集をすぐに製本してといいますか、そういったことは、ちょっとまだ考えておりません。当面は被害状況を伝える方策としてパネル展であるとか、来年度はハンドブックを全世帯に配るように予算措置をしております。その中に海田町の災害の歴史というような項目を元々入れるつもりでございました。今回の豪雨災害だけではなくて、明治40年ですか、海田町では繰り返し大きな災害が起きているというようなものを伝える必要があるというところで計画をしております。議員さんの御提案の趣旨とベースになる方向性は一緒だと思っております。当面はそういったことで対応していきたいというふうに考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○5番（大江）分かりました。この防災ハンドブックの中に災害の状況の写真もしっかり取り組んでいただけるんですか。文章だけじゃなく、やはり写真の中の、こういうふうな災害でしたというのを取り込むことによって、言葉ではない、目で見ると訴える力というのがすごいんですけども、ハンドブックの最後のところにちょっとこう入れるとか、そういう工夫はされませんか。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）防災ハンドブックにつきましては、避難情報取得の方法であるとか、避難準備情報とかの意味とか、いろんなものを載せる予定でございます。ですから、写真だけをたくさん、どこまで割けるかというところではございますが、来年度策定していく中で工夫して取り組みたいと考えております。

○5番（大江）終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は11時10分。

~~~~~○~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続行します。11番、岡田議員。

○11番（岡田）11番、岡田です。島根原発事故発生時の海田町の対応についてお伺いをいたします。島根県は中国電力島根原子力発電所の事故を想定した広域避難計画原子力災害に備えた島根県広域避難計画を2016年3月に公表いたしました。島根原発から30キロ圏内の松江、出雲、安来、雲南、4市の約39万人の避難先を島根県と広島県、岡山両県の61市町村に設定、このうち広島、岡山は49市町村に約27万人が避難をする想定となっております。

広島県の受け入れは、松江市、出雲市、雲南市から17万1,370人を22の市町で受け入れられます。広島市が4万7,600人、県全体の受入数に対する比率が27.8パーセントで、福山市が2万2,600人、13.2パーセント、呉市が1万8,250人、10.6パーセント、安芸郡4町は海田町が700人、0.4パーセント、熊野町は1,350人、0.8パーセント、坂町が1,600人、0.9パーセント、府中も同じく1,600人、0.9パーセントです。出雲市も原子力災害に備えた広域避難計画を2014年に改定をして、海田町も出雲市の鰯淵地区にお住まいの230世帯、634人の方を受け入れることにしていると思います。

原発事故はあってはならないことですが、東京電力福島第1原発事故が示すように、事実事故が起こったことであり、今後も起こり得る、だからこそ広域避難計画も策定をされた訳です。

不幸にして事故が起きた場合、私たちは出雲市から避難される634人の方々を受け入れ、安心をして避難生活を送ってもらい、生活再建の手助けをする責任があります。

島根原子力発電所は、島根県松江市鹿島町にあり、県庁所在地に立地する唯一の原子力発電所です。半径10キロ圏内に、県庁、松江市役所、島根大学原子力防災センターなど、中枢施設を抱えております。ちなみに、島根原発と海田町の距離は約140キロです。

島根原発の概要ですが、1号機は沸騰水型で出力46万キロワット、1974年3月に運転を開始して、2015年4月に廃炉になりました。2号機も沸騰水型で出力82万キロワット、1989年2月に運転をし、プルトニウムを使ったプルサーマル発電を開始する予定でしたが、福島原発事故後の2012年1月に中止をして、停止をしてから8年が経ちます。3号機は浜岡原発5号機と同じ改良沸騰水型炉で出力137万キロワットで、2012年3月に運転を停止をしておりますが、運転予定をしておりましたが、未だに稼働をしておりません。ですから、島根原発は現在一台も稼働しておらず、今年の猛暑でも電力供給不足ではありませんでした。もう原発は要らないということです。

しかし、中国電力は2号機の再稼働と3号機運転開始の実施をしようとしております。原発が起きた際の避難区域は福島原発事故から原子力規制委員会が原子力災害対策指針を策定し、避難区域を30キロ圏に拡大いたしました。これに伴い、原発事故に係る地域防災計画も避難計画も30キロ圏に範囲についても策定することになり、国としても避難計画を30キロ以内と定め、それに従って、今回の広域避難計画が作られました。

政府は2016年3月に、原子力災害発生時における避難者の受け入れに係る指針を策定し、受け入れ市町村は原子力災害発生時の避難者の避難生活支援に関する具体的な手順等にとって、あらかじめ検討をし、マニュアル等の中で定めておくことが必要である。また、受入市町は平時から要員の研修、各種調査等の実施、訓練の実施、避難施設での物資等の備蓄について検討し、避難元の市町村と協議をすることが必要であると書かれております。

そこでお尋ねをいたします。1、受入計画の策定は海田町ではどのようなになっておりますでしょうか。2、受け入れについていつどこでどのような議論があったのか、また人数634人としたのはどのような理由に基づくものでしょう。3、避難所は福祉センターを含め、11か所になっていますが、コミュニティ単位の受け入れ、これはできているのでしょうか。4、原子力事故の場合、自然災害以上に避難生活の長期化が予想されます。速やかに仮設住宅への入居ができるようにしなければなりません、230世帯の仮設住宅はどのように建設をするのですか。5、事故が起きると、取り返しがつかなくなる原発を廃炉することが必要ではないでしょうか。中国電力や国に対して島根原発2号

機の運転再稼働と3号機の運転の中止、両機の廃炉を、町として要請をするおつもりはございませんか。町長のお考えをお尋ねいたします。

2番目に、中学校給食について。広島県の中学校給食の給食実施率は、平成28年5月、81.8パーセントで、全国平均の90.2パーセントを下回り、47都道府県中40位になっております。今まで、定例会の度に実施を求める質問があったが、多額の初期経費の問題や貧困対策にあまり効果がないなどの理由で実施に消極的な姿勢に見えました。しかし、全国には給食を実施する学校が増えております。学校給食法も2009年に改定をされ、食育の観点を踏まえた新たな目標が付け加えられました。年間365食の昼食のうち、およそ半分に相当する180食から190食の給食は、しっかり学校給食と位置付けて、自治体の実施義務を果たすよう、本当の給食となるようにしなければなりません。

そこでお尋ねをいたします。今まで何回、議論がされたのでしょうか。2番目に総務文教委員会で1月23日に広島市の佐伯区五日市方面の学校に給食を提供している広島アグリフードサービス株式会社を視察しましたが、このような形態、運営手法での実施はできないのか見解をお伺いいたします。

3番目に、急傾斜地崩壊危険箇所などの整備状況にお尋ねをいたします。昨年の豪雨災害では多くの箇所で土砂災害が発生いたしました。災害に強い安心・安全なまちづくりを進めるためにも、以下の整備状況はどのようになっていますか、お尋ねをいたします。

海田町地域防災計画の資料22でございます。急傾斜地崩壊危険区域20か所うち19か所に人家378戸があります。急傾斜地崩壊危険箇所74か所、50か所に人家588戸、土石流危険渓流区域及び砂防指定地域、土石流危険渓流区域45か所のうち人家があるのが3,347戸、砂防指定地域22渓流、山地災害危険区域のうち山腹崩壊箇所36か所、崩壊土石流出箇所49か所、特に人家のある急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流箇所は最優先に整備をすべきだと思いますが、整備の計画はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）岡田議員の質問の2点目については教育委員会から、その他の部分については私から答弁いたします。

原子力災害時における広域避難受け入れについての質問でございますが、1点目につ

いては平成30年3月に島根県が策定した原子力災害における広域避難に関する避難者受け入れに係るガイドラインに基づき、避難経由所、避難所運営マニュアルを来年度中に策定する予定です。

2点目については、平成23年に広島県内市町に対する計画構想の説明会が実施され、平成24年に出雲市の避難先は広島県西部との提示を受け、同年避難の方向性、避難者収容能力と避難者数のバランスを考慮し、海田町は出雲市鰐淵地区の避難者を受け入れることとなりました。

3点目については、避難開始前に、町に派遣される島根県及び出雲市の職員と調整の上、避難が落ち着いた段階で、コミュニティ単位での避難に移行する計画となっています。

4点目については、避難の長期化が予想される場合は、国、島根県が最長半年を目途に仮設住宅等の2次避難先に移転できるようにすることとなっております。

5点目については、関係機関において法令等に基づき、適切に対応されるものと思っておりますので、町として意見を述べることは考えておりません。

急傾斜地崩壊危険箇所などの整備状況についての質問でございますが、1点目及び2点目については、広島県に確認したところ、急傾斜地崩壊危険箇所74か所のうち、被害想定人家が5戸以上となる37か所を分類1、被害想定人家が1から4戸となる14か所を分類2、それ以外の23か所を分類3としており、この被害想定人家5戸以上の分類1の急傾斜地崩壊危険箇所と土石流が発生するおそれがある箇所を対象とした概成箇所の割合は、海田町で約46パーセントと伺っております。

次に、整備計画としては、県が広島県砂防アクションプラン2016を策定しており、本町では本計画に位置付けられている奥之谷川通常砂防事業と成本12地区及び国信二丁目10地区の急傾斜地崩壊対策事業が現在実施されております。また、平成30年7月豪雨災害を受けて、楠谷川災害関連緊急砂防事業と南幸町13地区災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業が実施されております。町としては、砂防堰堤及び急傾斜地崩壊対策施設の早期整備を引き続き、広島県に要望してまいります。

3点目については、砂防指定された区域全てで、砂防施設の整備が行われております。

4点目、5点目の山腹崩壊危険地域、崩壊土砂流出危険地区についてでございますが、これは、山地災害が人家、道路などに直接被害を与える危険度が一定の基準以上のものを、国及び県が示したものでございます。広島県に確認したところ、これらの地区に対

して全県で順次整備に取り組んでいるところであり、海田町における着手率は山腹崩壊危険地区が約19パーセント、崩壊土砂流出危険地区が約33パーセントと伺っています。このため、町としては山地災害に対処するため、治山事業の更なる推進を県に働き掛けてまいります。

それでは、2点目については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）岡田議員の質問に答弁いたします。中学校給食についての質問でございますが、1点目については、今年度3回、教育委員会会議の中で協議しているところでございます。その際には、本町の中学校の給食のあり方についてどの方法が最も適しているかを中心に議論しております。

2点目については、広島市佐伯区にある民設民営の給食センターについては、教育委員会としても承知しております。こうした民設民営の給食センターも含め、様々な方式について、引き続き、情報収集に努め、本町の中学校において最も適切な昼食のあり方について調査研究をしてまいります。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それでは、原子力災害のことについてなんですけども、この受け入れとか何とかという計画は、海田地域防災計画の中にないような気がしたんですけども、入っているんでしょうかね。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）原子力災害というものに対しての記述は、地域防災計画の中に、それをどうするというような計画というものは載っておりません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今の答弁の中で、来年度マニュアルを作成してまいりますというようなことが書いてあるんですけども、受け入れる方ですから、受入先の方ですよ、受入元というんですかね、鰯淵の方いうんか、出雲の方。あそこは原子力災害に備えた出雲市広域避難計画というのがホームページにも載ったんですけど、かなりのページ数だったんです。それで、これが作成いうんか、制定されたのが平成24年で、平成26年に改定をされて、こういうふうになって。

もう避難計画は、この中で、そのこのところの人たちは、鰯淵の人たちは海田町に来てくださいと。細かくどこそこに集まってどういうルートで来てくださいと細かく書いて

あるんだけど、受入先も、最初は海田町で2か所かな、来てもらって、そこから今の福祉センターを含めて11か所に避難をしてくださいということがもう3年か4年ぐらい前にそういう計画ができておるんだけど、災害が起こらんからという前提があるのかどうか分らんけど、未だに来年策定するという、どういうんですかね、海田町だけでどうこうなるものではないんだけど、なぜそんなこう、早く策定ができなかったのかなというふうな思いがあるんですけども。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）議員、おっしゃるように、平成26年3月に出雲市の広域避難計画というのが策定されております。その後に、平成30年の3月に原子力災害時における広域避難に関する避難者受入に係るガイドラインというものがようやく策定されて、我々受入先の市町にその避難経由所、避難所運営マニュアルのいわゆるひな形といいますか、そういったものが示された訳でございます。本町といたしましては、早急に取り組むべきであったんではございますが、豪雨災害等々ございまして、そちらをちょっと対応がございましたので、来年度、避難所運営マニュアルについては策定をしていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）策定をせんと、これは大変まずいことになるんですね、当然ね。この今の受入人数なんですけれども、多分、全員が避難されてくると思うんですけれども、海田町で230世帯634人が避難をされるということなんですけれども、実際問題として、起こった場合に、それだけの方が避難、避難いうんか、1週間とか2週間とか当然そういうふうな単位ではないはずなんですけども、半年とかいうふうな単位でもなくて、もう1年、2年、3年、4年、そういうふうなスパンになってくると思います。そういうときに受入体制というんか、そういうふうなのが本当にできるのかどうか、まずこれをお伺いいたします。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）まず一次避難ということで、いったん海田町に来られた方が二つの経由所を挟んで、各町が用意する避難所に行きます。町長答弁でもございましたように、六月を目途に島根県、また国が仮設住宅、賃貸住宅等に移転できるようにするというふうになっておりまして、1年とか2年とかというようなスパンで避難所をするというところではございません。あくまでも一次避難先というところで、国又は島根県が早急に

2次避難先について用意するものと、それが計画というふうになっております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それはそうなんですけど、避難をするのは、この鰯淵の方は海田町に避難をされると、ほかのところはこの近辺だったらそれぞれ安芸郡4町で避難をされるんですけども、普通に考えて、仮設を造るとか何とかんとかいうても、それだけの土地とかそういうようなものが必ず必要になってくる訳なんですよ。それとはまた別個に、普通の災害が起きたときに、海田町の人も避難所に避難をせにゃいけないと。学校とか公民館とかいうふうなことで避難所がなっているんですけども、そこらは普通の本来の使用の仕方みたいなので使われるということになったら、この計画そのものがいわゆる机上の計画いうんか、なってしまうような気がするんですけどね。その辺のところの、あれは県がやるんじゃ、国がやるんじゃいうても、実際、どこに造るんやというふうなのが出てくると思うんですけども、そういうふうな計画いうんか、構想いうんか、そういうふうなのは、どの辺まで、県とか国とかが詰めていかにゃいけないのだけど、そういうふうなことは、実際問題できるんでしょうかね。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）仮設住宅を出雲市鰯淵地区の方に海田町が海田町の土地を出して造るとするような広域避難計画ではございません。その時々状況があると思うんですけども、島根県、また国がその先を用意すると、その過程の中でもしかしたら海田町に土地を出してくれとかいう話があるかもしれませんが、今、明確に鰯淵地区の方に対して海田町の中に仮設住宅を造らなければならないと、そういった計画ではございません。あくまでも起きたときに、島根県、国がそういった選定先を探して用意するもの、それからもしかしたら公営住宅の要請であったり、民間の住宅の調査、要請というものがあるかもしれませんが、一義的には島根県と国が用意するものだと、そういうふうを考えております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）そう言われますけども、それじゃ、どこに用意をするんやということになる。向こうの人はこの避難計画だったら、その出雲市の地域の方はそれぞれの広島県の自治体へ避難してくださいということだから避難をする訳ですから、そこで向こうの人は、当然そこで避難をするというふうな感覚になる訳なんですよ。原子力災害ですから、帰ってくれというふうなことはちょっと言えん訳なんですよ。その辺のところを

どういうふうな計画いうんか、何かそれこそ机上の計画いうんか、辻褄合わせいうんか、何かそういうふうな気がするんですよ。

例えば、坂町でも、今、仮設とかいっぱい作っとるんだけど、坂町には1,600人ぐらいの方がというふうな格好になっとるんじゃないけども、実際にそのことはほとんど不可能なんだけど、その計画そのものが、何かこう、実際には計画があって、この災害そのものあんなことは起きやせんよというふうなもんでもない訳なんですから、その辺のところを町としてもどういうふうに、町と県、国といろんな協議するんでしょうけど、協議のしようがないいうんか、そういうふうな気がするんですよ。

でも、実際には避難をしてこられると。そういうふうな格好になってきて、どうするんやということになるんだけど、その辺の町としての立場はどういうふうに考えておられるんでしょうかね。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）まず、広域避難のフローなんですけども、原子力関係で警戒事態、それから全面緊急事態とかいろいろあるんですが、島根県の方から避難先町、海田町の方に受入可否の判断、要は、こんな豪雨災害が起きた直後に、例えば原子力災害が島根県で起きた場合に、海田町に受け入れられるかというような、あったときに海田町は当然、受け入れられないというような判断をしなければいけません。それはもうこういった豪雨災害があるので、避難所に避難をする、鰯淵地区の方が来るのは無理ですというような、その受け入れの可否の回答をするようになっております。そこから先、島根県がまた第2、第3の避難先を選定するんだろと思うんですが、一概に海田町が受け入れが無理な状態の中で、島根県の方から避難される方がどっと押し寄せてくるということはないというふうに考えています。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）そうは言われても、元の自治体の方はここに避難をしてくださいというふうなことを、3年か4年前ぐらいに決まっとる訳なんですよね。それで、何か災害があったときに、ここの自治体は受け入れることができませんと言うてしまったら、それじゃ、その人はどこに行くんかということになる。ほかの自治体ももういっぱい受け入れている、いっぱいいいいのような格好で受け入れとる訳ですから、なかなかそういうふうなことが難しいんじゃないかと、言えることが難しいんじゃないかと思うんですよ。だから、その協議いうんか、そういうふうなのはどういうふうにされるんです

かという。どうも何か、原子力災害というのは、普通の自然災害と全然違う訳ですから、やっぱりそういうふうな協定で来てくださと言われてたら、ある程度海田町としても何らかの責任はあると思うんですよね。だから、それじゃ、ここはこういうふうなところに避難してくださいと、例えば海田町が受け入れが困難だったら、どこかほかのところいうふうな計画を、変更いうんか、別の場所というふうな協定をせにゃいけないのだと思うんじゃないけど、逆にあそこのところが、広島で受入先のところが駄目だから、海田町にお願いしますという場合もある訳ですから、そういうふうな検討をされるようなことになるんでしょかね。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）当然に海田町といたしましても、町民の生命財産を守るのがまず第一だと考えております。そういった海田町が災害にあった状況で受け入れができないというような事情というのは、当然、考えられると思います。そのときに、無理して海田町が原子力の事故による受け入れをということは当然無理な状況であれば、当然に、島根県、国に対してそれは受け入れられない、それは町民の生命財産を守るためには当然言っていかなければならないことと考えておりますので、そこは、島根県なり、国の方で調整をされて、避難場所の変更というのは考えられるものと思っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）そうしてもらわんと、町としては困る訳と思うんだけど。それと、今は島根原発だったんだけど、伊方原発の3号機は動いている訳です、昨年10月から再稼働したんだけど。ここのところの広島県いうんか、この辺の距離いうたら直線で102キロぐらいですかね、遮るものも何もないということで。2年前ですから、熊本地震が起きたときに、かなりの余震がこう来て、伊方の方にどんどん震源地が移っていったというふうなことがあって、これ、伊方のあそこの原発のところの方にも地震が起きるんじゃないかといって、ものすごく専門家の人たちは肝を冷やしたいうんか、ものすごく不安だったんですけど、幸い来なかったんだけど。

もし、そういうふうなことがあったら、もう瀬戸内海は汚染されて、ここらも同じようなことになるんだけど、それを止めさせるには、先ほどのも含めて、やっぱり町長が今の原発再稼働とかいうふうなのを止めるように言わんといけないのだと思うんです。今の答弁では、要請はしませんということなんだけど、原発は今の予定では、この辺だったら上関原発、中国電力はやりませんとは言っとらん訳なんですよね。2030年

度には今の電力を20パーセントから30パーセントに原発依存するということになったら、新たに増設をせんと、そのパーセントにはならんということで、国は増設をする予定なんですよ。だから、それを止めさせるいうんか、今の電力で賄ってるから、自然エネルギーで賄おうというふうなことを町長が国に言って、この原発を全部中止して廃炉にすると。そうしないと、廃炉にすることによって、今の島根からの人たちの避難とかいうふうなことがなくなってくる訳ですからね。そういうふうなことを言うていくべきじゃないかと思うんですけども、なぜ、そういうことを要請しないのかというのをお願いいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）原発を含むエネルギー政策につきましては、経済国民生活全般的に重大な影響を及ぼすことから、国がその責任において決定すべきものと考えております。また、原発の再稼働につきましては、原発が立地している自治体を含む関係当事者が原子力規制委員会の新規制基準に適合していることを前提として、再稼働について判断されるものであると、そういうふうに認識しております。したがって、町といたしまして、国等への要請というのは考えておりません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今のような、先ほど、避難をするのになかなか実際問題、計画もできん、避難されても、言葉は悪いんですけども、なかなか受け入れが難しいというふうなのを、それじゃ、原発事故が起こらないようにこれを止めりゃいい訳なんですよ。再稼働させないと。そして、廃炉にさせると。

今のこの、すごく原発は今単価が、電力がすごく高くなってるんですよ。今の安全基準をすごく厳しくするから、ものすごくそこにお金が掛かるから、ものすごく高くなってくるというのがあって、だから、海外へ輸出しても採算が合わないからということで、原発を立地しようと思った国が全て止めるというふうな状況になってきておる訳なんですよ。こういうふうな中で、今の電力需要も原発に頼らなにかいけんというふうな電力事情じゃないですから、やはりそういうふうなものも含めて、やはり国に対して止めると、そのことが海田町にとっても利益になる訳なんですよ。だから、そういうふうなことを町長として言うべきだと思うんですけど、再度お願いいたします。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）先ほど、総務部長が申し述べました理由がございますので、町として申

し述べることは考えておりません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）なかなか原発中止ということを書いてもらえないということなんですけど。やっぱり、今の避難計画なんですけども、実際にはなかなか向こうの鰯淵地区の人とか出雲の方の人が、安芸郡4町とか広島の方に来てもらうということは、なかなか今の状況だったら計画、実際問題、不可能だと思うんですね。避難をして、ここで避難生活を送ってもらうというようなことは、もうそれはできんような計画、前提からしてできんような感じですから、やはりそういうことをなくすためには、是非ともそういうふうな原発を中止して廃炉にすると、そのことによって避難をしなくてもいいようなことを是非とも声を大にして、国に対して書いてもらいたいんです。それはなかなか書いてもらえないということで、書いてもらいたいという思いはあるんですけども。

次に行きます。災害の危険箇所のことなんですけれども、国が3か年の防災強靱化減災化計画とかなんか、3か年立てておると思うんです。これに補助金いうんですか、ああいうふうなのを活用されるのかどうか。今のまだまだ危険箇所が多いんですけども、多分、県がやっていくんですけども、その危険箇所の整備をするに当たっての補助金いうんか、そういうふうなお金を活用される、申請いうんか、されたのかどうかお願いいたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）平成30年7月豪雨災害を受けて、新たに新規採択された緊急事業については、それらの国費の方を活用されていると伺っております。今後、その3か年についても国費の対象になるものについては、それらを活用されて実施されると伺っております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それは今まで、去年の災害が起こって、そこの箇所だと思うんですけども、それ以外にも危険箇所とか、崩れなかったけれども、危険な箇所、人家のある箇所というふうなのは、海田町でもかなりの部分があるんですけども、その整備計画いうんか、一遍にやれいうても、そりゃ、なかなか難しいから、それは何十年か掛かる、計画的に言ったら掛かるんでしょうけども、その計画というものは立てられておるのかどうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町長答弁にもございましたように、通常のそういった危険箇所についての計画的な整備については、砂防アクションプランというのを広島県の方が策定をされて、それに基づいて計画的な整備を進められております。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）砂防アクションプラン2016か、ちょっと前みたいなんだけど、海田町にそれに当てはまって整備をしますよという、危険箇所はどれぐらいあるんでしょうかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）町長答弁にもございますように、今現在、この砂防アクションプランで位置付けられておりますのは、奥之谷川通常砂防事業と成本12地区、それから国信二丁目10地区、急傾斜地崩壊対策事業でございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）ということは、3か所ぐらいだということなんだけど、今の町が出したこの地域防災計画にはそういうふうな急傾斜地崩壊区域が20か所になっておるんだけど、この20か所のうちで人家のある20世帯、50世帯とずっと載っとるんだけど、この20か所のうち人家のないのは1か所だけで、あと19か所はこの危険地域に人家があるんだけど、その整備状況いうんか、そういうふうなのを今回は土砂災害が起こらなかったけれども、いずれは起こるかもしれないです。そこをずっと整備していかんやいけんのんだけど、これの計画いうんか、それはどういうふうになっておるんでしょうかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）ちょっと質問を整理させていただきますと、今、おっしゃられました区域、急傾斜の区域というのは急傾斜地崩壊対策事業実施すると決まったところを区域指定して整備する箇所でございますので、今、おっしゃられた20地区については全てもう整備が済んでおるというものでございます。

それ以外の危険箇所で区域に指定されておらずまだ事業が着手されていないところについては、先ほど申し上げましたアクションプランに位置付けられて整備を進めていくという流れでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）この今の区域箇所いうんか、20か所は全て整備はされておるということ

でしょうかね。それじゃ、今の土石流危険渓流及び砂防指定地域というのは、これもかなりの数があって、45か所か。かなりの人家もあると、この箇所はどういうふうになっておるのでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）土石流の方につきましても、同じように危険箇所という位置付けから、実際に区域の砂防指定地という指定がされて、砂防施設が整備されていくようになるんですけれども、今回の町が発行しております防災計画にも砂防指定地というのが20地区でしたかね、指定されているようになっていると思うんですけれども、それについては整備が済んでおります。今後もまだそういった砂防指定地の区域指定がされていない危険渓流の箇所については、引き続いてそれを整備していくんですけれども、それについても先ほど言ったアクションプランに位置付けられて整備をされると。それが今、奥之谷川が位置付けられて整備をされているものでございます。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今、かなりの部分が済んだと、整備が終わったということなんでしょうけれども、今、20か所ぐらい整備が終わっていると言われたんですかね。この後の25か所いうんか、それぐらいの数で結構な人家があるいうんか、そういうふうな箇所の整備計画というのはどういうふうになっているんですかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）繰り返しになるんですけれども、まだ整備されていないところについては、広島県が作られたような砂防アクションプランに基づいて位置付けられたものから整備を進めていく状況です。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）そう言われても、広島県の砂防予算か、この度はちょっと増えたんですけども、ずっと減らされておるんですよ、河川予算、砂防予算がね。そういうふうな中で整備をされますって、いつかは整備をされるかもしれんけど、そのいつかいうのがもうかなりの、2年、3年とかいうふうなスパンじゃないでしょう。何かによると、100年、200年ぐらいの単位になって、そしたら、耐用年数があるから、整備したところがまた古くなってずっと延々に整備をし続けるというふうな格好になるんだろうけども。今の海田町のこの砂防アクションプランですかね、それもずっと続く訳じゃない訳でしょう。ある程度の期間があって、そこに集中的にするというふうな格好になると思うん

だけでも、それで、海田町だったら海田町の整備が終わるという目途というか、そういうのがあるんでしょうかね。いつになったら終わるとかいうふうなのが。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）この砂防アクションプランというのは、おっしゃられるように県下全域の危険渓流を一度に整備するのは非常に難しいと、費用的にも多額の金額になりますので、ですから、5年をスパンに定めて集中的に整備を進めていく。その一方で、特別警戒区域であるとか、警戒区域を定めることで、ソフトとハードの両面で住民の皆様の安全を確保していこうというものでございます。海田町内の危険渓流全てがいつ頃までにそれが整備できるのかというのは、今の時点では見通しは立っておりません。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）特別区域とか警戒区域、それ以外にもいっぱいある訳ですから、そういうふうなところも整備をせにゃいけないので、多分、特別区域とか警戒区域、それは早急に整備をせにゃいけないのだけど、それ以外のところで人家のあるところ、こういうふうなところも整備をするように、県なり、国なりですかね、要望するようにお願いいたします。

それと、給食問題なんですけども、昨日からずっとやってくれ、やってくれというふうなことがあったんですけど、費用のこととかいろいろあって、なかなか前向きなことにならんような気がするんですけども、多分、ずっと以前から議会とか何かで出ているんですけども、教育委員会会議とか当然されると思うんですけど、その中で、今年度は3回開いたと。昨年度もずっと何回か開いているんでしょうけども、その中での委員さんの意見、それはどういうふうな意見なんだろうかな。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今年度に関しましては、児童、保護者、生徒のアンケートの報告等も行いました。そのアンケートの報告について教育委員会としては、その当時は選択制デリバリーを中心でという方針を定めたところではございましたので、それに対する御意見を頂戴いたしました。様々な御意見がありましたが、貧困対策や保護者の負担軽減では側面では早期に実施できるデリバリー方式がよいという考えもあれば、今回のアンケート結果から見たら、児童生徒と保護者の間での差があるので、慎重に検討したらどうかなどと、様々な御意見、多面的な御意見が出てまいりました。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）それで、昨日から、実施の形態とかいろんなことを言われておるんですけども、その中でちょっと気になったんですけども、教育長が、給食の時間、昼休みの時間か、いろいろ配膳とかがあって、ちょっと昼休みが短くなるようなニュアンスを受けたんですけども、先生方に負担が掛かるというふうなニュアンスだったんでしょうかね、あの発言というのは。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）給食を否定する最大の原因を中学校の日程にもっている訳ではないんですけど、そこらも考えないと、結局、例えば、30分それに使うと30分を何かを削減せにゃいけん訳です。そうすると、その教育効果はどうかということなんです。組み込むことは他を参考にすればできることなんですけど、それによって、ほかのところにしわ寄せが来るんです。そのときに、本当に今までと同じような教育効果があるかどうかというのが非常に大事で、私はそれが教員の負担かどうかというところにはあまり視点を持ってないんですけども。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）今のことは、現場の先生いうんかは、そういうふうなことを聞くんですよ。だったら、そういうふうだったら、ほかの実施をしている市町は、ほかで以前から実施をしている市町は、そのところはどうなるんかというふうな、当然出てくる訳なんですよね。だから、ほかのところはそういうふうなところはクリアをしてやられておる訳ですから、教育長がそういうふうなことを言われるのは、ちょっとおかしいなと思うんですよ。何かこう、どっちかというたら、やらない理由でそういうふうなことを付けたして言われるんかないいうふうにどうしても思う訳なんですよね。実施をやつとるところはそういうふうなところを十分クリアして、そのところはもう当然御存じだと思うんですけども、何であんな発言されるんかなと、もう一度お願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）クリアしているかどうかは検証されていないので分かりません。以上です。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）分からないと、実際に多くの、全国でも9割近くの学校がやつとる訳ですから、それは検証されとると思うんですよ。されてなかったら、そこまで高くはないと思うんですよ。あとは、いわゆる経費の問題、費用の問題、それでなかなか踏み込め

ないいうふうな格好になって、そこをどういうふうにしてクリアをしていくんかと。

今の学校給食法が2009年か改正されて、やはり学校としても、そして地域社会というんか、地域社会の学校として、子どもたちを育てるというんか、給食もそのうちの一つに入ってくるんだろうと思うんだけど、その中で365食があるんだけど、そのうちの半分、それは学校で給食として提供するというふうなのがどこの自治体でも、そういうふうなのが当たり前になってきとる訳なんですけども、やはり海田町でもそういうふうな立場に立って、費用面とかいろいろあるんだろうけども、そういうふうのを考えて、貧困もあるでしょうけども、学校の給食いうんか、給食がないから当然弁当になる訳なんですけども、それは学校でパンを置いて、それをいくらかのお金で食べてくれということはできない訳ですから、やはり給食というんか、そういうふうなの位置付け、そういうふうなものを再度確認をして、いろんな問題があるんだけど、それはみんなほかの自治体も全てクリアをしながらやってきておられる訳ですから、やはり海田町もクリアをしてやってきておられる訳ですから、海田町もクリアいうか前向きな検討いうんか、そういうふうなものをしてもらって、今の形式いうんか、方式いうんか、形態いうんか、いろいろあるんだけど、海田町で生徒にとってベストなもの、そういうふうなものを決めてもらって、是非とも給食をやっていくんだと。

○議長（桑原）岡田議員、もう少し簡素に。

○11番（岡田）やっていくんだという決意をお示ししていただきたいんですけどね。

○議長（桑原）町としてどうか。教育長。

○教育長（佐々木）今後、調査研究を続けてまいります。昼食は弁当を継続していくことに変わりません。以上です。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）弁当継続と言われてもね、給食がないから、弁当しかない訳です。継続をせざる得ない訳なんですよね。そうではなくて、この弁当継続というのは、給食がないから当然のことなんですよ。そこを胸を張って弁当を継続しますと言われても、ちょっと納得いかん訳なんですよね。だから、中学校給食を実施するような方策いうんか、いろいろ考えてもらって、それをできないかというのをね、調査研究も今まで十分されてきている訳ですから、例えば、調査研究をするにしても、いつ頃を目途を立てるとかいふふうなのがあると思うんですね。これで研究して駄目だったとか、よし、これで行こうというふうなの、日にちがあると思うんですけども、その辺のところは、いつ頃ま

でというのは、考えておられますかね。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）給食を導入するかどうかの目途は、今見込みはないです。昼食はとにかく弁当を継続していくと。それと、先ほど、今日も申し上げたんですけど、完全給食の実施率は90パーセントというのは、完全給食は完全給食なんです。実は40パーセントはデリバリーなんです、そのうちの、県内のを言えば。ということは40パーセントは弁当持ってきているんです。それと、全国的にいいますと、大都市圏も見てますと、多くのところで昼食を弁当を持ってきているところは多数あります。完全給食という定義がちょっと皆さんにお示しするのに、非常に、統計上の定義なので、そこらが難しいんですが、完全給食というのは全員給食とイコールではないので、その点は申し添えておきたいと思います。

○議長（桑原）岡田議員。

○11番（岡田）この数字のことなんですけど、率、これはそれぞれいろんな調べ方があると思うんですけども、私は文科省のホームページで、皆さんもそうでしょうけども、文科省のホームページにそういうふうに書いてあったから、そういうふうに言ったんです。定義とか細かいことになったら、いろいろとそれぞれ数字に誤差が出てくるかもしれないけども、やはりある程度の指標いうんか、海田町は今全国的にこれぐらいのレベルでありますよとかいうふうなのは出てくると思うんですよ。その指標なので、どっちにしてもあまり進んだ部類ではないというふうなことで、47都道府県の中でも半分以下とか、どっちにしても半分以下とか、3分の2以下とかいうことで、いろいろと質問をさせてもらってるんですけど、そういうふうなことで、私はいろんな資料とか数字とかいうふうなのは、そういうふうなところから、皆さんそうでしょうけど、引用してやるということです。以上で質問を終わります。

○議長（桑原）暫時休憩をします。再開は13時10分。

~~~~~○~~~~~

午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続行します。1番、小田議員。

○1番（小田）1番、小田でございます。今回、2項目にわたってお尋ねをいたします。

まず、風疹対策について。風疹の感染拡大防止に向けた取組として、2019年から2021年度までの3年間、定期接種を受ける機会がなく抗体保有率の低い39歳から56歳の男性の抗体検査と予防接種が原則無料化されます。国立感染症研究所がまとめた2018年の患者数は、2,000人を超えました。米国が、予防接種や感染歴のない妊婦に対し、日本への渡航自粛を勧め、訪日客の減少も懸念される状況です。

2012年から2013年には、風疹患者が1万7,000人近くに上り、45人が先天性風疹症候群と診断され、そのうち11人が1歳半までに亡くなっておられます。これらのことから、風疹の感染拡大防止は必要不可欠の課題であると考えます。

そこで、お尋ねいたします。1点目に本町ではどのような周知方法をお考えでしょうか。2点目、平日の日中に検査を受けることが難しい方に対して、職場の健康診断で検査したり、休日や夜間に医療機関で接種したりできるようにするお考えはないでしょうか。

次に、いじめ防止やいじめ対策及び不登校に対する取組についてお尋ねをいたします。近年のニュースでいじめに関するものは頻繁に報道され、大変胸を痛めております。本来、児童生徒が学校において勉強やスポーツに汗を流し、友人との有意義な時間を過ごすものだと思います。しかしながら、いじめを受けている児童生徒は毎日が苦痛で学校に行くのもためらうような思いで過ごされております。そんな辛さに耐えかね、自殺に至るケースも珍しくありません。そこに至るまでに何とか思い留まってもらえるような対策が必要不可欠であると考えます。

また、2018年2月に、文部科学省の教育支援体制整備事業費補助金により、SNS等を活用した相談事業を行う自治体が27か所に上っております。

現在、学校や家庭でもいじめ防止やいじめ対策に努力をされていると思います。しかし、いじめは一向に減少していないのが現状でございます。

そこで、本町の取組についてお尋ねをいたします。1点目、現在、本町での小中学校におけるいじめの発生は何件でしょうか。また、それに対する取組はどのようになされているのでしょうか。2点目、その取組に対し、どの程度成果があったのでしょうか。3点目、いじめが原因と思われる不登校の件数は小中学校において、それぞれ何件あるのでしょうか。4点目、いじめ防止対策推進法の基本的施策、いじめの防止等に関する措置の中に、第1点目に道徳教育等の充実とあります。実際に学校ではどのような教育

がなされているのでしょうか。5点目、ニュース等で報道されている先生の生徒に対するいじめは本町で発生しているのでしょうか。6点目、ニュース等で報道されている小中学校でいじめが発生しても教育委員会が知らない事例が多いと耳にします。このような事例は本町ではあるのでしょうか。

最後に、SNS等を活用した相談事業を行う予定はあるのでしょうか。

以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）小田議員の質問の2点目については教育委員会から、その他の部分については私から答弁いたします。

風疹対策についての質問でございますが、1点目については、広報紙やホームページで周知するほか、幼児健診、集団健診等の各種事業の町のイベント等のあらゆる機会において周知を図ってまいります。

2点目については、現在、国が集合契約を行う方向で検討しており、この契約によって、事業所健診等における抗体検査や休日夜間における医療機関での予防接種が可能となり、住民の利便性の向上が図られるものと考えております。

それでは、2点目については教育委員会から答弁いたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）小田議員の質問に答弁いたします。1点目のいじめの認知件数ですが、平成31年2月末時点において、小学校16件、中学校28件でございます。これらに対応して、学校は、加害児童生徒、被害児童生徒両者から聴き取りを行い、保護者にも、報告をした上で随時指導を行っております。加えて、各校では年に3回、児童生徒と保護者を対象にいじめアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めております。

2点目の取組の成果ですが、いじめアンケートの実施や教職員の日頃の観察、小中学校下の情報共有により、いじめを早期に発見し早期に対応することにより、いじめが深刻化することを防いでおります。

3点目のいじめが原因と思われる不登校の件数についてですが、2月末時点でいじめが直接の要因となっている不登校はございません。しかしながら、不登校の原因は多岐にわたっており、同級生等との人間関係が要因の一つだと思われる児童生徒もおります。教育委員会としても、引き続き、細心の注意を払い、不登校児童生徒対応に当たってまいります。

4点目のいじめ防止に向けて、実際に学校で行っている取組についてですが、小中学校において道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めるとともに、児童生徒の内面に根差した道徳性の育成を図るような教育活動を進めております。ほかにも、特別活動の時間では、集団宿泊活動を通して望ましい人間関係を築く態度の形成を目指し、児童生徒の実態に応じた教育活動を進めております。

5点目の教師によるいじめですが、あつてはならないことでありますが、万が一あった場合は、早急に対応してまいります。また、次年度は教室のガラスをすりガラスから透明ガラスに替える工事を2小学校で行う計画を立てております。このことにより、教室の外から室内の様子を瞬時に把握することができ、いじめや教師による不適切な指導の未然防止につながるものと考えております。

6点目の小中学校で発生したいじめを教育委員会が知らない事例はあるのかということですが、本町においては事案が発生した際には、速やかな報告を小中学校に求めており、報告漏れはないものと認識しております。また、月末には1か月のいじめや不登校等の状況を定例教育委員会会議や校長会において、毎月報告し、対応策を議論しているところでございます。今後もいじめはどこにでも起こる可能性があるとの認識の下、小中学校と密に連携を取り、情報の共有に努め、いじめ見逃しゼロに向けた取組を行ってまいります。

7点目のSNS等を活用した相談事業についてですが、文部科学省が指定し、先行実施している自治体の取組を参考にして、本町への導入の可否について調査研究してまいります。

以上です。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）再質問をさせていただきます。まず、風疹についてですが、本町では早期に取組をされ、手厚い取組がなされているかと思います。この風疹に対してもいち早く政府の方針に則って、取組をされているかと思いますが、まだまだ風疹感染の周知については、まだまだな点が多いかと思います。この風疹については予防接種でほとんどが予防できるものでございます。今年の1月には、残念なことにこの先天性風疹症に罹った赤ちゃんがいるというニュースを耳にしました。このような悲しいことが起こらないように、本町でもしっかりと、ここに答弁にございますように、広報紙やホームページで周知するほか、いろいろな健診でも周知していくというふうにございますので、しっ

かりと取り組んでいただいて、なるべくたくさんの方に予防接種を受けていただきたいというふうに思っております。

しかしながら、政府の対象になっておる39歳から56歳の男性ということになりますと、働き盛りでもございますので、なかなか平日にお休みを取るというのが難しい世代ではないかと考えております。その世代の方に対しての取組として、町として何か施策をお考えなのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）町としての取組ということでございますが、町といたしましては、国の指針に基づいて集合契約を行い、休日、夜間、それから事業所健診を使った健診等で抗体検査や予防接種が受けられるように努力していきたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）努力をしていかれる御答弁ですけれども、努力と結果は結びついてこそ、努力だというふうに考えておりますので、結果が出るまで、周知に徹底をして、たくさんの方に予防接種を受けていただけるような取組を継続して行っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）町長の答弁にもありますように、周知徹底して、しっかりと皆さんに抗体検査、それから予防接種を受けていただけるように、しっかり周知していきたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）政府も2020年の東京オリンピックまでには、この抗体保有率を85パーセント以上に引き上げることを目的とし、2021年度末には90パーセント以上というふうに目指しておられますので、ここになるべく近付けるように本町でも引き続き、取組を行っていただきたいと思います。

次に、いじめについてでございますが、今回、この一般質問をするに当たり、御相談いただきました。お話を聞くにつれ、本当にこれが子どものなすことかというような非常にひどいものでございました。そのことは教育委員会も周知をされていると思います。また、学校の取組においても先生方も一生懸命努力をなされ、このいじめをなくす方向へ一生懸命努力をされていると思います。御家庭でも何とか子どもたちが安心して学校に通えるようにという思いで毎日迎えておられます。

今回、この小学校で16件、中学校で28件という数字が示されておりますが、これが全部ではないというふうに私は考えております。中には、先生にも言い出せず、親にも言い出せず、1人で悩んでいる児童生徒がいるのではないかと思いますと、本当に胸が痛い限りでございます。

そこで、最後にお示ししましたSNS等を活用した相談事業を取り上げさせていただいております。これは即効性はないと私も思いますが、それでも何か話すことが苦手でも、文章にすることで心の中にあるものを吐き出すことで心が軽くなるのではないかと、このいじめの初期段階においてはとても有効的な事業ではないかと思いますが、これはここの答弁には可否について調査研究をしてみたいと思います。これは進める方向で調査研究をしていただけるのか、もう一度御答弁願います。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）今回、議員さんがおっしゃっていただいた文部科学省の指定事業、SNSを活用した相談事業ですが、教育委員会の方にも事前通知がございました。ただ、この対象が都道府県単位であったり、政令指定都市ということでありましたので、本町としてはそれを希望することはできませんでした。また、今年度は県の方もこれについては希望をしておりませんでした。

ただ、この中間報告を拝見したのですが、今、確かに議員さんがおっしゃったように、今まで電話では相談できなかった子どもたちが、かなり多く今回このSNSを利用して相談件数が増えたという事例も確認しております。まだ、未知数な部分もあります。SNSに関わる子どもを取り巻く危険性等もありますので、そうしたことも総合的に判断し、先行自治体の取組を見た上での調査研究をさせてもらいたいと思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）なるべく早期に導入していただけるように、申し上げましたように、自殺に至るまでに何とか食い止めていただきたいという思いで、このSNS導入を申し上げましたので、本町においても何とか早期に取り組んでいただきたいと思います。

アンケートを実施されておるのは、私も存じ上げております。また、児童の保護者として毎年記入をしておるところでございますが、毎年同じものが同じ時期に配られ、記入をする、これも一つ手ではあると思いますが、何か別のアンケートを用いて、このいじめをなくしていこうというお考えはないのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）いじめアンケートにつきましては、町内6小中学校で5月、6月頃、10月頃、2月頃、年に3回行っております。内容については今議員さんおっしゃったように、確かに前年度前のものと大きく変わるものではございません。学校の思いとしましては、内容が大幅に変わると、保護者にとっても書きづらいところもあるんじゃないかというところもありますし、昨年度までとの傾向の比較等におきまして、難しいところもあるかと思いますので、現行のままということになっておりますが、ただ内容につきまして、まだ改善の余地もあるかと思われますので、また各学校の方とも協議しまして、本町も目指しておりますいじめ見逃しゼロに向けて、どのような調査がアンケートが一番効果があるかということについては、今後もまた研究してまいりたいと思います。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）1点目の31年2月末時点においてというこの件数でございますが、直近の数年で構いませんので、件数として減っているのか増えているのか、分かればお示しいただきたいと思います。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）昨年度との比較になりますが、昨年度の年度末時点では小学校では2件でした。それが今年度はこの2月末で16件となっております。中学校は4件、それが今年度は2月末で28件となっております。件数は増えておりますが、あくまでもこれはいじめの認知件数でございます。先ほど、議員さんがおっしゃったように、教育委員会としてはいじめ見逃しゼロという思いで行っているのですが、ひょっとしたら氷山の一角でまだ見えてない部分もあるかもしれませんので、学校がこれだけの件数を認知することができたというところで、評価という言葉は適切ではないかもしれませんが、まずここまでに認知できた、今後そのいじめを繰り返さないようにするための学校の指導、再発防止に向けた指導ということについても力を入れていきたいと思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）ものすごく増えていますよね。ものすごく増えていることに対し、全く同じアンケートを行うと。これ以外に何か取組ってされているんでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）逆に言うと、去年までいじめがあったのにいじめが認知できてなかつ

たのかもしれませんが。これが実際、これ以上にあるとも考えておく必要があつて、いじめというのは、今の段階でいいますと、全国的にも増えている傾向、これはこれまで認知していなかったものがきちっと認知できるようになったということです。ですから、数字が増えたから深刻化しているということではなくて、早期に発見できているから深刻化を防いでいるというふうに考えるべきだと思います。

それと、アンケートにつきましては、内容については、やるたびに年々改善を図りながらやっているんですけど、もう一つ問題なのはやり方なんです。やり方が、実は問題がありまして、そこは改善しています。例えば、クラスでアンケートをしますね、そうすると、例えばいじめがあつた場合、いじめている児童は、いじめている児童の方を見よるんです。なぜか。私のことを書かないかな、僕のことを書くんじゃないかなと。そういうやり方をしていると、それが抑止になって、書いちゃいけないんだというふうに手が止まったりするという事案を聞いております。

それらを防いで、どういうふうにそのアンケートをしていくかというのは、常に校長会で議論しながら、こういうやり方が本当にいじめを発見する、認知する手だてとして一番実効性のある、効果が上がる方法を常に議論しながらやっております。

そういう意味で、さっき申し上げた月末には必ずいじめの件数、不登校の件数、暴力件数を校長会に全部提示して、なぜこうなっているのか、アンケートのやり方はこれでいいのかというのを常に議論しながら、学校に返していつていますので、また御理解いただきたいと同時に、御指導いただきたいと思います。

以上です。

○町長（西田）小田議員。

○1番（小田）それでは、教育委員会のお考えになっているいじめの深刻化というのは、どの程度のいじめのことをおっしゃっているのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）深刻化という御質問ですけども、いじめに軽いも重いもないと考えております。御存じのように、いじめには定義がございまして、児童生徒に対しまして、その児童が心理的又は物理的な影響を与える行為、その受けた児童がいじめと思つたという行為に対しては全ていじめというふうに捉えておりますので、軽重はつけておりませんが、全て深刻なものとして捉えております。

○議長（桑原）小田議員。

○1 番（小田） それでは、3 点目の答弁で、いじめが直接の要因となっている不登校はございませんとございます。この不登校の定義はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（小林） 件数として挙げますのは、国も県も30日以上欠席で不登校となっています。ただ、これが風邪や発熱等のそれを除く、病気による欠席を除く30日以上を不登校というふうに定義しております。

その件数でいって、今年度、30日を超えた児童生徒に対して、その要因を各学校が確認をしたところによると、直接な原因は見つからなかった。ただ、人間関係のトラブル、そういったものが原因となっているものもありますし、ただ1点だけの要因でなく、様々な要因が絡み合って不登校の原因となっているということもございます。

したがって、第1 答弁で申しましたように、いじめが直接の原因となるような不登校はなかったんですが、交友関係のトラブル等、多岐にわたっていることが原因となって、不登校となっているというふうに答弁させてもらった次第でございます。

○議長（桑原） 小田議員。

○1 番（小田） それでは、教育委員会の不登校と定義をなされない児童生徒、30日以下の学校に通えない生徒に対してはどのような対応策をなされているのでしょうか。

○議長（桑原） 学校教育課長。

○学校教育課長（小林） 今の30日以上と申ししたのは、数字上挙げるときの30日でございます。今の30日以下のものを全部教育委員会として学校として、それを切っている訳ではございません。15日とか20日とか10日とか、欠席が多くなった児童生徒に対しては各校取り組んでおります。

町の取組としましては、適応指導教室、真田会館に設置しております。今日の答弁でもありましたように、海田中学校には適応指導教室の校内版を設置しております。また、適応指導教室の相談員が巡回指導等も行っております。こういった適応指導教室の指導員、相談員を活用するとともに、町内に4校、県費のスクールカウンセラー、1校にはソーシャルスクールワーカーも配置しておりますので、そういったカウンセリング機能も活用しながら、もちろん学校の教員等の家庭訪問や保護者連携、子どもからの聴き取り等も行って対応をしているところでございます。

○議長（桑原） 小田議員。

○1 番（小田） 今、答弁に出ました適応指導教室、ここに通えない児童生徒に対しての取

組は、今の御答弁にありましたように、各学校にお任せというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）お任せということはないんですけども、基本的に、直接子どもたちに毎日対峙している、やはり学校が関わりきるとというのが一番大事なんです。これをせずに教育委員会だけが、あれ、こんな施策、あんな施策といったところで、なかなか解決しないと思っています。基本的には面倒見良く関わりきるかどうか、そういう体制づくりを教育委員会はしているかどうかだと思います。そういった点で、少し方針をきちっと明らかに徹底していきたいと思います。

校長会で見てみると、例えば、不登校で3日休んでいて、どう関わったのかというようなところで疑問があります。本当に家庭訪問して、子どもたちの担任が、あるいは学校の職員が関わってきたかということを徹底していくべきだと思いますので、それは努めていきます。徹底してまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）教職員の皆さんの努力不足というふうには思っておりません。むしろ良く頑張っておられるのではないかなと思っております。というのも、先生1人に対し、クラスは何十人もあります。その中に何人もの不登校、またそれに値するような児童生徒を抱えている場合、先生1人では対応しきれないと思いますが、そこに対しての町としての取組をお尋ねしております。

先生の指導という点やいろんなこともあると思いますけれども、先生の負担も軽減するという意味で、どのような施策をお持ちになりたいのかお示ししたいと思っています。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）決して、教員1人にかぶせ、逆でございまして、私、政策方針の中で組織的にというのを第1に挙げたと思います。みんなでやらないと駄目で、逆にいうと、1人に任せているんじゃないかと思っています。みんなで関わって情報共有してやることが、いわゆる一番大事なことで、みんながある生徒の課題を知っていることがいかに大事かということをずっと常々指導していますけども、そのことが大事で、町としては先ほどありましたように、専用教室なり適応指導教室なりあるいは巡回指導なり、そういった多くの手段を、多くの取組を通して改善していく問題だと思っていますので、み

んなが機能的に動けるかどうかということだと思います。これまで、1人に逆に担任に任せていたから、改善してこれてない部分が多いんじゃないかと思っています。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）本当に組織的に運営をしていただいて、今の問題に取り組んでいただきたいと思います。この一般質問をするに当たり、数人ではございますが、聴取調査をいたしました。その中には、もう中学校を卒業された生徒さんですが、先生のことが本当に大好きで先生に会いに学校に行きたい、だけれども、いじめをする生徒に会いたくないので、学校には行けないという、そういった生徒さんもいらっしゃいましたので、先生には御負担を掛けず軽減をしていただいて、よりよい施策を用いて、このいじめ対策に取り組んでいただきたいと思います。

しかしながら、逆に先生のことは信用できないという児童生徒もおられるとお聞きしております。また、保護者が先生を信用できないというような声もお聞きしております。そのような方に対してはどのような取組をされるお考えなのでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）私、いつも心を痛めてまして、いじめの状況を聞きますと、何でこんなに残酷なんだろうとか、不登校児童生徒は今日一日どういうふうな生活をしようなんだろうとか、遠くでありながら、距離はあるんですけど、いつも心を痛めておるんです。一番大事なのは、心を寄せる教育ができているかどうか、それは私は校長を中心とした学校経営の方針一つに限っていると思います。校長がリーダーシップを取って、1人の子どもも見逃すなど、全員の子どもの心に寄り添えということを常々発していけば、そういった機運が高まり、一つ一つの問題はいい方向に向かうんじゃないかと思いますので、その点を更に徹底してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）あと、教員に対しての研修なども行ってはいかがかなというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）教員に対する研修につきましては、町としても計画的に行っております。まず、年度当初、7月1日に全教職員を集めての教育長からの訓示もありますし、そこで様々な面にわたって話をしますが、その中でこの生徒指導の側面も触れます。また、その後も各校若しくは各中学校ごとの研修等でもこういった話をさせてもらうこ

ともありますし、生徒指導主事の研修でもこういった話をしますので、来年度も計画的にこのいじめ撲滅に向けての研修に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）6点目の答弁でございますが、報告漏れはないものと認識しておりますとございましたが、深く申し上げるのもあれですけども、前回の議会のときに、私、お聞きした件は御存じなかったのではないかなというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょう。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小林）答弁にもありますように、報告漏れはないものというふうな認識で行っておりますが、その報告がすぐの報告でなかったり、タイムラグがあつての報告であつたことは事実でございます。今後、学校の方には速やかな報告、そして速やかな対応を徹底していきたいと思っております。

○議長（桑原）小田議員。

○1番（小田）しっかりとこれからも学校と連携をし、いじめがなくなるように取組をしていただきたいと思います。今、いじめられている児童生徒に対しては、一日も早く笑顔で学校に戻れるような対策をまた一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

以上で、再質問を終わります。

○議長（桑原）9番、宗像議員。

○9番（宗像）9番、宗像です。まず、社会福祉施設整備等補助金交付要綱について質問します。昭和53年3月に、社会福祉施設整備等補助金交付要綱を制定して運用しておりますが、制定されたときの目的はどのような目的だったのでしょうか。そして、現在、この要綱で補助をすべき対象事業がどのくらいあつて、実際にその事業のうち補助を交付している事業はどのくらいあるのですか。また、今後、どのように運用していくつもりでしょうか。

次に、各計画に関する人口推計のことについてお聞きします。海田町マスタープランにおいては人口推計については基本的に右肩下がりを想定して、いろんな施策に反映されております。ところが、計画に反し、実際には微増ながら右肩上がりとなっております。将来長いスパンでは、右肩下がりになっていくものと思われそうですが、しかしながら右肩下がりであるマスタープランに基づき、詳細な各計画を定めている中、現状とマスタープランの間に差異が生じてきております。マスタープランをもと

に策定されている各計画を修正するためには、マスタープランを修正する必要がありますが、どのように修正するのでしょうか。また、これに併せて、各計画の変更を行う必要がありますが、どのように行っていくのでしょうか。

最後に、下水道受益者負担金について伺います。受益者負担金の賦課については、まず賦課された時期と支払いの関係が明確ではありません。賦課は告示されたときに、原則所有しているものに賦課しながら、5年で支払うこととし、受益者という名目で受益者が変更になった場合は、変更者に支払い義務を負わせております。変更者が支払えなくなったときのことが全く想定されておられません。このような場合、当然に賦課されたものが支払いの責任を持つようにすべきであったのではないのでしょうか。

次に、徴収猶予の問題です。徴収猶予はできる規定で、条件が整ったときに猶予すべき事案で、絶対条件ではありません。猶予すべき案件が消滅したときには、受益者間の手続を待たずに解除すべき事案です。議会からの指摘を受けて変更するような案件ではありません。また、猶予できる土地についても雑種地を入れておりますが、全ての雑種地に一律に猶予する必要があるのか明確ではありません。どのように運用しているのでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）宗像議員の質問に答弁いたします。社会福祉施設整備費等補助金交付要綱についての質問でございますが、要綱制定の目的は、社会福祉法人等の行う社会福祉施設の整備を助長し、社会福祉事業の円滑な発展に資することを目的としております。現時点では、補助対象となる事業はございません。今後の運用につきましては、新たな整備の協議があった際に、個別の案件ごとに判断してまいりたいと考えております。

次に、人口推計についての質問でございますが、1点目のマスタープランの人口推計の修正についてでございますが、平成23年3月に策定した第4次海田町総合計画においては、人口減少社会に入っているものの、まちづくりを進めることで10年後の計画人口はほぼ現状維持となる2万9,000人としたものでございます。また、平成27年9月に策定した海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の海田町人口ビジョンにおいては、中長期的には人口減少となるものの、地方創生の取組により、平成37年頃、2万8,738人まで微増となり、平成47年、2万8,544人まではほぼ横ばいとなる将来展望をお示したものです。

総合戦略の計画期間は5年間で、来年度平成31年度までは、また海田町第4次総合計

画は、2020年度平成32年度までとなっていることから、次期の計画の策定に向けて、来年度から近年の動向を踏まえた人口推計を実施することとしております。

2点目の各計画の反映については、更新や見直しの時期に併せて適切に反映するように、考えておるところでございます。実施する施策に必要なものについては、計画の目的が達成できるよう、適切に設定してまいります。

続きまして、下水道受益者負担金についての質問でございますが、1点目の当初に賦課されたものが支払いの責任を持つべきではないかということについては、受益者負担金は下水道整備費用の一部を受益者に負担していただく制度で、固定資産税のように毎年賦課されるものではなく、賦課されるものは一度限りになります。そうした中、不動産取得などで受益者が変更になれば、受益を被る者が変わってくることもあるため、変更があった場合の取り扱いとして新たな受益者が従前の受益者の地位を継承することを条例で定めております。また、新たな受益者に対する徴収の取組については、当初に賦課された受益者の場合と同様に支払いが滞るなどした場合には、督促等、適切に徴収事務を行ってまいります。

2点目の徴収猶予の取り扱いについて、議会からの指摘を受けて変更するような案件ではないということについては、猶予理由が消滅したことは受益者に届出の義務がありますが、自主的に届出が少ないことから早期に対応できませんでした。今回、議会からの御指摘を受けて、農地転用の情報を共有し早期に対応できるようにしたものです。

3点目の雑種地の取り扱いについては、一律に猶予するものではなく、排水設備の有無を職員が現地で確認し、状況に応じて個別に判断しております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）まず、下水道負担金のことについてお聞きしますよ。下水道負担金、受益者負担に関する条例、制定されていますよね。ここの第4条に書かれているのはどういうことですか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稻田）第4条の方には受益者の負担の額について定めておりまして、受益者の負担の額は、受益者が公告の日現在に所有し又は地上権等を有する土地で公告された区域内のものの面積に1平方メートル当たり460円を乗じて得た額とすると書かれております。

○議長（桑原）課長、マイクを起こして答弁してください。

○上下水道課長（早稲田）はい。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）読めと言ったんじゃないんですよ。どういうことですかって聞いたんです。

町長、固定資産税と一緒に、僕言ってないですよ。毎年、賦課されるものと言ってないです。それくらい分かって言っていますよ。失礼じゃないですか、こういう書き方は。4条の規定の中身についてどうなんですか。答弁できないんですか。じゃ、はい。

○議長（桑原）いいですか。宗像議員。

○9番（宗像）答弁できないなら答弁できないと言っていたらいいんですが、ここに書かれているのは、ストレートに誰が読んでも、当該受益者、第2条に、土地の所有者を原則いうとなっていますよね。間違いないですよ。その人に賦課しますって、第3条で言っているんですよ。だから、支払い義務が一番生じるのは誰ですか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）賦課時点での土地の所有者です。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）そのとおりでしょう。賦課されたときに賦課された者が本来のそのときの所有者か権利者が分からないにしても、どちらかにしてもそうですよね。これで僕が言ったような間違いない、そういうふうに条例にも書かれております。それが途中で何で5年に分けて払う、これも仕方がないと思う。後から5年に分けて払う、分割するものとする規定している、これが悪いと言うものじゃないです。でも、ここですっぽな賦課されるべきものは誰かと規定しておきながら、途中でぽんとそれが変更になったら変更したのに、払うという規定に変えておるんですが、これは矛盾していませんか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）海田町公共下水道受益者負担金条例の第9条の中に、所有者が変わった場合、届出があったら変更ができるといった条文がございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）ちょっと待ってください。できる規定じゃないでしょう。届け出たらそうしなさいでしょう。条例をよく読んで答えてください。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）私の説明が悪うございました。第9条の中には、一方又は双方がその旨を町長に届け出たときはというような記載がございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）だから、こういうふうなしとるこの9条自体が、4条と相反する事項になりませんか。そのときに賦課されるのは土地の所有者だといっておいて、支払いは5年間で払ってもいいよ、払いなさいよといっている。途中で変わったら、賦課されたときの人間じゃないものが払いんさいや。これ、4条と9条が相反していませんか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず、受益者負担金というものの性格につきましては、都市計画法第75条に規定してあります受益を受ける者に対して賦課することができるというのを受けて、条例を制定したものでございます。下水道の場合には、受益を受ける者というのはその下水道を使用する者という考え方が基本にございます。したがって、所有権が移転した場合には、その受益を受けるものが変わるという解釈をしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）解釈のことを聞いとるんじゃないんですよ。4条に書いてある賦課されるべきもの、そこで賦課しておる訳でしょう。それが途中から所有者がいうて、賦課時期に賦課された者が払わにやいけんのじゃないんですか。だから、4条と9条が相反するんじゃないんですかと。その4条と9条の相反することをどうやって穴埋めしとるんですかと聞いているんです。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）受益者負担金条例の第9条の中に、新たに受益者となった者は従前の受益者の地位を継承するものとするというふうに書いてございますので、それを受けて取り扱っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）地位を継承する、それは使用する権利でしょう、受益者というのは。だから、4条と9条が全然違って、賦課され、税金という言葉を使ったらまずい、賦課されるべき人間と、賦課された、そのときに既に賦課されとる訳です。あくまで受益というのは上を使う権利でしょう。下水道を使う権利、受益を受ける権利でしょう。賦課されるものと受益というものを全く混合すべきじゃないんじゃないですか。まず、その辺のきちんとした解釈をお願いいたします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）この部分に関しましては、施行規則の第12条の中に、受益者の変更

という規定がございます。ここには、受益者に変更があった場合のことを書いてございますが、基本的な考え方は変更ができるということになってございますので、その中で取り扱うという考え方をしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）何度も言うように、賦課、賦課された人間ですよ。賦課が終わってしまったら、相手は人ですよ。賦課した時点で。じゃ、固定資産税なんか、極端な、税金の例を出して申し訳ないんですが、固定資産税、途中から変わったけんいうて役場、要するに税金を掛けますか。次の人が届けたら、税金を変えてくれるんですか。賦課された時点で責任を持つ訳でしょう。固定資産税でいったら、1月1日に所有権がある方が責任を持つ訳でしょう。権利を持っている方が。これも同じじゃないです。賦課された時点で持つとる者が責任を負う、受益者というのは分かります、あなた方がおっしゃられるように、公共下水道に伴って、それによって使用する者、受益者と賦課されたものがごちゃごちゃになっていませんかと。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）今、税のことを引き合いに出されましたが、これは、あくまでも受益者負担金条例に基づく考え方でございますから、税とはその考え方が違うというふうな御理解をいただければと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）私が言うてるのは、例えが悪いですがと、そこは言ったじゃないですか。賦課という考え方と。僕が言うのは、賦課という考え方に問題はないんですかと。あくまで受益というのはその公共下水道による受益を得るもののことをいう、それは理解しますよ。だから、賦課されたものと受益者とどういう関係があるんですかと。賦課期日に賦課されたものがその払うべき人間じゃないんですか。たまたま、それを5年間に払ういうだけであって。4条と9条が相反する事項じゃないんですかと、僕、さっきから言っているんですが、それについて何にも答弁がない。法律に書いてあるから、施行規則に書いてあるからと。きちんとした解釈をあなた方が、自分らがどういう解釈を持ってやられているのか確認しておるんですよ。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず、受益者の特定という部分でございますが、条例にも書いてあるんですけど、必ずしも土地の所有者が受益者になる必要はないというのが前提にあり

ます。それは、賃貸借なんかの登記してあれば、賃貸借の方が受益者になってもいいというのが、まず前提にあります。そういった中で、受益者の変更をしてもいいという考え方をしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）だから、それは、しょっぱな私が受益者は土地の所有者に限らない、権利者も含みますよねと言ったら、あなた方、うんと言ったじゃないですか。わざわざそれをまた説明するんですか。ちょっと失礼じゃないですか。

私が言っているのは、4条で賦課される時期に賦課された者が本来はきちんと払うべき、たまたまそれを5年にしとる、それを僕が言うのは受益者じゃない、そのときの受益者にかけると書いてあるじゃないですか。責任をここに持ちなさいと、4条で書いてあるじゃないですか。それが9条のあれと相反するんじゃないんですか、その説明をきちんと精査されておるんですかと、何度も聞いているんですよ。4条で賦課期日に賦課されるべきものに賦課しますよと4条に書いとるじゃないですか。ただ、それを5年間に払う、たまたま5年間、受益者という文言を使っていますが、受益者が変わったらそいつに払わす。これ、4条で賦課されるべきものと決めて、そこで賦課した全部の金額をそこへ賦課している訳でしょう。それを途中から変わったからできるいうたって、税金で変えるんかと、この変な事例を出したんですよ。それをきちんと整理してやるんですかと聞いているんです。相反する規定なんですけど、きちんと整理されているんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）考え方の基本は、今、先生の言われたとおりでございます。ただ、途中で受益する者が変わった、受益する者は何かと言ったら、今言われた方ですよ。その方が変わって、届出が出たら変わることができるという訳ですから、届出が出なかったらそのままですよ。届出が出たら変わって、今度はその方が受益者になって、その人が払う。そういったことを今お話申し上げている次第でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）だから、それは理解できる、この手続の9条の方法は。そうじゃなくて、4条に規定されている、賦課されたものが最後まで責任を取るように4条に書いてあるじゃないですか。4条が、そのときに賦課されるべきってあるね。そのときの受益者でしょう。賦課されておるじゃない。たまたま支払いを5年間にしとるだけじゃない。そうじゃないですか。たまたま5年間払いなさいと言っているだけですよね。そしたら、

賦課されるもの、年賦で払うことにしておるだけであって、賦課されるべきものは4条で規定したそのとおりじゃないですか。途中で変わったから、これを変えるというのはちょっと違うような気がする。これ以上言っても、どうせ同じ回答しか返ってこんので、その辺はもう少し精査すべきだと思うので、きちっと精査してください。

次に、雑種地の問題。猶予で雑種地の場合に問題があるんじゃないかという、まず最初の、猶予要件がなくなったときにどうするかいう。12月の議会で指摘があった後、すぐ直されました。農転手続があったらすぐやるようにされた。これは当然のことであって、今までしてなかったんがおかしかったはずなんですよね。

次に、もう一つある、雑種地が変わった時点、仮に雑種地を、今、徴収猶予の対象ですよ。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）徴収猶予に該当します。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）じゃあ、変な事例を出しますので、きちんと答弁をしていただきたいんですが、雑種地のまま家を建てたら、これも猶予の対象、猶予しとった雑種地だから対象になりますよね。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）排水設備がある場合、雑種地の場合でも、排水設備がある場合は猶予の対象にはなりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）じゃあ、一つ聞きます。この条例の猶予規定の中に、負担金が徴収することが認められない場合は、土地についてと書いてあります。第8条に。ごめんなさい、第7条か。第7条じゃない、第8条か。これに対して、どういうことが猶予の対象となるか、これ、規定を定めて、多分、内規が定めてあると思うんですが、きちんと定めてありますか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）例えば、農地であるとか雑種地、駐車場とかについての猶予の基準について定めさせていただいております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）明確にどういう土地が、これ、地目で聞きます、猶予の対象になりますか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）基本的なものとして農地、雑種地につきましては10年、排水設備のない、水回りのない駐車場につきましては2年でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）基本的に、農地と雑種地とおっしゃられました。基本的でない農地と雑種地は何ですか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）排水設備がある場合でございます。

○議長（桑原）分かりましたか。

○9番（宗像）はい、分かりました。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）排水設備のない雑種地に、排水設備を造らずに建物だけを建てた場合、猶予の対象、今の言葉ではなりますね。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）資材置場とか倉庫とかいう場合だと思いますけど、その場合は猶予の対象になります。排水設備がない場合は猶予の対象になります。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）分かりました。では、逆に雑種地のまま、この説明の中にこういう書き方をしていますよね。排水設備の有無を職員が現地で確認して、状況に応じて個別の判断をしておりますと。多分、このことをおっしゃっているんじゃないかと僕は思います。

しかし、逆に宅地化した場合はどうなんですか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）猶予の対象から外れることになります。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）宅地化するときに、事前に例えば雑種地なんか、大きな土地じゃなかった場合、どういう形で通常宅地化してくる手順を踏んでますか。多分、上下水道課長、難しければ、建設課長でも建設部長でもいいですから、答弁してください。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）宅地化の手順と申されたんですけれども、その宅地化する場所の状況によって、いろいろあるかと思うんです。一つは宅地造成法であったり、規模によっ

ては開発行為であつたりというのがあると思うんですけれども、基本的には、住家を建てるケースの宅地化であれば、給水であつたり、そういった上下水道の排水設備というのは必要になるかと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）そうですね。いろんな状況によって変わってくるでしょうが、基本的には大きな土地であれば開発行為、通常で段差やなんかあれば宅造。その手続というのは、宅地化することが前提で、当然、そのときには、どういう方向性で宅地化するかという図面は、付いて出るものじゃないでしょうか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）都計法に基づく開発行為であれば宅地化が前提ですので、当然、それらは事前に協議がございます。ただ、宅造法については、土砂を切り盛りして造成するという部分がございますので、資材置場というケースもございますので、そこはちょっと変わってこようかと思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）でも、宅地を造成するのが、あっ、宅地等か、それについてはあんまり言うのは止めますが、開発行為というのは明らかにもう宅地化しますよ、そうじゃなかったら使用目的を明確にしますよ。その手続が出た、工事が始まった、この時点で既に雑種地としての役目は終わるんじゃないんですか。地目上、雑種地であつたとしても。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）雑種地について終わるものと思われま。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）極端に言えば、本人が届けなくても、これについても、さっきの農地の農転と同じような形で、その時点で本来は猶予を切るべき案件だと私は思うんですが、そのように今まで手続されておるし、今からもそれをやるつもりでしょうか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）当然に開発等になりますと、上下水の方、協議に来られますので、猶予解除にしております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）そういうことであれば、当然、それじゃ、そういうときに道路になるとか、そういうものについては、当然外して賦課される。ただ、このときでも私はおかしいな

と思うのは、さっき言いました4条、賦課されるべきものが猶予を受けている。だから、当然、そのときでも、切れた時点で最初に遡って本来賦課されるべき案件だと私は思います。これ、さっきから議論が違うので、これ以上は申しませんが、その辺をきちっと精査すべき案件だと。賦課されるべきというのは告示があった日に賦課されるんですからね。そうですね。告示のときに所有、所有権も含めて権利、権利を持っている者に賦課されるんだから、本来はそこに遡らなきゃ案件じゃないんかと、私は今でも思っていますけども、それについてどうしても歯車がかみ合わないの、これ以上やっても仕方がないので、これ以上、申しません。

次に、最初に申しました交付要綱のことですけども、補助金交付要綱の第2条に、国又は県の補助対象となった事業とありますが、これはどういう事業ですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）この社会福祉施設の整備に関して、国又は県の補助対象となった事業でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）これはどういうことですかとお聞きしたんですよ。このまま読まれたら、お聞きしとる意味と違うじゃないですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）例えば、保育所等の整備に関する施設の整備の補助金ということでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それじゃ、保育所以外はこれは対象にならないんですね。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）今、保育所等と申しまして、高齢者の福祉施設やそれから保育に関する福祉施設の整備に関する補助金でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）これ、社会福祉法人の中で、ここに書いてあります、福祉医療機構、これから借入を起こしている福祉法人はないんですか、ありますか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）現在、町内にございます高齢者及び保育に関する施設の中で、過去、借入を起こしておられる事業所、現在、借入をされている事業所はございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）何か所ございますか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）現在、2か所でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）その2か所のうち、国、また補助対象となった事業所はあるんですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）補助の対象となった施設は2か所でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それじゃ、さっきの答え、違うじゃないですか。さっきゼロじゃ、対象も。

それじゃ、第1答弁は違うんですね。どうなんですか、町長。今、対象事業所は2か所あると言ったんですね。僕が聞いたのは、対象事業所とそれに実際補助しているところはどこですかと聞いた、質問を出したはずですよ。対象事業所、今2か所とおっしゃられたんですが、どうなんですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）宗像議員の発言通告を拝見いたしまして、この要綱の次に、現在この要綱の補助対象事業がどのくらいあるかという部分を、今現在補助している事業がどれくらいあるかという意味だというふうに理解いたしまして、この要綱にも続いて、現在補助している事業はございませんので、それでないというふうに御答弁を申し上げたということでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）分かりました。その分については僕の通告が悪かったということで、申し訳ございません。その2事業所とも全部この交付要綱を受けているというふうに理解していいんですね。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）この2事業所につきましては、町のこの補助の対象にはしていませんので、この要綱の補助は受けておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）それは、法人の方から自ら申請したいけども町が却下しておるのか、それとも本人自らが辞退しておるの、どっちなのでしょう。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）この2事業所につきましては、この公募の段階でこの補助金に頼らない資金計画で施設運営が行われるということを判断したものでございますので、そういう事業所が公募しているという認識の下、補助金の対象としないということを判断しておりますので、今、補助は交付しておりません。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）しかし、この第2条第2項の規定に相反するんじゃないんですか。それをする事自体が。じゃ、これを出す必要がないんじゃないんですか、初めから。公募の対象おらな、外せばいいじゃない。第2項に書いてあるのは支払いの経費に充てることを行うものとする、全部する、するになっておるんですよ。できるじゃないんですよ。そのときに既にこの要綱に相反する行為で募集を掛けたということになりますよね。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）この要綱につきましては、昭和53年に施行しているものでございます。社会福祉法人等の施設整備に関しましては、介護保険制度が始まりました平成12年ころから、大分あり方というか、そういうものは措置から契約という形になって、福祉サービスも利用者が選択できたり、それから民間事業者の算入ということも出てきてきておまして、それからそういうふうなものに、今なっております。ですけど、この要綱ができたときは、まだそういう施設も町内になく、その施設整備を助長するという大きな目的がございました。今の社会情勢から見ますと、施設整備に関して、国、県の補助制度も変化しておりますし、それから手が挙げやすい社会情勢ともなっておりますので、そのときの政策的な判断ということもございまして、この要綱については、対象としておりませんでした。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）私が言っているのはそうじゃなくて、そんならさっさと廃止すれば。何でこんなに残して、する、する、する。見方によれば、これはある程度強制規定みたいなものですよ。そんな規定をそういう状態でいつまでも残す必要があるんですか。おかしいと思いませんか。それならば廃止するときの条件の中に、ここに書いてある第2項みたいな形で附則を作って廃止すればいいんでしょう。やり方、おかしいんじゃないですか。昨日にしても。これ以上、この部分は質問事項と違うので、あえて言いませんけども。言っていることとやっていること、条例整備が全て違っているじゃないですか。先

ほどの下水道負担金にしてもそうですよ。書いてあることとやっていることと、自分らの解釈が全然違うじゃないですか。もっと徹底して、きちんと、統一して、必要ないものは廃止する、何らかのきちんとしたやり方が必要なんじゃないんですか。それについて、誰が、福祉部長にならんけども、誰が答弁していいんか分かんませんが、もう少しこういうものを精査して、きちんとした仕事をすべきじゃないんですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）まず、この要綱の規定ぶりについては、議員、おっしゃるように、この規定ぶりが今説明しましたような趣旨に合致しているかどうかについては、しっかり精査をさせていただきます。

ただ、これ、予算補助でございますので、やはり、補助するかしないかというのは、予算を措置するかどうかというところにかかってくるんだと思いますけれども、今、御指摘の2件については公募をさせていただいたと、公募の際にこういった補助金を交付するという要件を付しておりませんので、対象にしていけないということでございます。事実はそういうことでございますけれども、規定がこれでいいのかという部分については精査していきます。

先ほど来、いろいろな条例とかあるいは規則であるとか、そこら辺のところについて十分にお答えできていない部分がございます。ここら辺については、しっかり再度私の方も点検させていただきたいというふうに思います。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）副町長の方から精査するということでしていただいたので、しっかり精査していただくことにしまして、次に最後に、人口推計の答えです。実際、これどうするんですか。たちまち困っていませんか、この推計で。どうやって辻褄を合わせていくんですか、新年度の予算。どうやって辻褄を合わすんですか。私、どうやってもこれ納得できんですが。先ほど、副町長の言葉じゃないけど、精査していく、精査していく、精査せずに何でもかんでもちょっと右肩上がったら、何でもやれ、これ、おかしいんと違いますか。現実問題、僕が絡んだ業務の中で、空き家対策事業にしても、右肩下がりで計画を組んでおる。実際、そうじゃないでしょう。水道もそうです。右肩下がりで皆持ってきている。実際そうじゃない。水道のマスタープランにしても、水道ビジョンにしても。あれもそうですよね、福祉保健計画。

特にひどいのはあれでしょう、保育所でしょう。何年前にあなた方がこの人口推計で

右肩下がりで絶対減るから、増えることはないと言い切ったんですよ、どこのどなたなんでしょうか。説明してください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）人口推計におきましては、基本となる人口推計でございますけれども、まず、第4次総合計画に記載をしたものは、全国的に人口は減少傾向でございますけれども、いろいろな事業に取り組むことで、そのときその時点とほぼ同じ2万9,000人を維持していきたいという、そういう目標を設定したものでございます。

もう一つ、総合戦略に併せて策定をいたしました人口ビジョンにつきましては、過去の伸び率から人口を見込みまして、それと併せてその人口ビジョン策定時に行いましたアンケート、これらの項目を反映いたしまして、それら、出生率等アンケート結果を加味して見込んだものを策定したものでございます。人口ビジョンにつきましては、平成28年9月に策定をしたものでございますけれども、即、右肩下がりとかいうのではなくて、その結果、微増ながら人口がその後、一旦増えて、だから、その後減少傾向に向かう。その後は中長期的に見れば、更に人口は減少するという人口の見通しをお示したものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）だから、言っていることは分かりますよ。実際は違って、ほかの計画を切り替えているじゃない。でしょう。切り替えた訳でしょう。福祉保健部長。

○議長（桑原）保健福祉部長。

○福祉保健部長（湯木）子ども・子育て事業計画第1期の人口推計につきましては、減少傾向になっておりまして、実態と乖離はございました。そこで、計画そのものは変えてはいませんが、保育所の定員等は見直しました。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）僕が一番言いたいのは、空き家対策にしても水道ビジョンにしても、今のおっしゃった福祉保健部長の話もそう、元が直してないんでしょう。それこそ空き家対策もクレームを出したら、クレームじゃないけど、出したらちょこっと直した。水道ビジョンの方もおかしいんじゃないかと言ったら、実際の人口、入れることによって、こういうことがある、直された。そこを、つつきばえで直すんじゃなくて、大元をまず直さんと、全体の計画に皆響く訳でしょう。次の計画が来るまで直しませんじゃなくて。そこで本当に違うことがあったら、その場でその一部を直して、全部計画に反映してい

くべきじゃないんですか。何もしてない。今のこの答弁、書いてあります、時期にやります。たちまち困っているじゃないですか。たちまちそこらが困っているじゃないですか。なぜ、基を変えないんですか。

これ、福祉保健部長にもちゃんと言いましたよね。やるのは結構じゃが、ちゃんと基を直しなさいよ、計画も直してきちんとしなさいよ、それがまず先じゃないんですか。事業を進めていく以上、今まで、マスタープランに基づいて事業計画をやっていると言っていないか。全ての事業っていうのは、マスタープラン、総合基本計画に基づいてあなた方はやっていると言っているんですよ。全部根底が違っているのに、違った根底を、そのままいつまでも続けるんですか。少なくとも、その部分だけでも早急に変えるべきじゃなかったんですか。その上でほかの計画に合わせて随時変えていくのが本来の姿じゃないんですか。それはどうなんですか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）人口見通しでございますけれども、議員、御指摘のとおり、いろいろな計画を策定する上で、人口の見通しというのは、重要な要素でございます。現在、策定をしております人口推計で、一番詳しく策定したものは人口ビジョンだと思います。こちらについて、毎年数値を置きかえるとかといったのが、とてもできるようなものではございません。町長答弁にもありましたとおり、来年度から総合計画と総合戦略、こちらの見直しを行ってまいります。その中で、人口推計も策定をしておりますけれども、次回、策定する人口推計におきましては、その変動する過去の実績等が当然毎年出てまいりますので、そういった数値、どのように、その後、2年目、3年目に反映できるか、こういったものも検討しながら、人口推計の方を来年度以降、策定していきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）僕が言っているのは、来年度以降の話のことを言っているんじゃないんですよ。当面、今、来年の4月に辻褄合うんですか。もう既に業者が決まったんでしょう、保育所の。今、公募中かな。少なくとも予算に上げる訳でしょう。少なくとも当初予算に上げてくる訳でしょう、聞いてんですか。当初予算に上げてくるんでしょう。上げてくる根拠が何もなくて、どうやって上げる要素にするんですか。あなた方が自分らで言っているんですよ。これです、これですと言って。総合基本計画に基づいてやりますと、マスタープランに基づいてやりますと。その基本自体が違ってきたんなら、それ全

部を私は変えと言うとるんじゃないんですよ。

少なくとも、人口のどこについて実際はこうなっていると、文言を書き換えて、それによって多少の修正を行わなければならないという文言だけでいいんじゃないんですか。まず、それを議会に説明して、議会の方で、マスタープランは承認得ないといけないので、そういうものをやるべき案件、まずまっ先にそれをすべき案件じゃなかったんですか。手続は間違っていないですか。

どこでもかしこでも困ったとこだけつつく、困ったところをやる、そうじゃなくて、基を直さにや、基について考え方を、こういうふうに変えさせてもらいますとやるのが本来の筋じゃないんでしょうかと僕は言いよるんです。それを来年から変えるからいいじゃないかというんとは違うと思います。たちまち31年度の予算を組まにゃいけん訳でしょう。その中にマスタープラン、基本計画のことは全く触れずにやるんですか。どうなんですか、その辺ちょっと。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）議員、御指摘の視点というのは非常に重要だというふうに考えております。マスタープラン、今一番、町として、直近で長期的な推計をしているのは、人口ビジョンの方では推計をさせていただいている。これが平成27年に作業させていただいているということでございます。

かなり、出生数であるとか社会増であるとかいったことについて、積極的な計数を取り入れて推計をしたんですが、海田町の場合、非常にありがたいことにそれを上回って自然増、あるいは社会増が生じているという状況があって、こういったずれが生じているということでございます。

おっしゃるとおり、一つ軸になるものというのはしっかり持つておかなきゃいけないと思います。ただ、それぞれの計画ごとに目標としていく事柄、性質いろいろございますので、そのマスタープランの推計どおりに作業をしているという訳ではございません。それぞれの計画に沿って、それぞれ推計は幾種類かのものを検討して、その中から選んでいるという状況でございます。決して、今少し増えているといった状況を全く加味せずに、それぞれの計画を決定している訳ではございません。

来年度、先ほども申し上げましたけども、総合計画の方で人口推計もやり直していきます。また、来年度策定する計画、例えば子ども・子育ての計画がございすけども、これにつきましても、これは例えば女性の社会進出率でありますとか、そこら辺をどう

いうふうに見るかということも大きく影響してまいりますので、そこら辺はそれぞれの個別の計画ごとに精査をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）おっしゃること分かるし、そのとおりでしょうが、少なくとも、別のやり方がございますよね。そういうふうな格好でお金を掛けてやらずに、少なくとも住民台帳上はこういうふうな格好で増えているよ、だから、そういうものを、施策に加味してこなきゃいけない、少なくともその程度の文言ぐらいならお金を掛けずにすぐにでもできるんじゃないんですか。水道ビジョンはそういう形にしましたよね、上下水道課長。それから、空き家対策にしてもそういう形にしましたよね、どうなんですか。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）それを加味して追記させていただきました。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）空き家対策計画につきましても同様でございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○9番（宗像）これ、ほとんどお金を掛けずにできる訳でしょう。じゃ、その程度のこと何でできないんですか。明日にでもできるじゃないですか。本来でしたら、その上で、こっちの方もここの分を変えました、計画の一部をこういうふうに、ちょっと思いと違ったんで変えました、だから、本来なら公募させてくださいよというのが本当の姿じゃないの。もう計画も何ものなしに、その場つなぎで何でもやってしまえというのは、僕は行政の執行する立場においてはおかしいんじゃないかと。

一番言いたかったのはそこなんですけども、一番その中でも、人口推計が大きな問題になっているので、今日、こうやって述べさせてもらいました。

一つは、これは僕だけじゃなくて、ほかの議員さんもその都度言われていたと思う。今まで放っとかれた執行部にも大きな問題があるんじゃないかなと。その辺は、先ほどの条例解釈の問題も含めて、全て、途中、少し声が大きくなったんですが、もう少ししっかりと煮詰めて、しっかりした思いで、思いというか、基をしっかりさせて、軸をしっかりと、軸がぶれないような形で行政を進めていただければと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（桑原）暫時休憩します。再開は14時50分。

~~~~~○~~~~~

午後 2 時 4 1 分 休憩

午後 2 時 5 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行します。14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、災害復興及び共助ということについてお尋ねをいたします。過去にも災害の復旧復興ということで何度かお尋ねをしておりますが、進展が見えておりません。特に、現在まで町道6号から分離した町道137号線の検討、どのようにやったか、その状況をお尋ねいたします。

更には、この6号線から137号線の結接、過去にこの道路、幅員を5メートルにするとか何とかいう話が3年ぐらい前からありますが、民地との話し合い、この一部を寄附をして、一部を買い取りと、このように聞いておりますが、これも何らの動き、進展が見られておりません。現地の提供するという地主さんは、畑の作物の作りの支障や庭木の剪定についても買収され、切り倒されるような樹木に、金は掛けられないというようなことで、それでもそれを放置すれば世間体、近所に対しても体裁が悪いということで、その扱いに苦慮されております。その買収というのか、道路の拡幅状況、これはどのようにしておるのかお尋ねをいたします。

次に、この上流、三迫三丁目付近であります。15、16番付近の緊急時、ここから含めて全町全体ではありますけれども、その避難、避難路、避難の仕方ということでいろいろ尋ねておりますが、何やらこれも検討されていないのではないかと、検討されたとするならば、どのようにされておるのか、その辺をお尋ねいたします。

ちょっと情報が不確実であります。徳島県大洲市三善地区というのがあるようですが、そこらはプライバシーやら何とかいうので、高齢化にはなっておるんですけども、なかなか名簿が出せないとか、いろいろ難しいという話もあるようですが、私もこれ、過去何度か言っております。近隣4、5軒でそういう避難団体というのか、どういうふうに言えばいいのか分らんけども、自助団体というか共助団体というのか、そういう団体を作ってやるべきじゃないか、ということで、今申し上げました徳島県のそういう三善地区というのか、そこらの状況を見習うべきであろうと、このように思いますが、その辺をどのように対応されるのか、策を考えておられるかということでもあります。

それから次に、今年の7月豪雨、御存じことで今更言うこともありませんが、この公

助の基本である自治消防団が、自ら進んで水の中に入り、消防車を駄目にしたと、こういうふうに聞いております。このような次元の低い消防団は要らないのではないかと、こういうふうに思う訳ですね。災害時はもちろん、平生でもどのような危険がどこに潜んでいるか、常に危険を予知しながら行動する立場の者が、そこに別の消防団員の見張り団員がいる前で、自ら進んで車を水の中に入れたという、全くあきれて物が言えません。これが消防団か、情けないの一言に尽きる。

更には、その車をその場に放置して帰ったという、7、8名の団員がおりながら。情けないの一言というか、あほらしくて物が言えん。このような消防隊、本当に緊急時、本町の役に立つのか、いろいろ対応はできるのか、何か分かりませんが、年に2、3回、瀬野川の土手でとんぼの水遊びじゃないが、放水して遊んどる。本当に訓練しておるのかどうか分からないけども、そのような消防団では役に立たないと思う。もっとしっかり訓練をすべきであるか、さもなければ、先ほども言うておりますが、各地区に5、6世帯ぐらい単位の緊急時対応団というのか、自助団というのか、5、6軒だから共助団というのか、こういう小さな団体にそういうところに助成すべきだと、このように考えますが、町長はどう考えるか、お尋ねをいたします。

再度改めて、消防車両について言いますが、浸水の2、3日後、既に消防車両が移動されておった、どういうんか、明治乳業の跡地といった方がいいのか、被災車両の集積場所、こういうのか、まずそういう財産、備品、これの廃棄、これの廃棄手順、手続というんか、どのようになっているのか、わずか1日、2日で廃棄場所に持っていかれている。どういう扱いになっておるのか。

更には、この小型消防車にそれなりの備品が積まれておった。何とは後で必要があれば申し上げますが、そのまま処分されておる。どういうことなのか、この備品の扱い。そういうことでその辺を詳しくお尋ねをいたしたい。

それから、ちょっと外れますが、災害時に廃棄された土石、転石というのかいろんなそういうものがあるですが、農地の復旧等にそういう石積みの復旧とか、そういうのに石等必要だという方もおられますので、こういうものを自由にお持ち帰りいただくとか、何らかの方法で利用される方はしていただいてもいいですよというような、何か宣伝とかそういうことができんのか、それとも持ち帰っては駄目なのか、その扱い、管理についてお尋ねいたします。

最後に、セクハラ問題ということでお尋ねいたしますが、テレビ等で言うております

がね、兵庫県の加古川か、市議であったと記憶しておるんですが、間違うとったら、どこか議長の方で訂正してもらいたいが、テレビで言うとりました。そういう問題を起こしたと。本町の実情はどうか、そのようなことがないことを願っておる訳であります、そのために、日頃、どのような指導、教育をやっているのか、いわゆる禁止行為とか自制心の助長、こういうことをどういうふうにしてそれを指導しておるか、この辺についてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（桑原）西田町長。

○町長（西田）前田議員の質問に答弁いたします。災害復興及び共助についての質問でございますが、第1点目については、町道137号線の災害復旧工事に係る国の査定を受け、現在、工事発注に向けた設計を進めております。

2点目については、町道137号線の改良に係る設計は、平成29年度末に完了しておりますが、平成30年7月豪雨災害により、事務手続に中断が生じ、関係地権者の方々に御心配をおかけしました。現在、年度内に用地取得に係る契約が締結できるよう、事務を進めております。

3点目については、現在実施している西ノ谷川支川の流下能力の検証において、流下能力を向上させるために、町道137号線の改良等の必要性について検討を行っております。

次に、大洲市三善地区の取組は、各地区ごとに避難すべき場所などを記載した災害避難カードを作成し、避難の際にはカードに記載された場所に、地区単位で行動するようにしたものでございます。地区ごとの防災に関しては海田町地域防災計画の中では、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする地区防災計画の策定を推奨しておりますが、地区防災計画の策定までに至っていないのが現状でございます。現在は地区防災力の向上ため、地域の防災の核となるリーダーを養成しており、まずは自主防災組織の設立と活性化を図り、共助の体制を強化してまいります。

平成30年7月豪雨時における消防団の対応についてでございますが、発災から7月12日までの1週間で、延べ202名の団員が、災害対応、応急復旧活動、人命救助等の活動に従事しております。この度の災害時に、消防団の軽積載車が水没し使用不能な状態になりましたが、今後、このようなことが起きないように、消防団には訓練等を通じて、判断力を養っていただきたいと考えております。

また、議員の御指摘の自助団につきましては、消防団の代替えとなるような組織を作  
ることは考えておりませんが、町では自主防災組織単位で活動していただくことを想定  
しており、訓練費用や資機材の購入費用に補助を行っております。引き続き、新たな自  
主防災組織の設立と活動の活性化を図るため、支援してまいります。

続いて、水没機能不全にした消防団車両でございますが、今回、水没した2分団の車  
両は修理のため、修理業者に預かっていただいております。明治乳業跡地へ廃棄され  
ていた車両は、平成29年度に車両更新した3分団の下取り車両でありました。下取りし  
た業者の保管していた先が水害に遭い、明治乳業跡地に移送したものでございました。  
同型の車両が同時に廃棄してあったため、担当課も水没した車両が明治乳業跡地に移送  
されたと勘違いしていたものでございます。お詫び申し上げます。また、明治乳業跡地  
に廃棄してあった車両に団員のヘルメットなど小物備品が積んでありましたが、この小  
物備品は、更新前の小物備品を適切に処理していなかったため、車両下取りの際、一緒  
に廃棄したものでございます。車両ポンプをはじめ、小物に至るまで町の財産を適切に  
管理するよう、徹底してまいります。

次に、農地復旧についての質問でございますが、今回の災害で崩壊した石積みの石に  
つきましては、私有地内の中は農地内堆積土砂排除事業の申請者に対して必要かどうか  
確認して、集積場に搬入し、河川や道路内の中は直接集積場に搬入しております。  
今回の災害で発生した残土等は、通常の建設工事と同様に、建設廃棄物の再資源化と適  
正な処理の促進に努めていくため、再資源化施設での処理を前提に発注し、既に残土等  
の搬出を開始しております。

次に、セクハラ問題についての質問でございますが、現在、本町において議員の御指  
摘のような案件はありません。また、セクシュアルハラスメントの防止については、セ  
クシュアルハラスメント防止法に関する要綱を定め、職員が職務に専念できる良好な勤  
務環境の確保に取り組んでおります。更に、初任研修、中堅研修、管理監督研修など、  
節目節目の研修の中で、セクシュアルハラスメント防止に関する内容を職員に受講する  
ことなどにより、防止を図っているところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）セクハラの問題から再質問をさせていただきますが、本町には、おかげ  
で御指摘のような事例はございませんと。非常にいいこと。引き続き、これについても  
働きやすい環境、こういうことで間違いが起きんような、そういう指導をしていただき

たいということで、質問というよりも、ここはお願いということで終わります。

先ほど来、出ております137号、ちょっと理解ができませんのですが、いろいろ7月の問題があつて遅れたとか何とかというような答弁でもあつた訳ですが、その分岐点から、私が過去言うてきておるのは、200メートルぐらい上流、この間を川幅も1メートルぐらい広くして、それぐらい深くしろと、こういうことだった。当面の問題として、結接点から上流、分かんけども、五、六十メートルか、地主さんが既に出しますと、こういう約束をしとる訳ですね。それを、話を聞いてからでも3年ぐらい経つと思うが、水害があつたからできんかったとか何かというのはちょっと、その理由が全く言い訳ぐらいにしか聞こえんですが、年度内に用地の買収を済ますと、そのスケジュールをもうちょっと分かりやすく。

それともう一つ、通告にもないし、当初の予定にもないんだけどね、5メートルで計画をしとると、こういうことなんですけどね、6メートル、年度内に用地の取得の契約、こういうことできるように事務を進めていきますと。遅いなというようなことなのであれじゃが、これ、後日、何回か過去にも言うておりますが、ちょっと通告と逸れとるんじゃがね、ダムを造るじゃ、そういうものの将来の管理道路として、ここ6メートルにしろと、だから、今更どうせ5メートルにするにしても、詳しくは分かりませんが、1メートルぐらい購入、1メートルぐらい寄附していただくと、こんなようなことになるんじゃないと。まあ、分かりませんが。数字はこましいことは別にして、6メートルぐらいで、この際だから思い切って、ちょっとこれを何とか今から地権者さんをお願いしてやるような、そういうことができんのかという質問。

一つは今言うたような、長々言うたから分かりにくくなったと思うが、遅いじゃないかということと、6メートルに、もうちょっと地権者のそれと説明を併せて、その辺、お尋ねしたい。

○議長（桑原） 通告にはないんですが、答えられることがあれば答えてあげてください。

建設課長。

○建設課長（木村） こちらの道路改良のことからまず御説明をさせていただきます。張り出し車道がある区間について、その張り出し車道の老朽化に伴って、そこを撤去して反対に宅地側に広げるという計画を作っておりました。平成29年度に地権者さんから了解をいただきまして、まず建物に支障にならない範囲で協力をいただく部分と、建物が無い箇所については離合等の退避をするために、5メートル程度まで広げさせていただく

ということで了解をいただいて、29年度末に設計を終了したものでございます。

その後、用地交渉をするために、不動産鑑定であるとか、用地測量を実施しておったところですが、豪雨災害が発生いたしまして、事務の方が一時中断しておったものでございます。その後、発災後、地権者さんの方と連絡を取らせていただいて、事務は遅れておるんですけれども、年度内にやらさせていただきたいということで進めてきております。

今、町長答弁にもございましたように、年度内に契約できるように進めておるところでございます。

もう1点、5メートルを6メートルにできないかということでございますが、先ほども御説明したように、既に地権者の方とお話し合いをさせていただいておりますので、今の時点で6メートルに広げるということは考えておりません。

○議長（桑原）前田議員、通告外なので、それぐらいにしておいてください。

○14番（前田）はい。議長にもそういうふうに怒られる訳ですが、ここで、要するに137号の改良ということでまとめとるので、広く解釈してもらいたい、こういうことなんじゃがね。そういうことで、地権者との話もしておると、こういうことでね、それで、これもまた脱線するいうて怒られるかも分かんがね、将来のことやら、先ほどもちょっと言いました、15番、16番あたりの緊急避難を考えたときに、5メートル道路で何かで下から車が上がってきたら離合できん、速やかな退避できるような、離合云々考えたときに、やっぱり将来のまちづくりを考えたときに、6メートルにすべきじゃろうと、こういうふうに思う訳よ、道路の改良いうことでしっかり言う訳でね。この辺はしっかり御理解願いたい訳です。

地権者の方も、私、個人的に話をしとるんですが、そりゃ、いいことや、そりゃ、そのようになるんなら、協力はしますよと。昔は米1粒作るために農地を1寸出せ言うたら、そりゃ、米を作るために出さないけん。今は米なんていうのは買う方が安いんじゃないと、これは急ぎ交渉してみなさいや、駄目なものは駄目で2期工事をやらにやいかんのかも分かんがね。はなからできない、やりませんというようなことじゃ、まちづくりにとはならん。

それと、先ほど来言いましたが、樹木の云々ということで、そういう補償、こういうこともある訳ですが、現在のところ、それらしき家屋に掛かるのは1戸だけなんよね。あとは作業小屋とかいろいろあるけども、家屋の1軒ぐらい、まちづくりのためにする

んなら、2,000万か何ぼか、詳しいことは分らんが、若干の費用を投資しても、今言うた上流地域の人の緊急避難、いろんなときの場合に退避道路として必要じゃないのか、やっぱり道路改良に絡めて再度お尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）おっしゃられるように、緊急避難時の道路を確保するというのは、非常に重要と考えております。それに向けて、今、西ノ谷川、西ノ谷川支川の流下能力を検証し、それらが道路に溢れないように改良していきたいというふうに考えておるところでございますが、来年度、当初予算ではこれらの河川以外でも土石流が発生した河川について検証を行い、町全体で安全性を高めていきたいと考えておりますので、今の段階で、町道137号線をどこまで改良する必要があるか、検証結果が出ておりませんので、それらを踏まえた上で今後検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それを遅いんじゃない言うてる訳よ。もうこの際やけね、もう井勘定でもいいと思うんよね。それで、地権者ともそういうのを、場合によっては協力すると言うておられるんだから、この際、5メートルやけど、もう1メートルください、まちづくりのためとか道路整備で非常にいいことだと思う。

これも脱線するんかも分らんが、将来、そういう砂防ダムとか造ったら、その管理の体制がでкинよ。2年や3年掛かったとしても、4年掛かったとしても、きちっとその計画を急ぎとって、もう既に1年が来るんよ。あと3か月してみなさいやね。何もまだ考えておらんよいうことで、ようやく3年前の寄附しましょういうようなところを、ようやく年度内に事務を完了させます。とろくさいよ。もっと真剣になって、6メートルで、近々に明日でも行ってみて、地主さんは協力するいうて、わしに個人的によ、行ったらせえ言うてるかも分らんがね。わしには個人的にそういう話をしとるので、やってくださいと。

この間は、町から説明を聞きたいいう話もあったから、そのうちに何とか言うてくるじゃろういうて、そこで終わっとるんじゃがね。緊急に町長にもお願いしておくが、この137号の6メートルの拡幅計画、こういうことでしっかりお願いをします。

それから、外れついでに、昨日も、護岸の復旧ということで、わしも何かこういうことで多少言うてるが、農地を直すじゃ、どうじゃ言うので、石も要るじゃ、どうじゃ、必要な人かどうか何か訳の分らんことを言われるが、土砂の撤去で全部そのときにあ

った石も皆捨ててしまおうた。田んぼこさ、いいかげんに流入道がなくなった。ところが、崩れた石垣の石もなくなった。復旧するのに石をまた買わにゃいかん。行ってみたら、寺迫のバイパス用地の下の方やら明治乳業の方に山ほどある。あれ、もらえんか。実は1か月ぐらいまで個人的に頼んだら駄目じゃいうて、返事が来とらん、正式な返事がね。町民がちょっとでも農地とか屋敷も含めてかどうかしらんが、あの石がもらえんか、ちょっと欲しいんじゃが、わざわざ石を買わんでもいい、高い銭出して。

町民にこれをどうぞお取りくださいとか、何か別の方法でそれを上げるということができんのか。始末します、捨てます、高い公費を使うて処分しますよ。はたや、もらえんかいう人がおる。どうなんかの、話があっちこっちしとるが。今からでも、要りや、取りに來なさいや、何かその方向が出んのかどうかお尋ねをします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）おっしゃられる趣旨は良く分かるんですけど、現在、一日も早く公園として利用復活させたいということから工事をスタートさせております。そういった中で、その現場に入っていただくという部分においては、安全面での不安という部分もクローズアップされると思いますので、今のところは考えてございません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それで、今更そういうことで、片方は進んどる、ちょっと待て、何事もどうもならんから、それはそれでしょうがないかしらんがね、こういうことは町民のためにも実は必要であったと、わしはこのように考える訳よね。

それで、昨日の何かしらんが、ほかの議員のあれを聞いたら、管理は県が、川の管理だよ、するんだと。ちょっと数値でお願いしたんじゃけども、昨日は5メートルというがあっちこっち出ておったが、実際は川の深さが何ぼあるか、わしは、そのポイント、ポイントでは測っとらんが、大まかに言うたら、5メートルもあるようなところはない訳だが、2メートルぐらいのところはあるかも分からん。何メートル、例えば2メートルあるから1メートル、3メートルあるから1メートル50、いわゆる半分、あるいはどうでもこうでも1メートルしか県が持たない。あとの上部は個人の持ち物。どこにラインを引いとるかという。特に私、個人的なことで、私的なことで言うと、私が、三迫の方にちょっとあるんですが、その昔、一つの地番であったというので、昭和の19年か20年か、流れたときに、田んぼの真ん中に川を造ったというんでね。そこへ、当時、地元の人が川の中に、急ぎ川を造ったというんでね。何とか川にしたということで、地番は一

つ。ところが、実際は地番は二つになっとる。そんで、その元あった田んぼの真ん中に石を積んで川にした。どこまでが川なんで、今はその川がどういふんか、そういう公共物になっとる訳ですがね。その護岸の石、川の護岸なのか、宅地の石なのか、どこが境なのか。ほんで、高さも分からん。その数値で説明してほしい。1メートルだけは川の石だよ。そこから上は個人の石よ。あるいは全部個人の石よ。全部川の石よ。護岸の話をしよるんでね。石いうても、間違いのないように聞いてほしいと思う。その線を引いてほしい。できれば、数値で説明してほしい。どうかね。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、その護岸が、県のものか民のものかということでございますが、こちらについては、厳密には境界立会をしてみないと分かりません。個別、個別の案件になろうかと思えます。ただ、県が砂防施設として護岸を復旧する場合、民の護岸は復旧しません。あくまでも民の所有になりますので。

ですから、崩れた護岸が官地にあるもので、県の方が復旧するということになるんですけれども、その際の復旧する高さでございますが、数値ではちょっと示せません。申し上げるとしたら、今回の豪雨災害で一番高いところまで水位が上がっておるんですけれども、その上がった水位までを直すというのが基本的なルールになります。

したがって、全て溢れてしまったところについては、一番上まで直すことになるんですけれども、右と左で護岸の高さが違う場合なんかは、低い方の護岸の高さまで直すというような形になろうかと思えます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そこらが非常に分からん。だから、町道6号、ずっと川と引っ付いとる。

この石垣が6号の石積みなのか、川の石積みなのか、それと全く同じことが137が、左岸は田んぼ、この石積みが左岸の農地の石積みなのか、川の石積みなのか、もちろん上流部分に行ったら、右岸、左岸変わりますが、左岸は町道になっとる。右岸は個人の用地というか、なっとる。深いところは3メートルぐらいはあるかな、やっぱり、よう分からんけども。今言うたように、何か訳の分からんとこの、だから、その数値が欲しいと言いながら、それでその石積みでもって個人の宅地を支えとる。片方はその石積みでもって町道を支えとる。だから、その石積みは川の石積みなのか道路の石積みなのかいうて聞いとる。そこを復興のために早く県と、管理は県にあるんだから早くやりなさいと言うとるんよ。それが未だに、約1年近うなるのに何の進展もない。早く地権者を

入れて、あんた方もこうするんだから、土地はまあいいよ、今言うたように、米なんか作る時代じゃないんよ、早う土地を出しんさい、ちょっとやるんだから、というような話をスピードを持ってやるべきじゃないんかと。それがどこまで行っとるんかいというのにね。未だに石か、その境目か、それがまだ分からんと。再度、お尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）道路と川の境という部分につきましては、基本的に道路側の護岸は川の護岸になるんですけれども、今回、災害復旧に当たっての役割分担という考え方で、道路側の護岸は道路を支えるという機能も有しておるので、兼用護岸という考え方なんですけれども、道路の構造物の一部ということで、町が復旧をするということで災害査定を受けたものです。反対側の農地とか民地を支えとる護岸については、県の砂防施設ということで県の方が災害査定を受けて復旧するというものなんですけれども、災害復旧のスピードが遅いという御指摘でございますが、1月末まで災害査定を毎週毎週受けております。それらがようやく終わった段階でございます。

今現在、工事発注に向けた設計を随時進めております。今後できるだけ早期に工事発注をしてまいりたいと考えておるんですけれども、右と左で県と町の工事が別々に出るというのもよろしくございません。それらも踏まえて、今、県と調整をしておるところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）だから、その、今言うた県との打ち合わせの中で、特に民地側が高いところは3メートルぐらいある訳よ。ところが、さっき言うたように、1メートルなのか1メートル50、いわゆる2分の1なのか、個人なのかどうか。道路については道路の、どういうんか、支える部分のあれで道路として町がやりますよと。民地の方の話になったら、極端な話が、1メートルか1メートル50、2分の1か、そりゃ、分からんよ、数値が。数値を示せいうとるんだけど、数値が出てこんのよ。だから、理解がきんのじゃけども、そこの民地側も、若干、脱線したらまた議長に怒られるがね。わし、個人じゃったら、例えばその2分の1なら2分の1が公でやりますよ。あとの土地は今頃、さっき言うたように、米を作れいっても要らんのじゃ、米をかうた方が安いんじゃ。あとは野となれ山となれ、知らんよ。修理しないよ。だから、あとは困るのは誰かいうたら、その下流におるいろんな人が、いわゆる町民が困る訳よ。だから、そこの復旧復興ということについて、やっぱり何らかの線をいち早く引くべきじゃろうと思う。どうも

その辺が明確に出てこん。難しいけ、ここらでやめるがね。これは早う、あんたらも困るんじゃないと思うよ、今年の話。3メートル全部やります、2メートルとか、2メートル全部やります、ほんまは言うてほしいよ。

副町長、あんた、県の方にしっかりとお願いに行つての、そのために県から来たんじゃないだろうと言うたら、そのためじゃないかも分からんがの、しっかりパイプを、大きなのを持ってね、今の数値を満額、やっぱりそうせんことには、特に個人的には、私有地で、長いところは七、八十メートルぐらい個人負担せにやいかんところがある。もっとあるかも分からん。そしたら、個人の資力ではなかなか修理がでせん。公ですら3年ぐらい掛かるんいうんじゃないから、民は10年掛かるか分からん、10年掛かってもでせんかも分からん。なら、また次の災害が起きるということで、これはいち早く結論を出して、地権者にさっき言うたように、1メートル、2メートル出せ言うたら、ああ、上げるよと、出してくれると思うんじゃ。ということで、これはお願いということで、する訳です。

それで、さっきの避難体制の自助団、考えてはおらんということじゃが、わしも分からんから、その三善町か何かのをもっとしっかり見習うて、勉強して、何か特別に避難せんでも、いわゆる共助になるのか自助になるのか分からんけども、そこらの体制はやっぱりしっかり敷くべきだと、こういうふうをお願いしたい。

そこで、さっきの消防車の方に行く。分からんけども、期限の切れたとか、故障した消防車をえらい速やかに次の日か2日目に持っていった、どこまで嘘かほんまか分からん。その備品の小物についての耐用年数、まずこれを尋ねる。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）今回、廃棄したヘルメットについて、特に何年というようなものはございませんでした。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何もヘルメットじゃ、言うとりんじゃないんじゃがね。そういうふうなヘルメットという個別に出てくることは何か心にあるんじゃろ。例えば、夏用帽子、冬用帽子、10年、はっきり明記しておる訳だよ、こういうものはね。長靴も貸すのかどうかしらん、そういう耐用規定で5年だということで明記されとる。ヘルメットの耐用年数は何ぼなん。ちょっとお答え願いたい。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）廃棄のヘルメットと申して、済みませんでした。消防団員の被服

の耐用規則がございまして、今、前田議員が御指摘のように、アポロキャップなどは10年、作業服については10年、長靴についても5年というようなものがございます。ただ、ヘルメットについては、この規則の中でその耐用年数というものが定められていないというところで、先ほど答弁を差し上げたものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そのアポロヘルメットかヘッドか何かしらんよ。10年明記されとる。ヘルメットがない。言い換えれば無期限に使えると、こういうことじゃないのか。何かでやむを得ず割れたとかどうかなった、なら換えましょう、そりゃ、しょうがないじゃない。顎ひもが切れたとかね。5個、10個の話をしとるんじゃないんだよ。必要なら、写真を撮つとるんで提示してもいいんじゃないかね。耐用年数がないんだよ、課長。部長が答えてくれてもいいよ。写真を見せてほしけりゃ、見せてあげるよ。耐用年数を書いとらんということは無期限なんや。使えるまで使いましょうと、こういうことの意味じゃないのか。どうなのか、その辺は。

○議長（桑原）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）少し町長答弁でもございましたけども、平成24年のときに助成金を受けまして、消防団の装備を更新しております。その際に103個、その当時の記録を見ると購入しております。その当時の団員に新しいヘルメットを配り、古いヘルメットはその場で町が回収し、処分すべきであったところを分団の屯所にそのまま置いてあったというところでございます。この3月に、災害前でございますが、3分団の車両を廃棄するときに屯所にあった古いものを、ついでといいますか、引き取り車両と一緒に載せたまま廃棄をしたというのが実情でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）非常にすばらしい言い訳なんじゃがね。わしには言い訳にしか聞こえないよ。だから、それは何でもって、そのときの古いもんじゃ駄目じゃいうのを、要するに、年限があるというんなら、わしもあんまりやかましい言わんのよ。写真で見る限りはすばらしいよ、まだ。必要なら見せると言うとるんじゃ。ここにある。あんたら、どういうふうに通つとる、どこまで確認しとるんじゃ。消防車は壊れたかどうかしらんが、救助での、町長、「きゅうじょう」いうのは救うという意味よ。憲法の話しとるんじゃないよ。昨日、一昨日、水害が起きて、いろんな人を助けにやならん忙しいのに、昔、廃棄する車をそんなもんを運ぶ暇があるんかいな。非常にそこらが理解しにくいよ。

これ、見んでもいいが、そこから、ここに写真が4、5枚ある。日にちは3か月経つとるんだよ。10月12日に写しとるんじゃないかの。もう一つ言うよ、課長。偉そうに、あんたも心当たりがあるから、ヘルメットいうてぴーんときたんじゃろ思うんよ。ここに土のうが写つとるんじゃない、町長。町民が泣きながら、下へ来て、土のうを下さいとわいわい言うてから、騒いどるんだよ。どういことなの、課長、その説明。なぜ、土のう袋まで一緒に処分するんよ。どういことなんよ。そういう消防に危機管理があるんかいな。心当たりあるからヘルメットが出てきとるんじゃない。耐用年数、ないじゃないか、何でないんよ、それが。

1年出さんで、良いものも悪いものも皆捨てて、新しく買うたら気持ち良いから古いのを捨ててしまえ、まだ使えるものを。自分の金でないから、いいわ。消防団に危機意識がないんだよ。さっきも言うたように、消防車、水の中に入っていった、そこに6人も7人もおったら、軽自動車ぐらい、3人おったら引っ張り出せえや。なぜ、そういう指導ができんのかい。以後、どうい訓練したかいうて聞いとるが、そののあれがないんじゃない。どう言う対応をしとるんかと、指導、教育。何もしてないんじゃないか、どうなんか、部長。口じゃ、ええのを言うてから。

これも逸れるけども、前回も言うとるんだよ。例の駐車何とか問題で。6年間やってきて、何もできんかった、たった1回のそれでできるようになったじゃないか。その6年間の時系列を言えと言うたら、答弁は何、引き続き、見回りして指導しますようなことを答弁しとるんだ、まとめた言い方。あれから、何回見とるんじゃない。昨日も一昨日も、車の状態見とるんかい。誰かに見させとるんか。やってないだろう。その場限りの答弁をしとるんよ。

だから、ここでも消防団員の訓練どうしたんかと、こういうことがあるんだから。何したんか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）この件以来、訓練の際には、消防団長の方から意識についての訓示をしたり、そういったことで団員の指導の方をしておるところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）それが間違うとるいうのよ。どのような訓練をしとるかと聞いとるのよ。

訓示した、訓示だけかい。答弁になつとらんだろう。時間は時計は動きよるんだよ、そういう見当外れのことを言うての、議長、やかましい言うてくれんと困るよ、こんなピ

ント外れの。どのような、何を訓練してきたか。それは訓示も訓練かも分からんよ。

それじゃ、何名集めてやったんよ。どのようにしてやったのか。分団ごとにやったのか。その場限りのいいかげんなことを言うなというな。これ、過去何回も言うてる。その場をとにかく繕うて逃げて、何とかごまかして、あの前田のあほなんか、ばらっとすぐ片付くよ。それぐらいの考えしか持ってないんだ。延べ人数は200人も出たかどうかしらんけども、そんなこと言うけ、逸れるんじゃけどもね。

出初式でも87人言うたんかな。125人おるんだよ。何ぼや。よう計算せんけども、70人も足らんじゃない。特に日曜日、そういう意識が低いんじゃない。何が原因か。そういう団長以下、団員の平生の訓練が足らんのじゃろう。いざいうときにどうするんか。日曜日の、年に1回の出初式も、わずか70人足らない。頭が悪いけん、そのような計算はようせんけどな、そっちで計算してみてほしい。そりゃ、体調の悪い人もおるが、少なし85パーセントぐらいは出初式ぐらい出てくれにやいかんよ。そういう意識の低いところが、こういう進んで水の中に入って行って、車を放って帰ったいうて、2日ぐらい。次の日行ったらなかったでの。そんなようなことになる。今後、どのように、もう1回、再教育していくのか、何か計画書みたいなのがあるんかないんか、どうなの。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）今後の訓練についての計画書みたいなのはございませんが、これはやはり団の規律であるとか、地域に還元する気持ちであるとか、そういった部分も集積には大きく関わっているところだろうと思いますので、そういったところを町民の生命、財産を守る一翼を担うという消防団でございますので、そういったところを中心に指導機会が増えるように団長等も通じまして、団員の方に指導してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）この答弁書は読み上げたのは町長が読み上げたんじゃないやろうが、書いたのはあんたらが書いたんじゃないやろうと思うがの。いかに嘘の答弁書を書いとるということはこの。ちょっと読み上げてみようか。皆さんにも聞いてもらえりゃ、分かるよ。この2分団の車両は、修理のために修理業者に預かっていただいたもので、そこへ明治乳業の跡地に移動したんじゃないやいうて。何年間、ほっとったんよ。それがナンバー外して、そこに修理で預かるということもありえんし、ナンバーありゃ、税金も、公用車だから税金は要らんのかどうか、わしは知らんよ。その車両が明治乳業跡地に移送されたと。これ、違

うたもの。

何かしらんけども、分かりやすく言うと、ここでは2台あるということになるんじやの、今度。古い車と水没した車と、それをわしが混同しとるんかどうかしらんがね。いいかげんに、うまいこと嘘を言うて、ありや、修理に行っとった車でどうじゃらこうじゃら。修理に行っとった分が、おまえ、そこへさっとどうかして明治乳業の跡地に行くのかいな。ここらの説明がこの答弁書だけじゃ分からんよ。そういういいかげんなことを言うて、その場だけを取り繕うて、何かうまいこと言うて逃げていこうという。

今後、暇があったら、また後日やるけどもね。しっかり、これ、要望じゃ。団長にお願いして、消防団の意識の高揚、あんたらはこういうことなんだよという消防団に植え付けにゃいけんよ、団員に。人の生命、財産を守る崇高な仕事をしとるんじや、その意識を持たにゃいけん。のんびんだらりと、消防、知らんよ。この間の新町と畝にも火事があったが、どうかしらんが、何ぼ出たのか知らんけども、それはここでないから言わんけど、その出動、仕事も持っとしてじゃから、100パーセントの出動はありえんと思うが、先ほど言うたように、出初式ぐらいは80や85パーセントぐらい出てもらえ。いろんな家庭の事情もあったりするから、100パーセントとは言わないよ。125名の皆さんにしっかりお願いして、そういうこと。

その辺で止めておくけども。さっきの、また元に戻るがの、もう1回、建設部長、今からでもいいから、石が欲しいいう人がおったら取りに来んさいいう訳にいかんか。次長、何か知らんが、現場の安全確認やら何じゃらできんいうけえいうからじゃがね、その辺、わし、分からんことがないが、皆さんにもうちちょっと町民に親切にしてあげてもええんじゃないかと、こういうふうに思うんじやがね。どうなんかの、そこら。その辺、ちょっと確認して終わりたいが、どうかね。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）答えから申しますと、ちょっと難しい状況でございます。一日も早い仮置場の土砂撤去、転石撤去に我々全力で取り組んでおりますので、いろんな安全上の問題もございますので、現段階と申しますか、今、転石の方をPRしたり、お配りするというのは難しい状況でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今終わる言うたけ、終わるがね、それが残念。やっぱり、新しい土のう袋を捨てるとか、耐用年数のあるものを捨てるとか、こういう次元の低い考えを持つよ

うなことでなくして、しっかりお願いして、すばらしい団員になってもらうように、しっかり教育、訓練、それで瀬野川でも水を出しよるのはええけども、そりゃ、ポンプもぱっといざいうときにエンジンがかからにゃ困る。ポンプ、エンジンをかけて、水出して、あっち向いて、みんながたばこ吸うとるんよの。どうもわしはこの辺が気に入らんよ、ほんまの話が。やっぱり、ポンプの見回りなら見回りして、どうなんかいいうて。そこに何か、俺たちはこういうふうにしてやっとなるんじやいうて、5人が集まって、ポンプはあっち向いて水出しよる、5人がこっちで輪になってたばこを吸うとる。何かこの辺が意識が低いんじゃないかと。そこら含めてしっかりお願いして頑張ってもらってくださいよ。要望して終わります。ありがとうございました。

○議長（桑原）これにて、一般質問を終結します。

この際、暫時休憩をします。再開は15時55分。

~~~~~○~~~~~

午後3時45分 休憩

午後3時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。日程第2から日程第8に至る各議案については、新年度予算に関連する条例案及び予算案でございます。各案件については、日程順に執行部より説明を受け、議員全員による予算委員会に付託する予定でございますので、御協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、第12号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第12号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。平成31年度の国民健康保険事業費納付金の額を確保するに当たり、国民健康保険税の税率を改正する必要性が生じたため、海田町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（桑原）税務課長。

○税務課長（近森）それでは、第12号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書10ページをお開きください。資料については資料17の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、資料18の海田町国民健康保険税条例新旧対照表をお願いします。説明については、資料17の海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要で行います。改正内容については国民健康保険税の税率の改正でございます。

平成31年度の国民健康保険事業費納付金及び市町村標準保険料率を踏まえ、町独自の激変緩和措置を行った上で、事業費納付金の財源を確保するため、税率を改正するものでございます。中段の表は、現行の税率で、2列目に基礎課税額分、3列目に後期高齢者支援金等課税額分、4列目に介護納付金課税額分を、また2行目の所得割率から下に資産割率、均等割額、平等割額、特定世帯の平等割額及び特定継続世帯の平等割額の税率を記載しています。下段の表は、今回、提案させていただきます県及び町の激変緩和措置を適用した改正後の保険税率を記載しています。

2ページをお願いします。表は、県の激変緩和措置が適用された市町村標準保険料率を記載しております。施行期日については平成31年4月1日でございます。

以上で、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要の説明を終わります。
○議長（桑原）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）続いて、日程第3、第13号議案、平成31年度海田町一般会計予算から、日程第8、平成31年度海田町水道事業会計予算までの6議案については一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第13号議案から第18号議案、平成31年度海田町一般会計予算ほか5会計予算、第13号議案から第18号議案までを一括で御提案申し上げます。

平成31年度海田町一般会計ほか5会計予算につきましては、施政方針で申し上げました施策を中心に編成しております。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、まず第13号議案から第17号議案までの平成31年度海田町一般会計及び特別会計の予算について御説明いたします。

説明は資料26、平成31年度予算の概要により、一般会計から御説明いたします。予算の概要の4ページをお願いいたします。財政規模でございますが、平成31年度一般会計の当初予算額は116億9,200万円で、前年度に比べ12億4,300万円、11.9パーセントの増でございます。主な増額の理由は、庁舎移転事業や災害復旧事業による投資的経費の増

や、待機児童対策のための保育所整備支援事業費の増などによるものです。

次に、6ページから21ページにかけて、主要事業の概要について、主な新規・拡充・継続事業を掲載しております。

また、22ページから35ページにかけては、海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略について、数値目標K P Iと31年度の主な取組内容を掲載しております。個別の説明については施政方針と重複する部分もございますので、省略させていただきます。

なお、主な新規拡充事業等に関する個別資料として資料27を併せて提出しております。

続きまして、概要の36、37ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。36ページに歳入予算一覧表を、37ページに自主財源と依存財源の内訳を記載しております。

次に、歳入科目ごとの主な内容について、38ページをお願いいたします。まず、町税でございますが、予算額は41億9,093万1,000円で、前年度に比べて7,765万6,000円、1.9パーセントの増でございます。その内訳と主な増減理由を同ページに記載しております。

なお、軽自動車税については、制度改正により、平成31年10月1日から新たに燃費基準達成度などに応じて課税される軽自動車税環境性能割が導入されることにより、増収を見込んでおります。

次に、40ページをお願いします。町債でございますが、予算額は18億1,770万円で、前年度に比べ、4億6,080万円、34パーセントの増でございます。主な増額理由は庁舎移転事業や災害復旧事業に係る起債の増によるものです。

41ページに、町債残高を示しておりますが、平成31年度末の町債残高は約101億円と見込んでおります。

次に、43ページ、地方交付税でございます。31年度の交付税全体の予算額は9億5,597万円で、前年度に比べ、3,597万円、3.9パーセントの増でございます。地方交付税のうち、普通交付税は9億円で、前年度と同額、特別交付税は5,597万円で、前年度に比べて3,597万円、179.9パーセントの増でございます。その主な理由は、平成30年7月豪雨災害対応に係る中長期派遣職員負担金や証明書等交付サービス事業に係る増を見込んだものでございます。

次に、44ページをお願いします。繰入金でございますが、予算額は5億6,923万5,000円で、前年度に比べ、1億905万3,000円、23.7パーセントの増でございます。そのうち、8,567万6,000円は公共施設等整備基金の繰入金で、こちらは平成28年度に広島県から交付された未来の地域づくり応援交付金を積み立てていたものを繰り入れるもので、庁舎

移転事業に活用してまいります。また、主な基金残高については45ページに記載しております。

次に、46ページをお願いします。地方消費税交付金でございますが、予算額は5億4,203万5,000円で、前年度に比べ、37万1,000円、0.1パーセントの増でございます。消費税率引き上げ初年度となる平成31年度は、平成31年10月からの引き上げに伴う増収がわずかであることから、ほぼ横ばいを見込んでおります。

47ページ以降、その他の歳入について記載をしておりますが、主な科目について説明させていただきます。

49ページをお願いします。自動車取得税交付金は予算額1,122万3,000円で、前年度に比べ、677万3,000円、37.6パーセントの減でございます。減額の理由は、平成31年9月末をもって、自動車取得税が廃止されることによるものです。

次に、50ページをお願いします。環境性能割交付金は、新規科目で、先ほどの自動車取得税交付金は平成31年9月末をもって廃止され、その代わりに、平成31年10月1日から新たに燃費基準達成度などに応じて課税される自動車税環境性能割が導入され、その一部を県が環境性能割交付金として市町村に交付するものでございます。その予算額は368万6,000円でございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。地方特例交付金でございますが、予算額は6,181万3,000円で、前年度に比べ、3,137万3,000円、103.1パーセントの増でございます。主な増額理由は、平成31年度は消費税率引き上げに伴う増収がわずかであることから、幼児教育・保育無償化の財源として交付される子ども・子育て支援臨時交付金の増によるものです。

続きまして、58、59ページをお願いいたします。目的別の歳出予算でございます。その主な内訳について御説明いたします。

61ページをお願いいたします。総務費でございますが、予算額は15億3,399万8,000円、前年度に比べ、5億3,903万9,000円、54.2パーセントの増で、主な増額理由は庁舎移転事業費や証明書等交付サービス事業費の増などによるものでございます。

次に、62ページをお願いします。民生費でございますが、予算額は46億4,795万円で、前年度に比べ、6億8,464万円、17.3パーセントの増でございます。主な増額理由は私立保育所の整備を支援することによる保育所整備支援事業費の増や、入所者数の増等による私立保育所等保育事業費の増などによるものです。

続きまして、67ページをお願いいたします。消防費でございますが、予算額は4億1,360万7,000円、前年度に比べ、7,248万6,000円、21.2パーセントの増で、主な増額理由は、防災体制強化事業費や災害対策事業費の増などによるものです。

次に、69ページをお願いします。災害復旧費でございますが、予算額は3億7,350万9,000円、前年度に比べ、大幅な増額で、主な増額理由は、道路橋梁災害復旧事業費や河川災害復旧事業費の増などによるものです。

次に、70、71ページをお願いいたします。性質別の歳出予算でございます。個別の内容につきましては、72ページから82ページにかけて記載をしておりますが、その内訳については目的別予算と内容が重複する部分がございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、84ページをお願いいたします。公共下水道事業特別会計でございます。まず、2の財政規模については、予算額12億3,540万1,000円で、前年度と比べて、5,252万4,000円、4.4パーセントの増でございます。

次に、85ページに移りまして、歳入の概要でございます。2款の使用料及び手数料の予算額は4億5,672万9,000円で、公共下水道使用料の減等により、0.6パーセントの減としております。

次に、87ページをお願いいたします。二つ目の町債でございますが、予算額は3億5,860万円で、整備事業債の増等に伴い、34.4パーセントの増としており、平成31年度末の町債残高は約71億円と見込んでおります。

次に、89ページをお願いいたします。歳入の概要でございます。2款の事業費の予算額は2億8万3,000円で、雨水整備事業費の増等により、63.1パーセントの増としております。

続きまして、96ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計でございます。まず、2の財政規模については、予算総額23億9,138万3,000円で、前年度と比べて、1億7,579万8,000円、6.8パーセントの減でございます。

次に、98ページをお願いします。歳入の概要でございますが、1款の国民健康保険税は、4億9,010万3,000円で、加入者の減等により、1.9パーセントの減としております。

次に、103ページをお願いします。歳入の概要でございますが、2款の保険給付費は16億3,759万6,000円で、被保険者の減少等に伴い、医療費の減が見込まれることなどから、8.7パーセントの減としております。

続きまして、108ページをお願いいたします。介護保険特別会計でございます。まず、2の財政規模について、保険事業勘定と介護サービス事業勘定をあわせた予算額は20億9,943万9,000円で、前年度と比べて、123万2,000円、0.1パーセントの減でございます。

次に、109ページに移りまして、歳入の概要でございます。保険事業勘定の1款の保険料は5億2,976万4,000円で、被保険者数の増などにより、1.5パーセントの増としております。

次に、113ページをお願いします。歳出の概要でございますが、保険事業勘定の2款の保険給付費は19億5,306万7,000円で、地域密着型介護サービス給付費の増等により、0.5パーセントの増としております。

続きまして、118ページをお願いします。後期高齢者医療特別会計でございます。2の財政規模については、予算総額3億7,635万6,000円で、前年度と比べて、1,331万4,000円、3.7パーセントの増でございます。

次に、119ページの歳入の概要でございます。1款の後期高齢者医療保険料は3億213万1,000円で、被保険者数の増等により、4.2パーセントの増としております。

次に、121ページをお願いします。歳出の概要でございますが、2款の後期高齢者医療広域連合納付金は3億7,126万6,000円で、保険料徴収額の増等により、4.3パーセントの増としております。

続きまして、議案の説明をさせていただきます。

第13号議案をお願いいたします。平成31年度海田町一般会計予算でございます。第1条で歳入歳出予算の総額を116億9,200万円と定めております。第2条は債務負担行為でございます。

5ページをお開きください。第5次海田町総合計画等策定業務委託について、2か年事業で実施するため、債務負担行為を定めるものでございます。

次に、6ページから7ページにかけては、第3条関係の地方債でございます。19件の起債について、目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ定めております。

議案書の表紙にお戻りください。第4条で一時借入金について、第5条で歳出予算の流用について、それぞれ定めております。

続きまして、第14号議案をお願いいたします。平成31年度海田町公共下水道事業特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を12億3,540万1,000円と定めて

おります。第2条、地方債でございます。3件の起債について、第2表により、目的、限度額等を定めております。第3条は一時借入金について定めております。

続きまして、第15号議案をお願いいたします。平成31年度海田町国民健康保険特別会計予算でございます。第1条で、歳入歳出予算の総額を23億9,138万3,000円と定めております。第2条は一時借入金について、第3条は歳出予算の流用について、それぞれ定めております。

続きまして、第16号議案をお願いいたします。平成31年度海田町介護保険特別会計予算でございます。第1条で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を20億8,279万円と定め、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を1,664万9,000円と定めております。第2条で一時借入金について、第3条で歳出予算の流用についてそれぞれ定めております。

続きまして、第17号議案をお願いいたします。平成31年度海田町後期高齢者医療特別会計予算でございます。第1条で歳入歳出予算の総額を3億7,635万6,000円と定め、第2条で一時借入金について定めております。

以上で、平成31年度海田町一般会計及び特別会計の予算の説明を終わります。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）続きまして、第18号議案、平成31年度海田町水道事業会計予算について御説明いたします。

資料41、水道事業会計予算の概要の1ページをお願いいたします。事業収益は4億4,023万2,000円で、30年度予算に比べまして、215万4,000円の減となっております。また、事業費用は4億1,227万円で、30年度予算に比べまして、2,536万円の減となっております。以上の結果、31年度におきましては、2,796万2,000円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入は8,781万7,000円で、30年度予算と比べまして、8,545万8,000円の増となっております。また、資本的支出は2億245万7,000円で、30年度予算と比べまして、5,649万1,000円の増となっております。31年度は、三迫増圧ポンプ場の制御盤インバーター及び国信浄水場の井戸ポンプの取替工事を実施いたします。水道管につきましては、引き続き、長寿命耐震管で更新してまいります。また、国信浄水場の電気機械設備の老朽化に伴う更新及び耐震化のための実施設計を行います。

更に、災害時の対応能力を強化するため、給水車等を購入します。給水車購入につきましては、受注生産となり、年度内の納車が見込めないため、予算の繰越を予定してお

ります。

なお、差し引き不足額 1 億 1,464 万円につきましては、内部資金であります当年度分損益勘定留保資金等で補填する予定でございます。

続きまして、第 18 号議案をお願いいたします。第 2 条の業務の予定量といたしまして、給水戸数は 1 万 3,263 戸、年間総排水量は 326 万 5,000 立方メートル、1 日平均排水量は 8,920 立方メートルを予定しております。次に、第 3 条には収益的収入及び支出、第 4 条には資本的収入及び支出、第 5 条には配水管の布設工事や給水車の購入などの財源に充てるための企業債を定めております。次に、第 6 条には一時借入金、第 7 条には予定支出の各戸の経費の金額の流用、第 8 条には流用禁止項目、第 9 条には棚卸資産の購入限度額を定めております。

以上で平成 31 年度海田町水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。第 12 号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから、第 18 号議案、平成 31 年度海田町水道事業会計予算までの 7 議案については、予算委員会に付託して審査することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第 12 号議案から第 18 号議案までの 7 議案については、予算委員会に付託することと決めます。

ただいま、佐中議員ほか 1 名、町税などの滞納関係等の資料の要求がありました。執行部提出できますか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）資料の提出は可能でございます。

○議長（桑原）執行部は提出可能ということなので、お諮りいたします。ただいまの資料の提出を求めることについて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。したがって、ただいまの資料提出を求めることにいたします。執行部におかれましては、予算委員会において提出してください。

この際、お諮りいたします。予算委員会の審査のため、3 月 8 日から 3 月 18 日までの 11 日間、休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、3月8日から3月18日までの11日間を休会とすることを決めます。

会議規則第23条の規定により、これにて延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決めます。

なお、次の会は、3月19日午前9時から開会いたします。本日は、大変御苦勞様でした。

午後4時26分 延会